

令和3年第1回大和村議会定例会会期日程

3月8日開会～3月23日閉会 会期16日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	3月8日	月	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 議案第1号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）について
				6 議案第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
				7 議案第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
				8 議案第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について
				9 議案第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
				10 議案第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
				11 議案第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について
12 議案第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について				

第 1 日	3 月 8 日	月	本会議	13 議案第 9 号	令和 3 年度大和村一般会計予算 について
				14 議案第 10 号	令和 3 年度大和村簡易水道事業 特別会計予算について
				15 議案第 11 号	令和 3 年度大和村国民健康保険 特別会計予算について
				16 議案第 12 号	令和 3 年度大和村大和診療所特 別会計予算について
				17 議案第 13 号	令和 3 年度大和村介護保険特別 会計予算について
				18 議案第 14 号	令和 3 年度大和村集落排水事業 特別会計予算について
				19 議案第 15 号	令和 3 年度大和村大和の園特別 会計予算について
				20 議案第 16 号	令和 3 年度大和村後期高齢者医 療特別会計予算について (施政方針及び提案理由説明) (大綱質疑) 総務建設委員長
				21	令和 3 年度予算審査特別委員会の設置につい て
				22 議案第 17 号	大和村課設置条例の一部を改正 する条例の制定について
				23 議案第 18 号	大和村報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例 の制定について
				24 議案第 19 号	大和村定住促進住宅の設置及び 管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
				25 議案第 20 号	大和村観光公園施設の指定管理 者の指定について
26 議案第 21 号	大和村集落排水処理施設の設置				

第1日	3月8日	月	本会議	27 議案第22号 及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
第2日	3月9日	火	休 会	
第3日	3月10日	水	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
第4日	3月11日	木	休 会	
第5日	3月12日	金	休 会	
第6日	3月13日	土	休 会	
第7日	3月14日	日	休 会	
第8日	3月15日	月	本会議	1 一般質問
第9日	3月16日	火	休 会	大和中学校卒業式
第10日	3月17日	水	休 会	
第11日	3月18日	木	委員会	予算審査特別委員会（一般会計・各特別会計）
第12日	3月19日	金	委員会	予算審査特別委遺戒（一般会計・各特別会計）
第13日	3月20日	土	休 会	
第14日	3月21日	日	休 会	
第15日	3月22日	月	休 会	
第16日	3月23日	火	本会議	1 議案第23号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）について 2 議案第24号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 3 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決） 4 発議第1号 大和村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

第16日	3月23日	火	本会議	5 議員派遣の件について 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 閉 会
------	-------	---	-----	---

第 1 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 3 月 8 日 (月)

大 和 村 議 会

令和3年第1回大和村議会定例会会議録

令和3年3月8日(月)

午後1時29分 開 会

1 議事日程

開議の宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 令和2年度大和村一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第6 議案第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第7 議案第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第9 議案第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第10 議案第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第9号 令和3年度大和村一般会計予算について
- 日程第14 議案第10号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第11号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第12号 令和3年度大和村大和診療所特別会計予算について
- 日程第17 議案第13号 令和3年度大和村介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第14号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算について

- 日程第19 議案第15号 令和3年度大和村大和の園特別会計予算について
- 日程第20 議案第16号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について
(施政方針及び提案理由説明)
(大綱質疑) 総務建設委員長
- 日程第21 令和3年度予算審査特別委員会の設置について
- 日程第22 議案第17号 大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第18号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第20号 大和村観光公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第21号 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第22号 大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田実孝君	6番 勝山浩平君
2番 前田清和君	7番 民文忠君
3番 重信安男君	8番 宮田到君
5番 藏正君	9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 晨原弘久君
副村長 泉有智君 教委事務局長 福山茂君

総務課長	政村勇二君	企画観光課長	森永学君
建設課長	前田逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島武正君
教委指導主事	前田剛君	会計管理者 兼会計課長	大石松美君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早川理恵君	住民税務課長	吉原照悟君
大和の園園長	勝健一郎君		

開会 午後1時29分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。

会議が始まる前に、議場の皆様方に一言申し上げたいと思います。東日本大震災が2011年、平成23年3月11日14時46分に発生をいたしました。3月6日現在で死者1万5,899名、行方不明者2,529名でありました。今なお4万1,241名の方が避難生活を余儀なくされております。震災復興はいまだ道半ばであり、行方不明者を待ち続ける御家族の心境はいかばかりかと思えます。犠牲者の御家族、いまだ行方不明者を待ち続ける御家族に対し心よりお見舞いを申し上げます。震災の日の3月11日は議会は休会となっております。皆様におかれましても3月11日、14時46分には、犠牲者に対して黙祷をお願いいたします。以上です。

それでは、ただいまから令和3年第1回大和村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、藏正君、6番、勝山浩平君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの16日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月23日までの16日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年第4回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付しておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

こんにちは。それでは、行政報告をさせていただきます。

昨年の12月、令和2年第4回議会定例会以降の行政報告でございますけれども、12月7日に定例会が開会以来、5名の議員の皆さんから質問をいただきました。私たちが令和2年度予算並びに令和3年度の予算の中にも皆さんの御意見を賜り、実行できるもの、また、今、検討中のこともございますが、村民のサービス向上に今後も皆さんの意見を反映させた中で努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

また、もう御承知のとおりコロナ禍の中でいろいろと会議が中止になるなど、行事等も中止ということでございますが、御案内のとおり、今年のタンカンが豊作ということで、12月の末には大和市長のほうに表敬をさせていただき、大和市役所を中心にPRをお願いをしたところでもございます。

また、我々FM大和にも毎年1回の大和村情報を流している関係で、ラジオにも出演させていただいて、タンカンのPRもさせていただいたところでもございます。

今現在の状況で申し上げれば、これまで同様の注文があったような状況でございますので、今後とも村の特産品のPRに努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

年が明けて2月に入りまして、私ども県の町村会のいろんな会合も中止でございましたけれども、2月から徐々にスタートいたしまして、2月3日には知事との意見交換を設けております自治振興促進懇談会を開催させていただき、内容につきまして

しては、新型コロナウイルス感染症の対策についてが重点的な意見交換ということで、限られた時間の中でしか意見交換はできませんでした。今後も、懇談を深める機会を設けるということでございまして、私ども大和村の要望している案件についても知事に直接訴えていきたいというふうに思っているところでもございます。

2月の22日には、通常8月に実施しております子供議会を、予定を変更させていただいて開催させていただきました。子供たちのほうから本当に多くの意見が出ているわけございまして、これまでも、今回8回目の子供議会ということでございましたけれども、多くの意見が出ている中で、我々も実行率は約75%を今、達成をしておりますけれども、子供たちの意見に我々も添うように、学校としっかり連携を図りながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

2月24日には、奄美群島の農業・農村推進協議会の意見交換会が、県当局と市町村長との意見交換会がございました。その中で、福元地区におけるイノシシ防護柵の中で、やはりクロウサギの被害が大きいということで、今、実証実験をしております、返し網を設置して、この事業導入ができないかということで大和村から要望させていただきましたら、これは事業の採択に当てはまるということでございますので、今後、県営農地環境事業の整備を終えたところ、ある一定の期間が過ぎた場所においては、このクロウサギ対策の防止柵も設置は可能ということでございますので、今後、福元地区、湯湾釜地区等を含めて、我々も検討してまいりたいというふうに思っております。

3月に入りまして、先日、皆様の御協力をいただいて庁舎の完成式を迎えました。これは耐震関係の工事が主でございましたけれども、中ではほぼリフォームするような形になりまして、我々職員が住民サービスのしやすい環境づくりということで、我々も行ったところでもございます。まだまだ使い勝手の悪い部分もあろうかと思いますが、議員の皆さんからも意見を賜りながら、しっかり住民サービスができるように我々も努めていきたいと思っておりますので、議会の皆様の御理解をいただきますようお願いをして、簡単ではございますけれども行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第1号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議案第1号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）について

を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や各事業確定によりまして、歳入歳出それぞれ5,111万8,000円増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,111万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,487万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。10ページをお開きください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、通知カード・個人番号カード関連事業費補助と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次申請分における合算額と併せまして、特別定額給付金給付事業費補助金の実績に伴う減額と併せ、合計で4,566万円を増額計上いたしました。

11ページをお願いいたします。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金は、橋梁補修事業や村道舗装補修事業などの実績に伴い、合計で215万6,000円を減額計上いたしました。

12ページをお開きください。

款16寄附金、項1寄附金、目2まほろば大和応援寄附金は、ふるさと納税における増額分といたしまして、600万円を増額計上いたしました。

同じく、12ページをお願いいたします。

款19諸収入、項3雑入、目2雑入は、土砂搬入量の実績に伴う増額や市町村振興宝くじにおける交付金の決定などにより、合計で1,224万3,000円を増額計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款20村債におきましては、各起債の組み替えによる調整を行い、合計で1,280万円を減額計上いたしました。

次に歳出の主なものを御説明いたします。14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金及び振興基金への積立金といたしまして、2,235万6,000円を増額計上いたしました。

同じく、14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目21地方創生臨時交付金事業は、新型コロナウイルス関連に伴う各事業費といたしまして、6,488万8,000円を増額計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目23地域振興事業費は、湯湾岳遊歩道改修に伴う測量設計委託費として、300万円を減額計上いたしました。

17ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目16障害者自立支援給付事業費は、システム改修負担金のほか、障害者自立支援給付費及び返還金の合計で、538万円を増額計上いたしました。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料は、電算システム保守委託料と併せまして、新型コロナウイルスワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種における予防接種委託料として、合計で141万1,000円を増額計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目5森林環境事業は、森林環境譲与税基金への積立金といたしまして、129万4,000円を増額計上いたしました。

20ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4社会資本整備総合交付金防災安全事業は、橋梁補修における設計委託の増や内示額減による工事請負費の減額などと併せ、合計で222万5,000円を減額計上いたしました。

21ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5防災行政費は、役場庁舎内にある防災無線操作卓更新業務委託料として、250万円を減額計上いたしました。

22ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、教育支援員減による報酬減と併せ、学校端末設定終了に伴う機器設定委託料の減で、570万円を減額計上いたしま

した。

23ページをお願いいたします。

款13予備費におきましては、78万1,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻りまして5ページをお願いいたします。

第2表の明許繰越費でございますが、令和2年度から令和3年度に繰り越して行う事業は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業や社会資本整備総合交付金事業、災害復旧費など合わせて9事業の合計6億3,213万5,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

若干説明があるかなと思ったんですけど、説明なかったのでお伺いしますけれども、15ページの地方創生臨時交付金事業ですか、バス購入助成金2,000万円の金額が計上されていますけれども、これについての詳細を教えてください。

○企画観光課長（森永 学君）

こちらの2,000万円のほうは、今現在運行しております大和村直交バス、こちらが今、このコロナの関係で大きいバスを走らせてほしいという要望はしていたのですが、1日平日2台態勢でやっているんですけど1台しかまわせないことが多いということで、1台バスの購入を助成するものであります。

○5番（藏 正君）

これはその企業に2,000万円を補助するということになりますよね。その企業がバスを今、契約自体がバスを持っていない企業と契約しているからこんなことになるんであって、バスを持っているところとの契約に切り替えたら、この2,000万円は必要ないんじゃないんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

今あるところも一応バスは持っているんですが、大きなバスを常にまわせるのが1日1台までが限度の日が多いということでもあります。

○5番（藏 正君）

その企業以外のところで大きなバスを持っている企業があるんじゃないんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

もともとこちらはしまバスがもともとは走っておりました。ただ、運転手不足ということで大和村のほうの路線から撤退をしたところでございます。

○5番（藏 正君）

大和村しまバスのほうから撤退したんですか。入札のほうにあがっていたんじゃないんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

入札にはあがってございませんで、バスの路線の廃止ということで、こちらのほうにしまバスのほうから連絡があったところであります。

○5番（藏 正君）

じゃあ最後にしますけれども、この企業との契約の中で、以前にもですよ、夕方の名瀬から大和村に来る方面のバスが、学生たちとかと一般の客がいっぱいになって、対応できないからということで何か補正を組みましたよね。その金額とか、今回のこういった2,000万円もの金額が発生する。令和3年度にも4,500万円の契約の金額を計上していますよ、それは例年どおりの契約だと思いますけれども、この問題で補正の前回の補正とか今回のこの2,000万円とかいった問題というのは、今の企業との契約の中でいうと、どうなんですか、また問題が発生したらまた補正をどんどん組んでいかなければいけなくなりますか。これは抜本的にちょっと考え直さないと、この問題でどうなるんですか。そのしまバスさんとの交渉契約に切り替えるとか、そういったことも運転手不足がどうにか解消できないものか、そのへんの検討も必要なんじゃないんですか、今後の課題なんじゃないんですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員の質問としてはよくわかりますけれども、我々としては、もうしまバスさんが私たちの路線は撤退したという流れで、もう大和村の路線では運行できませんよというのが示されたわけですね。それで、我々としては、次の手段として、大島タクシーさんに声をかけて、何とか運行ができないものかということで、運行はできますよと。

今ちょっと担当課長の説明が不足だったのは、今現在、乗車者が多い場合は、中型バスを出してもらっているんですね。それは我々もちょっと当初の契約の流れが、どのバスを運行するかというのは、マイクロバスで行きよるということがありまして、通常マイクロバスが走っていたわけです。そしたらマイクロバスがやっぱり故障したりとかいろいろありまして、中型バスを運行させることによって、村はまた

プラスアルファ、割り増しの料金をあそこに納めているということあったわけでございます。そういう中では、今、やっぱり乗れないとかということがないためには、やはりちゃんとしたバスを運行してくださいということで、今回この間隔をあけた中での乗車をさせるためのことを理由づけとしながら、そしてまた、路線バスにしっかり中型バス以上の車が走ってもらうための手段として、我々は今回このような予算措置を計上させていただいたわけでございます。

ですので、確かに議員がおっしゃる、しまバスに我々もそれ以後投げかけていません。本当はどういう形でいくのか、我々も大島タクシーさんとは、やっぱりあそこも請けてもらう以上は、どれだけの確約ができますかということで、当初会社側から言われたもんですから、大和村としても5年間は何とか運行して約束をしましょうということで、5年であればあそことしてもそれなりの設備の投資をしなければならぬということであったために、我々としてはそれにぜひ請けていただきたいということ、このような形になったわけでございます。そこは今後我々も、その途中で路線がやめてもらったら、そのやっぱり機材というのはあとあと我々も考えなければいけませんので、説明不足があったのは申し訳ないと思いますが、ちゃんとした企業との覚え書きを交わしながら、やっぱり財産権利をしっかりしたうえで、我々はバスの助成をしていこうということでございます。

○5番（藏 正君）

当初の4,500万円に2,000万円の6,500万円、また補正も合わせると7,000万円近い金額になってくるんですね。そういったことって村民は理解していないと思うんですよ。理解しづらいそのへんを説明できるような、その説明するスタンスというのは必要なんじゃないですかね。何かこのまんまだと、何となく自分らもこれでいいのかなあってわからないまんまこの案が通っていくことにちょっと不信感もありますし、しまバスとの契約でできないのかなあとか、いろんなバスを持っているとこと契約したらいいんじゃないのかというのが村民の中にありますよ、どうしても、そのへんの説明義務というのがあるんじゃないんですか。

○村長（伊集院 幼君）

実際集落民に我々も村政報告会もしてないもんですから、それはコロナでちょっと我々もできないだろうと、それは早いうちに我々もしたいと思って、4月には各集落をまわって、このバス問題を含めて今のバスの現状、どういう形で運行していますよということを含めて、我々も説明はしなければならないというふうに考えています。ですから、これを今、安易にじゃないですけど、我々もバスが満杯という

ことを考えたときに、こうして今、手段をとらせていましたけど、やはりしまバスでもね、我々ももう一回投げかけることをしながら、村としては、やっぱり選択性を見ながらやっていくということが大事なことだと思いますので、我々も議員からの意見としてしっかり受け止めたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（勝山浩平君）

5点伺いたいと思いますが、今、蔵議員からもありましたように、一民間企業に2,000万円、バスを大型化するからということで助成をする、あげるということですよね。なかなか村民に理解が得られにくいものがあると思います。

毎年これまでは今、委託を請けているバス会社と随意契約でやっていたということでありましたけれども、村長もおっしゃいましたけれども、次の契約の更新時には、島内のバス会社に公募をかけて、もう一度入札をして、毎年4,500万円かかっていますけれども、少しでも軽減するような対策を講じてもらいたいと思いますが、確認のためもう一度お願いします。

○村長（伊集院 幼君）

これはしっかり我々も当初の約束はまた果たさなければならないということで、我々も急ぎょそういう手続きをとらせていただきましたので、今回この企業の選択を我々もしながら、しっかり対応できるようにしていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

ページ戻ります。すみません。10ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業、11ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、そして18ページ、予防接種、インフルエンザとコロナ対策で接種を行うということでありましたけれども、国からの今、情報が国会で今あっていますけれども、頻繁に情報更新があったり、情報が不足する中で、今、担当の職員の皆様は、大変な御苦勞のもと進めておると思いますが、本村の今の段階での接種計画、接種体制、接種会場、高齢者や障がい者などの送迎等の対応、計画はどのようになっておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

議員がおっしゃいましたように、国からの通知、県からの通知、非常に情報の入れ替わりというのが多い状況で、なかなかいろんなことが確定できない状況というのがございます。ワクチンの一番配送日が決定ということであれば、それを軸に計画を立てていけるのですが、まだそれが未定ということで、実際の実施日なども確

定ができていない状況ではございます。ただ、いつワクチン配送日が決まってもいいようにということで、診療所とシミュレーションなどを重ねながら、接種体制の構築をしているところでございますが、接種会場といたしましては、村の体育館を集団接種で行えるようにということを考えています。それに漏れた個別接種につきましては、診療所で接種ができるようにという体制。村の体育館への移動につきましてもマイクロバスを運行して、接種する方々を運行できるようにというふうなことを考えております。

○6番（勝山浩平君）

副反応の心配の声等もありますけれども、接種当日のアナフィラキシーショックなどの副反応の対応に対して、また数日経ってから反応、副反応が出る方もいるかもしれませんが、そういった場合の対応というのはどのように考えておりますか。また、そういった対応についての相談窓口等もしっかり設けていかなんと思えますけれども、どうでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

当日の接種会場につきましては、医師を2名配置する予定にしております。例えば、アナフィラキシーショックが起こった場合には、1名の医師がそちらのほうを対応して、そういった重篤な症状が出た場合には、すぐに救急搬送ということで考えております。軽微な例えば10分、20分、少し横になって様子を見ればいいレベルであれば、その会場内に簡易ベッドを設置しまして、そちらで経過を観察することができるようにということを考えております。

○6番（勝山浩平君）

もう一個、期間を置いて、何週間か経っていろいろ身体のだるいとか、といった対応が出る場合もあると聞いておりますけれども、そういった場合の対応がどうなっているのか。また、今回16歳以上が接種の対象となっておりますけれども、16歳未満のコロナ感染対策をどのように考えていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

まず数日経ってからの対応ということでございますけれども、基本的には診療所を中心としますので、そちらに相談、コールセンターまではいきませんが、そちらを対応できる体制ということで、住民の方にお知らせをしようというふうに考えております。コロナワクチン全般に関しては役場のほうへ、症状等に関しては診療所のほうへということで、相談窓口として考えております。

それから16歳未満の方については、今のところ接種対象者にはあがっておりませ

ん。それはワクチンの供給の問題というのも関連しているというふうに聞いておりますけれども、基本的に16歳未満、子供につきましては、非常に重篤化する方が少ないということで、接種対象からは外れておりますので、こちらの予防につきましては、これまでどおり、マスクや手洗いの徹底というのを呼びかけることで、予防を徹底していきたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

高齢者向けの肺炎球菌ワクチンがありまして、コロナの重症化を減らすというデータがWHOとかで出ておりまして、東京都等でもこの肺炎球菌ワクチンの接種を高齢者に推奨していくということでもありますけれども、今回のコロナウイルスのワクチンは、重症化を防ぐ効果はありますけれども、感染を防ぐ効果は確認されていないとなっておりますが、本村の高齢者に対して、今、村が助成を行って、接種率が28%から30%ほどで、自己負担2,000円でできるということでありましたが、この自己負担分をさらに助成をすることによって、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種を推奨していくべきではありませんか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この肺炎球菌ワクチンの接種によるデータというのも出ていることもありますが、それは一部情報ということで、そういったデータもあるけれども、はっきりそれが新型コロナウイルスワクチンの症状を抑えるものであるかということまでは行き着いていないのではないかと考えておりますので、そういった情報、いろんな情報確認をしまして、仮に肺炎球菌ワクチンが非常に効果が高いというようなことが認められれば、それに対する実施体制というのもまた検討してまいりたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

村民が安心して接種を受けられるような体制、万全の体制ができるようお願いをしたいと思います。

15ページに移ります。冷蔵車購入260万円、現在週2回行っている惣菜の移動販売の食中毒対策などとして、保冷設備を備えた軽自動車を購入するというございましたけれども、この事業内容は具体的にどのようなものですか。

○企画観光課長（森永 学君）

事業内容というのは、今やっている、この冷蔵車をどのように活用していこうかという質問ではないかと思いますが、基本的に今、行っている夕御飯の販売に対して使用することを第一の目的にし、また、村内で行われるイベントごと、今年はほ

とんど新型コロナの関係でできなかつたんですが、イベントの際にも活用をしたいと考えております。

○6番（勝山浩平君）

特に商店のない集落から移動販売車、日用品の販売車の巡回を求める声もありますけれども、そういった村民の需要に対応できる今回の事業ではありませんか。

○企画観光課長（森永 学君）

村内の商店のない集落の方々、そういうの方々、そして車を持たないの方々、そういった人の移動手段に関しまして、今、保健福祉のほうと協議を行っているところでありまして、この冷蔵車を使って何かやろうということは、現在話し合っております。

○6番（勝山浩平君）

特に免許を持っていない高齢者の方々が買い物にやっぱり困っておりまして、今、保健福祉課と進めているという、検討しているという移動支援、買い物の移動支援についてもまた早急に結果を出していただいで実施をしていただきたいと思っております。

また同じく15ページ、コロナ交付金を活用して地域商品券1,450万円、村民1人当たり1万円相当の以前も実施したような商品券を支給をしていくということでありましたけれども、大体いつぐらいの支給を目指しておられますか。

○企画観光課長（森永 学君）

この3月末から4月の頭にかけては、人の移動の時期でもございます。4月のある程度移動が落ち着いた段階の住民基本台帳を基本として、支給をしていきたいと思っております。ですので、早くても4月末か5月の頭の支給になるのではないかと考えております。

○6番（勝山浩平君）

5点目になりますけれども、15ページ同じく、顧客促進補助金300万円とありましたが、200万円をまたこれまでの予算をプラスをして500万円の予算規模で、村内の観光需要喚起策を図るということでありましたけれども、どのような政策を行っていく予定ですか。

○企画観光課長（森永 学君）

昨年実施したものでは、大島本島内の住民に対して、8割引の助成事業や伊勢海老キャンペーンなどといった事業を実施いたしました。今度やろうとする事業は、今現在、協議会のほうとも話し合いをしているところではありますが、具体的にこういったものというものはまだ決まっております。

○6番（勝山浩平君）

実施をする時期、ゴールデンウィークとか夏休み等は外せない時期だと思うんですけども、どのように考えていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

今現在、奄美大島5市町村連携でやる割引キャンペーンを6月末まで実施することになっております。そのあと連続してできればなど考えております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○7番（民 文忠君）

バス助成金についていろいろと指摘がありますが、村長のほうから、これ中型バスということは今、言われておりましたよね。中型バスというたら15人乗りになると思うんですけども、それで村民の足がかなうわけですかね。大型バスなのか中型バスなのか。中型バスというたら15人乗り、大型バスは30人乗りじゃないかという思いでおりますが、いかがですか。

○企画観光課長（森永 学君）

中型バスというのは40人乗り以上でございます。

○7番（民 文忠君）

はい、わかりました。それとこのバス路線が廃止をするというときに、私はコミュニティバスがあればいいなあということを言っておる一人でありまして、そして、そのバスの走らせるときの入札のときに、いろいろとちょっと不手際があったというのを聞いているわけですが、そういう不手際があったのかどうか、入札時に。

○企画観光課長（森永 学君）

入札はしてございませんので、不手際というのもどういふものなのかこちらは把握してございません。

○7番（民 文忠君）

入札はしてないということであれば、このしまバスが廃止するというので、しまバスからも村にこのあれがきたんじゃないですか。入札願ひ、入札届という、何というのか、来なかった。そして大島タクシーからも来ていたと思うんですよ、両方から。そして落札をしたから大島タクシーさんが事業を行っているという思いでおるんですけども私は。そういうことじゃなかったですかね。

○企画観光課長（森永 学君）

今現在走らせております大和村直交バスにおいては、しまバスさんのほうが運輸

支局のほうに、大和村の路線の廃止を届けをいたしまして、それで新たな事業者をこちらのほうが探したということで、大島タクシーさんをお願いをしたということでございます。

○議長（奥田忠廣君）

民君、これは僕らに説明はあったんじゃないのか。しまバスがやめるから大島がやらんといかんという説明は。

○7番（民 文忠君）

これも私もバス会社に友達がおりまして、いろんなことを聞いて聞いておるんですけれども、もし、この入札時がなかったということが、路線が廃止することはわかっておりましたよね、私なんか聞いておりますから。だけれども1社にそのまま村からだったら、幾ら幾らでしてくれという頼みごとですよ、そうなったらね。競争の原理は働かなかったということで、いいですかそれで。

○村長（伊集院 幼君）

この件はもう一度議会の皆さんには再度説明をさせてください。

ちょっと誤解があることもあるかもわかりません。そしてまた、そのしまバスさんからの情報がどういう情報がいつているかわかりませんが、我々はまだちょっと公に出していない情報もありますので、そこはちょっと議員の皆さんに再度説明をさせていただいて、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

ぜひそうしてください、村長。

何かありますか。

○7番（民 文忠君）

別にどうのこうのじゃなくて、そういう小耳にはさんだりしとるものですから、ただお尋ねをするだけだったです。別にどうのこうのじゃありません。村民の足を確保するのはしてもらいたいというのもありますしね、それだけです。以上。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○5番（藏 正君）

この2,000万円については、どうもなんかしっくりこないところがあって、先ほど村長、勝山君からの質問に対しても反対討論です。これは、この計上の仕方だと2,000万円の補助金として渡して終わるじゃないですか。バスを大島タクシーさんが購入したら、そのあとは大島タクシーの財産になっていくわけですよ。ただ先ほど村長の答弁の中に、しまバスさんとの契約も念頭に入れて考えていくといったときに、じゃあしまバスとの今度契約が成立したときには、この2,000万円というのは無駄になってしまうわけですよ。

だから、今日なんかちょっと荒っぽい計上のような感じがするので、この2,000万円については、もう一度例えば大島タクシーさんがバスのね、中型バスのリース契約をする、そのリース代金について補助していくとか、ちょっと計画を見直しが必要なんじゃないですかこれは。今日の採決は待って、この会期中にもう一度このへんの修正をした中で、もう一度審議するべきじゃないかなと思って、修正動議を提案したいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

原案に賛成者の発言を許可します。

賛成討論はありませんか。

○8番（宮田 到君）

当局がぜひ必要だということで、会社側と話を決めていくことではあります、と思えます。それで、これが止めた場合、いつ前に進むのかわからないという状態では、大変輸送の件で厳しいことになると思えますので、私はこの予算、2,000万円に対するの予算は賛成です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに討論はございませんか。

○6番（勝山浩平君）

反対の立場で討論いたしますけれども、議会というのは、税金の使われ方になかなか村民の理解を得られにくいところがあった場合などは、議会の判断としても一度行政に見直してもらって、住民説明をしっかりと行ってもらう、そのような取り組みをするのが議会の役目だと思っておりますので、私は、藏議員と同じように、今回のこの2,000万円のバス助成に関して、修正していただきたいという立場で反対いたします。（「あんた修正ね、これは反対討論をやらんといかんよこれ」と呼ぶ者あり）ですから、反対という、修正してもらいたいという理由で反対いたしま

す。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立少数です。

したがって、議案第1号は、否決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議案第2号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては、繰入金の増額、歳出におきましては、総務管理費、負担金補助及び交付金の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ95万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95万円増額し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ7,576万4,000円にしようとするものです。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の95万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目1総務管理費につきましては、県が実施する大和ダムの警報設備の改修及びダム周辺の法面対策事業の増額補正に伴い、大和ダム管理負担金を98万6,000円増額計上いたしました。

款3予備費におきまして、3万6,000円を減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、議案第3号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入においては、県補助金の確定による減額、歳出におきましては、保険給付費等の減額を行い、それぞれ442万5,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ442万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,455万8,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、滞納繰越徴収分の実績見込みに伴い、115万円増額計上いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、実績見込みに伴う交付金額の決定により、456万2,000円減額計上いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、実績見込みに伴う保険基盤安定繰入金等の決定により、117万7,000円を減額計上いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、目2一般被保険者療養費につきましては、療養費の減額見込みにより、81万3,000円を減額計上いたしました。

款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金につきましては、対象者数の確定により84万円を減額計上いたしました。

9ページをお開きください。

款4保健事業費、項1保健事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の

影響による事業中止等の影響に伴い、186万8,000円を減額計上いたしました。

10ページの款8予備費におきまして、88万9,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第4号 令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、議案第4号、令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において諸収入の増額、歳出においては医療費の増額など、歳入歳出それぞれ100万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（早川理恵君）

令和2年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第3号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,059万4,000円にしようとするものです。

5ページの歳入を御説明申し上げます。

款5諸収入につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援金として100万円を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出を御説明申し上げます。

款2医療費、項1医療費、目2医療用衛生材料費につきましては、新型コロナウイルス感染症の検査に係る機材等費としまして、100万円を増額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第5号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、議案第5号、令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入におきましては国庫支出金等の減額、歳出におきましては保険給付費等の減額によりまして、歳入歳出それぞれ1,354万6,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,354万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,390万8,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金から、款7繰入金、項1一般会計繰入金、7ページをお開きいただきまして、目3地域支援事業費繰入金までの歳入につきましては、介護サービス給付費実績の減額見込みに伴い、国県支払基金交付金等の歳入割合に応じ、それぞれ減額を行い、合計1,313万6,000円を減額計上いたしました。

7ページ、目4その他一般会計繰入金の41万円の減額につきましては、職員の人件費に係るものでございます。

次に、8ページの歳出を御説明申し上げます。

款1 総務費、項3 介護認定審査会費、目1 認定調査等費につきましては、新型コロナウイルス感染症による認定調査の有効期間延長措置により、審査件数が減少したため25万円を減額計上いたしました。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス及び施設介護サービス給付費の減少に伴い、1,120万6,000円を減額計上いたしました。

9ページをお開きください。

款2 保険給付費、項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費につきましては、高額介護サービス対象者の増加により、50万円を増額いたしました。

款5 地域支援事業費、項1 包括的支援事業（任意事業費）及び10ページの款5 地域支援事業費、項2 介護予防日常生活支援総合事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護予防教室実施や研修会等の減少により、合計172万円を減額計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第6号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、議案第6号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入においては繰入金の減額、歳出においては委託費の減額など、歳入歳出それぞれ80万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,111万1,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明申し上げます。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金の80万円の減額は、歳出額の減額補正に伴うものでございます。

次に、8ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費、目1農業集落排水事業、東部地区の80万円の減額につきましては、測量設計費の確定によるものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第7号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、議案第7号、令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては介護給付費や繰入金が増額など、歳出におきましては備品購入費の増額や修繕費の増額など、歳入歳出それぞれ330万円を増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第4号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330万円増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億7,906万6,000円にしようとするものです。

まず、8ページの歳入から、主なものについて御説明いたします。

款1 サービス収入、項1 施設介護費収入、目1 施設介護サービス費収入の150万円の増額は、今年度の実績見込みによるものです。

款5 繰入金、項1 繰入金、目2 一般会計繰入金の180万円の増額は、地方創生臨時交付金を活用して、空調機等備品購入に充てるものです。

次に、9ページの歳出について、主なものについて御説明をいたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の50万円の減額は、職員の異動や備品購入によるものです。

款2 サービス事業費、項2 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費の330万円の増額は、排泄用品の使用料増加や賄い材料費の増加によるものです。

款3 施設整備費、項1 施設整備費、目1 施設整備費の50万円の増額は、電動シャッターの修繕が必要となったためです。

最後に、前のほうに戻りまして、4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが、令和2年度から令和3年度に繰り越して行う事業は、国の地方創生臨時交付金事業の540万円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第8号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、議案第8号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、保険料の増額によりまして、歳入歳出それぞれ111万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,164万6,000円にしようとするものです。

5ページの歳入を御説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料につきましては、移動等による徴収実績見込みに伴い、141万5,000円を増額計上いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、システム改修費の減額に伴い、1万7,000円を減額計上いたしました。

款5諸収入、項4雑入、目1雑入につきましては、保健事業費補助金の確定見込みに伴い28万3,000円を減額計上いたしました。

次に、6ページの歳出を御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付額の増額に伴い、141万5,000円を増額計上いたしました。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目2保健事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うタラソ利用者減少に伴い、30万円を減額計上いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

10分間休憩、2時50分に開会いたします。

-----○-----

休憩 午後2時39分

再開 午後2時52分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第13 議案第9号 令和3年度大和村一般会計予算について

- 日程第14 議案第10号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算について
日程第15 議案第11号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算について
日程第16 議案第12号 令和3年度大和村大和診療所特別会計予算について
日程第17 議案第13号 令和3年度大和村介護保険特別会計予算について
日程第18 議案第14号 令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算について
日程第19 議案第15号 令和3年度大和村大和の園特別会計予算について
日程第20 議案第16号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（奥田忠廣君）

日程第13、議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算について、日程第14、議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、日程第15、議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算について、日程第16、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算について、日程第17、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算について、日程第18、議案第14号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算について、日程第19、議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算について、日程第20、議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

令和3年度各会計当初予算の編成にあたって、村長に施政方針及び提案理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和3年度の予算並びに諸議案を御審議いただくにあたり、村政に対する所信を明らかにするとともに、主要施策と予算の概要を申し上げまして、議会並びに村民各位の御理解と、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではまず、本村を取り巻く財政状況について申し上げます。

本村の財政運営に大きな影響を与える国の令和3年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を推進することとし、二度とデフレに戻ることがないように、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指してまいります。

また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため「骨太方針2020」に掲

げられている、行政のデジタル化や不妊治療保険適用、自然災害からの復興や国土強靱化等の具体化する成長戦略の実行計画を踏まえポストコロナの新しい社会をつくっていくとしています。

このような方針に基づいて編成されました令和3年度の国の一般会計予算の規模は、前年度対比3兆9,517億円増の106兆6,097億円で、基礎的財政収支対象経費は82兆8,509億円となっております。

鹿児島県においては、高齢化の進行による扶助費が増加傾向にあることや、公債費が依然として高水準であること、さらに県民の命と暮らしを守ることを最優先とした感染防止対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を克服する強力な産業支援を講じる必要があることを踏まえると、厳しい財政運営が続くとされています。

それでは、令和3年度本村の行財政の基本方針について申し上げます。

令和3年度は、世界的にも蔓延している「新型コロナウイルス感染症対策」については、今後も「新しい生活様式」のもと取り組むとともに、「奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島」の世界自然遺産登録を見据え、本村が飛躍する年になるよう、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年度に第2期総合戦略として策定された「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、その基本目標である、「大和村の特徴を生かした働きがいのある就業の場を創出する」、「大和村の魅力を発揮し、新しいひとの流れをつくる」、「若い世代が安心して結婚・出産・子育てを楽しめる環境をつくる」、「全ての村民が主人公となり、やりがい・生きがいを感じる地域をつくる」の4つの基本目標における計画の達成に向け年時的に推進していくほか、令和3年中には長期的展望を見据えた「大和村第六次総合振興計画」を策定し、各施策の実現に向け取り組んでまいります。

本村も、近年の大型事業の実施等により、県同様に厳しい財政状況ではございますが、これまで、「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を基本理念に、諸施策を推進してまいりました。

しかし、依然として約82%を依存財源に頼らなければならない財政状況下であるため、国の地方財政対策に留意して予算編成を行ったところであります。

本村の歳入の約49%を占める地方交付税においては、令和2年度は増額になったものの、国の動向は不透明な状況にありますので、今後も財政運営は厳しい状況が続くものと予想しております。

しかし、限られた財源のなかで行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図ることを第一に、鹿児島県との人事交流を図ることや大島支庁への派遣と併せ、一部事務組合への職員派遣の継続と、奄美群島広域事務組合及び奄美パークへの職員派遣を実施するほか、各種研修会の開催を行うなど、人材育成に努め職員の資質向上を図りながら、全職員が「最小の経費で最大の効果」を念頭におき、より効率的な行政を進めるために、

- (1) 行財政改革の推進
- (2) 農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進
- (3) 企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進
- (4) 世界自然遺産登録後の観光振興の充実と推進
- (5) 子育て支援と高齢者対策の充実
- (6) 道路交通網、情報通信網、生活環境の整備推進
- (7) 安全・安心な大和村づくり

以上、7つの基本方針を定め予算編成を行いました。

次に、予算の概要について申し上げます。

一般会計の予算総額は、28億7,973万8,000円となりました。

主な内容といたしまして、歳入におきましては、地方交付税、国庫支出金、村債、県支出金、繰入金で歳入総額の約90%にあたる25億9,042万7,000円を見込みました。

歳出におきましては、奄美群島成長戦略推進交付金事業として、1億8,638万7,000円、社会資本整備総合交付金事業として2億6,265万5,000円を計上いたしました。

また、路線バスの代替運行委託費や、地方公務員法改正に伴う会計年度任用職員制度の報酬、その他、子育て支援対策及び、定住促進対策費を予算計上するほか、村民に身近な生活基盤の整備や扶助費等については、財政上可能な限り取り入れる一方、経常経費の抑制に努め、財源の効率的な配分に努めました。

次に基本方針実現のための主要施策について申し上げます。

まず1点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

ここ数年は、新規発行起債の抑制のほか、有利な起債の活用を図ったことにより、地方債残高はピーク時の半分以下に減少してきておりますが、今後も下げ止まり傾向にあり、国勢調査による人口減が予想されることに伴う交付税減額の懸念や、各特別会計への繰出金、そして地域活性化のための新たな財政需要も増えてくるものと予想されます。

このため、延長された緊急防災・減災事業債の活用など引き続き行財政改革を推進し、行政事務全般における見直しを行うとともに、財政構造の弾力性を示す経常収支比率をはじめとする財政指標の改善を図るべく歳入歳出の徹底した見直しを図り、健全財政の確立を進めながら、令和元年度に積戻しのできなかった基金への積立増に努めてまいります。

歳入につきましては、村税の適正課税と収納率の向上に努めるとともに、平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、寄附金のPRを図っているなか、令和3年度は新たな納税サイトへの加入を検討し、本村の特産品を主に、その他の返礼品における供給の確立を図りながら、村ホームページや「合同会社ひらとみ」と連携した情報発信に努めるとともに、新たな返礼品の発掘を図りながら、財源の確保に取り組みます。

また、各種事業の実施にあたっては、国・県の動向を注視しながら、補助事業を優先するほか、村債についても辺地債や過疎債など、できるだけ交付税措置率の高い、有利な起債を導入するなど引き続き財政負担の抑制に努めます。

村税等の未収金対策については、重点課題と捉え、昨年配置した住宅使用料における徴収専門員を継続しながら、総務課、住民税務課、保健福祉課で連携を図り、村民に不公平感のないよう徴収体制の強化を図りながら、収納率の向上による自主財源の確保に努めます。

歳出につきましては、経費の節減合理化を図り、消費的経費の抑制に努め、特にここ数年上昇してきている物件費の抑制に努めます。

2点目は、「農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進」についてであります。

農業の振興につきましては、

①近年栽培を推奨しております、マンゴーや津之輝、パッションフルーツ、の巡回指導を徹底するほか、品目別研修会を実施し、「果樹の村」としての活性化を図りながら、村単独助成事業を継続し、本村の推奨品目である「福元だいこん」については、品種及びサイズの統一化を図り、付加価値の向上に取り組むとともに、「福元いも」につきましても、まほろば館で販売している「焼き芋」が好評であることから生産量と栽培面積の拡大を図り、農家所得の向上に取り組んでまいります。

②基幹作物である、スモモ・タンカンについては、苗木助成農家の追跡調査を行い、村内樹園地の生産状況の把握に努めるほか、農家の後継者不足・耕作放棄地対策として、農地利用の集積・集約を推進し、耕作放棄地発生防止と解消を図りなが

ら、認定農業者を活用した農家指導や、青年農業者の育成を含め、新規就農者の確保を図るほか、技術面及び経営面に対するサポートをすることで新規就農者における「モデル農家」育成に取り組んでまいります。

③鹿児島県の食の安心・安全推進基本計画に基づき、かごしまの農林水産物認証制度におけるスモモの認証取得「K-GAP」を引き続き推進し、農家支援を図りながら「果樹の村」としてのスモモ生産量増加による意欲向上と併せ、農家の所得向上に努めます。

④湯湾釜選果場の運営については、引き続き村直営で行うほか、村内雇用の確保に努めながら家庭選果の指導を徹底させ、効果的な選果と品質の向上に取り組みます。

⑤販売については、あまみ農協と連携し、K-GAPの有利性を生かした高価格での取引ができるよう取り組みながら、共販の確保に努めてまいります。

⑥昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった「すももフェスタ」については、大きなPR効果があることから、村内外において大好評であります。コロナウイルスの感染状況を見た中で、実施について判断していきます。

⑦名瀬中央青果市場への集出荷委託事業については、高齢農家のさらなる生産意欲の向上を目指し、島内研修会や最多出荷者表彰を実施し、所得の向上や高齢者の生きがいづくりにも取り組むほか、新たな出荷者の掘り起こしにも努めていきます。

⑧大和まほろば館については、ネットショップの充実を図りながらフェイスブックなどSNSを活用した特産品の情報発信と販売促進に努めるほか、農林水産物などの直売所の充実を図るため、「合同会社ひらとみ」や水産加工グループ「いしょむん海」と連携した販売戦略の確立を図りながら、顧客を広げる取り組みを進めてまいります。

⑨特産品の開発については、特産品加工グループや「いしょむん海」などと連携を図り、さまざまな視点から地域資源を生かした特産品開発の可能性を協議推進し、更なる充実に取り組めます。

⑩農地の維持管理組合等が行う地域活動や営農活動に対し、各関係団体と連携を図りながら、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を有効に活用し、継続して支援を行います。

⑪イノシシ等による農地への被害が拡大する中、その侵入を防止するため、新たに村独自による「イノシシ被害防止対策事業」を創設し、対策を強化するほか、鳥獣被害対策実践事業などの補助事業も活用した有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置を行

い、農作物の被害防止に努めます。

⑫「合同会社ひらとみ」の運営については、農家サービスとともに、村民にとっても利用しやすい事を第一に販売業務の推進と商品拡充を図るほか、引き続き農作業受託を実施すると共に、オンラインショップによる情報発信や、地場産農作物の販売促進にも努めながら、「草刈り業務」等における委託業務を継続実施し、法人としての自立を目指します。また、昨年度新型コロナウイルス関係等により配置できなかった地域おこし協力隊を実証・体験農園の充実を図るため、農業経験のある隊員の活用を行い、園の適正管理と併せて、合同会社としての業務充実に努めてまいります。

⑬農業委員や農地利用最適化推進委員による本村農地の最適化を図るほか、農地の利用促進については、農地中間管理機構へ遊休農地や耕作放棄地の情報提供を継続して行い、農地の有効活用に努めるとともに、福元地区における「奄美農業創出緊急支援事業」を活用した共同利用施設の整備に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては

①里山林総合対策事業による樹幹注入を実施し、森林保全や景観保全に努めるほか、森林環境譲与税事業の推進と併せ、森林の公益的機能の増進を図ります。

②特用林産物であるシキミ苗木の助成や肥料助成などの村単独事業を継続するほか、シイタケ種駒助成事業の拡大を図り、生産量の増加と生産意欲の向上に取り組めます。

③有害鳥獣対策として、イノシシの駆除を継続するほか、ノヤギについては年間を通して駆除を実施し、カラスについては昨年度増設した捕獲小屋も含め、適正管理による効果的な駆除に努めてまいります。

水産業の振興につきましては

①離島漁業再生支援交付金を活用し、生産安定による漁家所得の向上に努めます。また、モズクの藻場としての管理を継続してまいります。

②サンゴ礁保全対策事業により、村内海域における現状の把握に努めるほか、サンゴ礁の多様性を維持し漁場環境保全を図ります。

③出漁機会の減少対策として、引き続き燃油助成及び、漁具購入助成並びに市場への水揚げ助成を継続し、漁業関係者の所得向上及び意欲の向上につなげてまいります。

④水産加工施設を利用した水産物販売PRイベントを計画し、水産物の新たな特産品の確立に向けて取り組むとともに、魚食の普及と地産地消の推進を図ってまい

ります。また、施設の管理運営に関しては「まほろばやまと漁業集落」と協力し適正管理に努めるほか、水産加工グループ「いしょむん海」への活動支援を継続してまいります。

⑤今里漁港、名音漁港のトイレについては、両集落における委託管理を継続するほか、両漁港における定期的な巡回を実施し適正な管理に努めます。

⑥体験型観光については、NPO法人「TAMASU」を中心とした大和村集落まるごと体験協議会と連携し、ブルーツーリズムの推進を継続して取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては

①村内商店の経営状況が厳しい中、村独自の元気度アップポイント事業を拡大継続し、村内商店の利用促進を図るほか、あまみ商工会への助成を行い、商工会による経営改善普及指導等を支援します。また、鹿児島産業支援センターや奄美群島広域事務組合が実施している創業支援補助の周知及び、新型コロナウイルス感染症対策における影響を受けた事業者への相談受付に努めてまいります。

②昨年はコロナ禍における影響で実施されなかった連合青年団主催の「ひらとみ祭り」については、改めて助成を行うことや、開催準備等についても積極的に支援することで、村民が元気になる催事になるよう協力体制を確立させ取り組んでまいります。

3点目は、「企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進」についてであります。

企業誘致の推進につきましては、平成30年度に改正した大和村企業誘致立地等促進条例に基づき、昨年10月31日に観光関連業者との立地協定の締結を行い、今後の誘致企業における操業の実現に向けてサポートを図ってまいります。

また、令和2年度に更新しました「大和村まち・ひと・しごと総合戦略」を基本に、各種施策をさらに強化して取り組みます。

定住促進対策につきましては、村独自の住宅改修助成制度を設け、空き家改修での定住住宅確保を実施しておりますが、要望も多くあることから引き続き継続することで、移住定住への取り組みを強化し、大和村まち・ひと・しごと総合戦略で設定した、将来目標人口の実現に向けて、各種支援策を進めてまいりたいと考えております。

①出産祝金をはじめ、育児助成金、新築住宅助成金、里親助成金、今里親子留学助成金等の交付を引き続き行い、子育て支援に取り組めます。

②人口減少対策として、令和2年度から制度が開始された、転出した村出身者のUターンを促進するため、大和村振興基金奨学金利用者を対象として、大和村へUターンした場合は、その返済に対しての助成を継続するほか、その制度に対しての周知を強化してまいります。

③住宅の確保については、単身者向け定住促進住宅1棟を新築するほか、村の住宅情勢に伴い、住宅単身入居者の対応について協議を行い、効果的な住宅利用のあり方について検討を進めてまいります。また空き家を活用することで、さらなる住居の確保に努めてまいります。

④公営住宅については、「大和村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等ストック改善事業として、年次的に修繕等を行いながら住居の安全性の確保に努めます。

⑤個人が行う住宅改修に対する助成制度を継続実施すると共に、村として借入れ住宅の推進を図り、集落内空き家の解消と有効活用、転入者の住居の確保、村内居住者の転出抑制に努めます。

⑥村営住宅家賃助成制度を引き続き実施し、低所得者向け住宅からの転出抑制に努め、入居者に快適な住環境を提供することに努めます。

⑦村外からの移住希望者を対象に、期間限定での村居住を体験し、ワーケーション施設としても活用可能な「移住おためし住宅」を整備し、移住促進に生かす取り組みを行うことと併せ、移住希望者への情報提供を継続しながら、今後は民間と連携した住宅整備の検討を進め定住促進の強化を図ります。

4点目は、「世界自然遺産登録後の観光振興の充実と推進」についてであります。観光の振興につきましては、

これまで、奄美群島は国立公園指定後の注目度の高さや、関東・関西からの格安航空路線の就航、また、NHK大河ドラマの放送に伴うオープニングで宮古崎が放映された平成30年度以降は、特に村外から多くの方が訪れていましたが、昨年からのコロナ禍による観光客の減少が懸念されるところであります。

このような中で、令和3年度は延長されていた世界自然遺産登録を見据え、より一層の観光振興策として、受入体制の整備や関係団体との連携を図り、観光振興の強化に取り組んでまいります。

①昨年10月末に立地協定を締結した観光関連事業者からの計画に基づき、状況を把握しながら、関係機関と連携し受入体制整備への協力を努めてまいります。

②皇室献上品である、スモモのさらなるブランド化と品質管理を徹底し、本村の

特産品と併せ、トップセールスによる観光資源のPRを、交流自治体である神奈川県大和市や、県内外郷友会とも連携を図りながら、販路の需要安定化に努めます。また、大和市においては、現地ラジオの「FMやまと」を通じて、本村の特産品の販売活動や観光情報を継続して発信し、更なる交流促進への周知活動にも努めてまいります。

③あまみ大島観光物産連盟と連携を図り、観光客における受入体制の情報を共有するとともに、村内における「あまみシマ博覧会」出展者への助成を継続し、本村の観光商品を掲載し誘客を図るほか、大和村集落まるごと体験協議会とも連携を図り、地域に埋もれた観光資源である新たな体験プログラムの発掘に取り組みます。

④奄美フォレストポリスの管理については、指定管理者の更新年度になりますが、今後も指定管理者との連携をもとに利用者へのサービス向上を図り、来園者が増加傾向にあるなか、大島本島内における自然の観光拠点のコア地域でもある「湯湾岳」への入り込み客増を考慮した、村独自の各種イベントの開催やスポーツ合宿等を推奨し、奄美フォレストポリスの利用促進を図るため、継続して奄振事業を活用し、再整備を進めてまいります。

⑤鹿児島県観光事業の「魅力ある観光地づくり事業」を今後とも活用するとともに、令和元年度に開通した「世界自然遺産奄美トレイルコース大和村エリア」の周知を図りながら、トレイルコースと連携した観光ルートを構築し、村内の新たな観光素材と捉え、その情報発信を強化することで村内観光の充実を図ります。

⑥令和元年度に設立されました「大和村集落まるごと体験協議会」への支援を継続実施し、村内の「体験・宿泊・食事」を営む関係者と連携し、村内観光の効率的な外貨獲得へ向けた受入体制づくりに取り組みます。

⑦アマミノクロウサギ飼育展示施設整備に伴う取り組みを継続して行い、国や鹿児島県及びその他の関係機関と連携を図りながら、施設整備まで計画的に推進してまいります。

⑧大和村の魅力を発信するため、観光ガイドブックやドライブマップの活用及びホームページや、その他のSNSでの観光情報掲載を充実させ、現在ある資源の有効活用に努めます。

⑨奄美大島観光物産連盟と連携し「奄美満喫ツアー」を利用した本村への誘致活動を継続して行い、交流人口の増加とそのリピーターの確保に努めます。また、東京の和光高校や明治大学、鹿児島国際大学等との交流を継続し、大和村ファンの育成や若者目線での意見を聴取する場を設け、観光振興に生かす取り組みを行います。

⑩本村の観光大使の「城 南海」さんや、「奄美島唄デュオ：すもも」を観光大使として更新することで村内における情報を提供し、観光大使として全国へ向け本村のPRやイベント実施についても取り組みます。

⑪世界自然遺産登録を見据え自然保護活動として、環境省を中心に鹿児島・沖縄両県をはじめ群島内各市町村と連携して、コア地域における自然保護に対する管理の充実に取り組みます。

⑫奄美大島自然保護協議会における新たな取り組みや、奄美野生生物保護センター等と連携し、自然保護思想の普及啓発に努めます。

⑬植生破壊等による生態系への被害を防止するため、継続して、ヤギ被害防除対策事業によりノヤギの駆除を実施するほか、ノイヌ、ノネコ対策についても関係機関と連携して取り組みます。また、希少種の生息を脅かす、外来種については関係機関と協力し駆除作業を継続して行います。

5点目は、「子育て支援と高齢者対策の充実」についてであります。

すべての村民が安心して、生きがいのある生活を送るには、健康が大切であります。そのために村民の健康管理の支援を行うとともに、子育て支援を拡充し、子供の学習意欲向上のため教育環境の充実に努めるほか、村内人口の約42%を占める65歳以上の高齢者まで幅広い分野に対して、人間性豊かな人づくりに努めてまいります。

①高齢者対策として、これまでの要介護3以上の認定を受けた方への支援から、要介護1以上へ支援対象者拡大を図り、介護されている方の負担軽減に取り組むほか、地域見守り体制の充実に努めてまいります。

②高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、ポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを支援する元気度アップポイント事業をさらに拡大継続して実施いたします。

③高齢者等の安全・安心な生活支援、在宅訪問サービス等の充実・強化を図ることと併せて、社会福祉協議会の運営については、継続して支援を行いながら、より一層の住民サービス向上への連携協力を図ってまいります。

④高齢者の社会参加を促進し、健康寿命を延伸することや、福祉の増進を図るため、老人クラブへの育成補助及び各種大会への参加を支援します。

⑤昨年は、平成29年度から実施している0歳から2歳の子供を受け入れる「まほろば保育園」移設に伴い給食も開始し、受入れ幼児の拡大を図ってまいりました。今後も0歳から1歳児対象の「親子サロン」を実施するなど、子育て世代が子供を

育てる環境を整え、子育て支援の強化に努めます。併せて、村外の認可保育施設等を利用する保護者に保育料の助成を継続し、子育て支援の充実を図ります。

⑥平成29年度から準要保護世帯と一般世帯への就学援助費を増額いたしました。令和3年度においても引き続き、準要保護世帯の学校給食費の全額助成を行うことと併せて、準要保護世帯新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続実施し、子育て支援の強化に努めます。

⑦乳幼児から高校卒業時までの医療費無料化を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

⑧少子化対策は重要な課題でありますので、引き続き延長保育や土曜保育を実施するほか、放課後児童クラブへの助成を継続し、関係機関と連携を図り、クラブの充実を推進してまいります。

⑨各学校におけるICT環境の整備充実及び授業の充実を図るため令和元年度に行った無線LANの整備及び学校共有サーバーの活用を図りながら、国の「ギガスクール構想」の事業に取り組むことで教育環境の充実を図ります。

⑩学校教育の補完的役割を目的として、学ぶ機会を増やし、子供達の可能性を更に伸ばすことと、保護者の負担軽減を図るため、離島にいても都市部と同等の教育を受けられるように、インターネットを活用した学習塾を実施し、昨年から中学校全学年を対象にするなど拡大を図ってまいりました。今後も中学校全学年を対象に継続して行い、更なる充実に努めます。

⑪村内における児童生徒を対象に、未来に羽ばたく「大和っ子」を育むため、郷土の自然や文化等にふれる体験活動を支援する「大和っ子スクール」の実施や、子供たちが、本村の地域や社会について主体的に考え、村政への関心を高めるため、令和3年度においても「子ども議会」を継続して開催いたします。

⑫公民館講座については、役場庁舎耐震改修工事に伴い、各集落公民館での講座を開講しておりましたが、令和3年度においては、防災センターを主とした講座へ戻し、計画的な周知を行い、生涯学習の推進に努めます。

また、村民の学ぶ機会を増やすため各種講座の充実及び図書活動の充実に取り組んでまいります。

⑬令和3年度は、国内においては延期されていたオリンピック、パラリンピック開催が予定されているなか、村内においてもコロナ禍における催事開催が不透明な状況ではありますが、村内における村民が参加できるスポーツイベント等の開催については、協議・検討を行いながら開催に向けて取り組んでまいります。

⑭本村の郷土芸能や伝統行事の活性化を図るため、村内の文化団体へ継続して助成を行い、保存活動に努めます。

⑮本村の貴重な文化財や文化的資料を見学することができる施設の設置に向けての準備・調査を継続して行います。

⑯県指定文化財である、群倉の保存については、屋根葺き替え用のリュウキュウチクの安定的な資材の確保を行いながら、葺き替え技術の伝承のため後継者育成について取り組むとともに、計画的な屋根の葺き替えを実施してまいります。

⑰村内児童が明るく元気に運動できるように取り組んでいる各小学校校庭の運動遊具設置につきましては、年次的に設置を行い、児童の学校における健康増進を図ってまいります。また、各学校の校舎の危険箇所については、随時、点検を行い修繕等を実施することと併せて、村直営でのスクールバス運行についても、利用しやすいように乗車場所を考慮しながら、児童生徒の通学を安全・安心なものとして取り組んでまいります。

⑱外国語教育の充実に向けALTを全学校に派遣し、外国語活動、外国語科の円滑な実施のため小学校における外国語活動授業の確保を図りながら小学校と中学校とのスムーズな接続に取り組めます。

6点目は、「道路交通網、情報通信網、生活環境の整備推進」についてであります。

生活の基盤である道路交通網や情報通信体系、集落内の生活環境の整備等については、本村の活性化に最も重要な社会基盤であるため、さらなる整備推進に努めてまいります。

道路交通網の整備につきましては、

①奄美市名瀬までの路線バスにつきましては、委託業者において一般乗り合い運行への移行が予定されていますが、運行委託を継続し、村民の交通手段の確保に努めてまいります。

②本村の農業拠点である福元地区や奄美フォレストポリスへのアクセス道路である、村道大棚名音線道路改良事業を継続して行い、アクセス道路としての機能を高めることにより、観光及び農地の利用促進を図ります。

③市町村間の観光振興の連携を図るため、奄美フォレストポリスから宇検村へと通じる村道福元湯湾線の道路改良工事を継続して行い、奄美フォレストポリスから湯湾岳へのアクセス道路としての向上と併せ、地域間の交通の利便性向上に努めます。

④橋梁点検に基づき、老朽化した村内集落の橋については、補修工事等を行い施設の安定化を図ります。

⑤本村の観光拠点であるフォレストポリスへ通じる村道マテリア線の舗装補修などを実施し、通行の安全を図ります。

⑥村道等の除草や路面補修等の維持補修に努め、安全で快適な通行を図ります。

⑦主要地方道名瀬瀬戸内線の、大金久・戸円間のバイパス整備の早期着手に向けて関係機関と連携して取り組んでまいります。

⑧集落内における生活道路対策として、名音地区の通学路や生活道路の排水対策及び舗装補修並びに、大柵地区の通学路や生活道路の排水対策を行い、通行の安全確保を図るとともに、湯湾釜地区内集落道路におきましても集落排水事業と併せて年次的な計画を基に排水施設改修を図ってまいります。

情報通信網の整備につきましては、

①光ケーブル高速通信網の整備については、村内全域で整備が完了し、村内における観光地や主要施設への公衆無線LANの整備については、令和2年度より年次的に進めており、令和3年度においても計画的に公衆無線LAN設置に向けて取り組んでまいります。

②携帯鉄塔の維持管理については、名音地区鉄塔の改修を終え、その他の地域における鉄塔についても、事業者と情報共有を行い必要に応じて計画的に改修等に努めてまいります。

③奄美FMについては、多くの村民が聴取する情報源として大変有効な手段であるため、広報やまとラジオ便の活用など、大和村としての独自性を生かした身近な生活情報や災害時の防災情報等、村の情報を積極的に提供し、村の広報・PRに努めます。

④広報やまとの更なる充実や、防災行政無線等による広報活動、SNS等を活用し、効果的な情報発信に努めてまいります。

⑤村のホームページ運用については、令和3年度においても、「見やすさ」、「使いやすさ」、「探しやすさ」を追求し、村内の観光情報やイベント情報などを更新するとともに、より魅力のある、効果的な情報の発信に努めます。

⑥村内の各集落等における催事等の開催時に活用してもらうための、携帯型Wi-Fi（ワイファイ）を導入することで、通信環境の有効的な対応に努めます。

生活環境の整備につきましては、

①住環境及び自然環境保全の観点から、生活排水処理対策として、集落排水事業

における村内一元化を図り、農業集落排水事業を推進してきたなか、中部地区までの完成がなされております。

今後は東部地区の早期完成を目指して、年次計画に基づき、衛生的で快適な生活環境整備を進めるとともに、供用開始地区における加入率の向上に取り組みます。また、西部地区における施設機能強化を図るため、計画的な事業推進に取り組んでまいります。

②簡易水道事業につきましては、自然災害時に素早く対応するため、上水道施設の環境整備を図り、同時に施設や機器の機能強化に努めるほか、日常管理の強化に努めます。

③大和ダムについては、県と連携を図り循環式ポンプを活用した水質の改善を図るとともに、県と村で締結した治水協定に基づき洪水調整機能強化を図ることで、適正な管理運営に努めてまいります。

④ごみの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル促進を図り、ごみの減量化に努めます。また、村民が快適で健康的な生活が送れるよう、ごみの分別に関する知識の普及に努めるとともに、適正なごみ出しについても広報等を行い、分別の意識付けを図りながら村内の美化に対する意識の強化に努めます。

⑤集落内の野良猫対策につきましては、TNR事業を継続して実施するとともに、世界自然遺産登録を見据え、ノネコ対策についても関係機関と連携して、ねこ対策事業を推進するほか、飼い猫の適正な飼養を図るための、マイクロチップ装着の推進を継続してまいります。

⑥大和村地球温暖化実行計画に基づき、公共施設等の空調機等の使用電力抑制を図るとともに、廃棄物の減量化及び分別の徹底などについて村民への普及啓発を図り環境への負荷の低減に努めながら、併せて温室効果ガスの抑制に努めてまいります。

⑦海岸漂着物回収事業を継続して行い、定期的な巡視により、漂着ごみの迅速な回収に努め、海浜景観の維持向上に努めます。

7点目は「安全・安心な大和村づくり」についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、

①昨年から世界的に蔓延拡大し、未だ終息の気配の見えない「新型コロナウイルス感染症」については、国内においても各地域においてクラスターの発生などによる新たな生活様式を強いられているなか、令和2年度末より計画されている、ワクチン接種を関係機関と連携したうえで、安全に配慮し早期接種に取り組んでまいり

ます。

②国内の動向に注視しながら、地方創生臨時交付金等を活用した感染予防対策に努め、村民へのチラシ配付や広報等を活用した正確な情報発信を図るとともに、自粛等による介護予防低下への対応を図ってまいります。

③鹿児島県及び奄美大島島内自治体と連携した水際対策について、継続して協力を行い、大和村を含む奄美大島本島内での感染拡大防止に努めます。

福祉の充実のために、

①各種検診受診率の向上を目指し、大和診療所をはじめ県など関係機関と連携して、健康教育及び生活習慣病に対する訪問指導の強化における個人レベルでの健康づくりの意識の向上など、健康増進をサポートできる環境づくりに努めます。

②介護保険については、令和2年度に策定された第8期の介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを中心に、集落介護予防教室やタラソ利用助成などを継続しながら健康増進活動を実施することで、村民の介護予防意識の向上に努めます。

③居宅介護支援事業所・大和診療所等と連携を密にしながら、訪問指導や健康相談等を充実させ、個々の健康意識を高め医療費の抑制に努めます。

④大和の園については、地域や利用者の御家族から信頼される施設とするほか、終の棲家としての役割を担えるよう職員の資質向上のための研修等を重ね、入所者が受けたい介護サービスの提供を行うとともに、居宅介護支援事業所や地域医療連携室との連携を図りながら、ベッド稼働率の安定化に努めます。また、入所者の身体機能の現状維持や悪化防止を図るため、機能訓練等の充実に取り組みます。そのほか施設の運営につきましては、村内における居宅介護のあり方とあわせた「あり方検討会」を継続しその計画案の実現に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

⑤住民主体の地域福祉を推進するため、これまでの地域支え合い活動の検証を行うことで、集落の実情にあった住民主体の取り組みを強化しながら継続支援いたします。

⑥障害者等の行き場づくり事業に対し継続して支援を行うほか、発達障害児等の支援について療育をふまえた親子教室の実施に努めます。

⑦地域医療については、疾病の予防、早期発見、早期治療を推進し、大和診療所を中心として、医療体制の充実に努め、地域包括支援センターと連携し村民の健康増進を図ります。

⑧社会福祉協議会における各事業において、これまで以上に協議を密に行い、今

後は新たに人材育成事業を含めた支援を推進することで、事業実施に向けての連携体制の強化に努めてまいります。

防災力の強化に関する取り組みにつきましては、

①村民の防災意識を高め災害時に迅速・的確に行動ができることと併せて、安全安心に暮らせる環境の確保のため、大和村地域防災計画の見直しを行いました。今後も、国や県の情報を参考に村の情勢と併せた計画の見直しを図りながら、消防や集落、各関係機関と連携し、全村民を対象とした総合防災訓練等を計画的に実施し、村民の防災意識の向上に努めます。

②これまでに整備してきた、防災行政無線、緊急速報メール、衛星携帯電話等を有効に活用できるよう、訓練を重ねるとともに、関係機関との情報共有の連携強化に努めます。

③本村の自主防災組織が、緊急時に効率的に機能できるよう組織の育成強化のために、自主防災組織が主体となった防災訓練の実施について、大和消防分駐所と消防団、各集落と連携を図り継続して取り組みます。

④災害時の避難施設である集落公民館等については、避難所としての防災機能の向上が図られましたが、今後も避難所としての機能充実のため、地元の意見収集に努めながら、年次的に整備できるよう取り組むほか、緊急時における情報収集のための媒体として、携帯型Wi-Fi（ワイファイ）を配置し、防災力の強化を図ります。

⑤災害から村民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らしていけるように、全国的に発生している、豪雨や大地震での自然災害を教訓に、大和村地域防災計画に沿って、災害に強い村づくりに努めます。

⑥近年、自然災害が多く発生している中、消防本部を主とした連携を強化すると共に、消防団員の確保と処遇についても消防団員の資機材取り扱いに対する支援を継続し、団員の意識の高揚にも取り組んでまいります。

⑦県事業であります砂防事業並びに急傾斜地崩壊対策事業や高潮対策事業については、鹿児島県と連携を図り、継続事業の事業促進に努め、村民の生命・財産を守ります。

⑧防災・減災・国土強靱化を図ることを念頭に、地域レベルの強靱化を進めるための国土強靱化計画を策定し地域経済の活性化に寄与すると共に鹿児島県などの関係機関と連携をとりながら、地域の実情を踏まえた適切な執行等に努めます。

以上、村政の基本方針と主要施策の概要を申し上げます。私の目標とする施策

の成果は、まだ道半ばであります。これからも初心を忘れることなく、本村の発展のために全力を傾注してまいりたいと考えております。併せまして、「新型コロナウイルス対策や、世界自然遺産登録を見据えた地域資源を生かした本村の活性化に着実につながるよう、受入体制への充実強化に努めてまいりたいと考えております。

令和3年度も厳しい財政状況ではありますが、地方創生の2期目に突入し、「大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を最大限生かすことが「小さくとも光り輝く村づくり」の実現につながり、効率的な予算執行のもとで、所期の目的を達成すべく、全職員と共に、「村民のために何ができるか」を考え、村民幸福度の向上を図ると共に、安全・安心で明るく心豊かな「まほろば大和」の創造を目指し取り組んでまいります。

そして、先人が築き上げた功績を守りながら、「豊かな自然や伝統文化」を継承し、後世に残していくための施策を講じてまいりますとともに、大和村の基本理念であります「自然と共生し、安心して住みよい村づくり」を実現するために全力で取り組んでまいりる所存であります。

これからも、村政の運営については、村民の立場に立つて行うことを基本とし、施策実現のために全力を傾注してまいりる所存でございますので、村議会並びに村民の皆様方のさらなる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（奥田忠廣君）

なお、特別会計の内容説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案の説明を一括して行い、内容については簡潔にお願いいたします。一般質問の説明をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

令和3年度大和村一般会計予算について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億7,973万8,000円で、前年度当初比2億7,043万6,000円の減額予算にしようとするものであります。

予算の概要につきましては、村長の施政方針の中でも申し上げておりますが、詳細につきましては予算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○住民税務課長（吉原照悟君）

令和3年度特別会計について、内容の説明を申し上げます。

議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算及び議案第14号、令和

3年度大和村集落排水事業特別会計予算について、以上2件の特別会計につきましては、お手元にお配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第16号、令和3年度大和村後期後継者医療特別会計予算について、以上4件の特別会計につきましては、お配りしてあります資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきますと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和3年度特別会計について、内容の御説明を申し上げます。

議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算については、お手元の資料のとおりでございます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきますと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

ただいま令和3年度各会計予算の概要説明がありました。このあと設置されます予算審査特別委員会において詳細な審議を行う予定にしております。

したがって、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、令和3年度各会計予算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、前田清和総務建設委員長の大綱質疑をお伺いいたします。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。

令和3年第1回議会定例会にあたり、ただいま村長から令和3年度施政方針及び予算説明がありましたので、提案に対しましての大綱質疑を行います。

国・県の状況につきましては省略いたします。

本村においては、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、世界自然遺産登録を見据えたうえで、大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で4つの基本理念を掲げて、これまで同様自然と共生し、安心して住みよいむらづくりを基本理念に、次の7つの基本方針、行財政改革の推進、農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実によるむらの活性化推進、企業誘致によるむらの活性化対策と定住促進住宅の整備推進、世界自然遺産登録後の観光振興の充実と推進、子育て支援と高齢者対策の充実、道路交通網、情報通信網、生活環境の整備・推進、安心安全な大和村づくりを柱に、限られた財源の中、村民の福祉向上を図るための予算が編成されております。

一般会計予算総額においては、前年度比8.6%、2億7,043万6,000円減の28億7,973万8,000円の予算編成となっております。

それでは、令和3年度当初予算の主要施策についてお伺いいたします。

まず、行財政改革について。

本村の歳入の81.8%を依存財源に頼らなければならない中、自主財源の確保は必要不可欠なものであります。平成29年度からふるさと納税サイトへ加入し、寄附金の増額がみられる中、令和3年度は新たなふるさと納税サイトへ加入し、寄附金の増額がみられる中、令和3年度は新たな納税サイトへの加入、新たな返礼品の発掘とありますが、具体的にどのようなものをお考えなのか。

また、村税等の未収金対策については、ここ数年、毎年約1,000万円前後の未収金があることから、庁舎全体で取り組まれていることと思いますが、徴収できないのが現状ではないかと考えられます。昨年より配置した住宅使用料における徴収専門員によって、どのような改善策がされ、どのような状況がみられたのか、もし何も変わらない状態であるならば、行政として厳しい措置も検討すべきではないかと思いますが、併せて村長の答弁を求めます。

次に、定住促進対策についてお伺いいたします。

年次的に空き家改修による定住促進住宅を確保しつつ、令和3年度も単身者向け住宅1棟、移住おためし住宅を計画されています。もちろん住宅整備を推進することは大事なことであり、空き家対策にもつながります。一方、改修不能な空き家は廃屋化しているのが現状であります。今後も増加していくと予想される廃屋について

て、行政としてどのような改善対策を講じられていかれるのか伺います。

次に、観光振興について伺います。

昨年からのコロナウイルス感染症により観光事業に大きなダメージを受けました。いまだ今後の状況も見通しが立っていない中、今年夏の世界自然遺産登録を見据えたうえで、コロナ禍の中でできる観光事業を推進されていかれると思われませんが、具体的な取り組みをお考えなのか。併せて、令和2年度推奨した民泊起業者に対する支援など検討されていかれるのか伺います。

次に、高齢者対策について伺います。

65歳以上の高齢者が増加傾向の中、注目することは、一人暮らしの独居老人の方々も増えてきていることです。地域医療体制の充実はもちろんのこと、一人暮らしの方々には心のよりどころを求めていると思われれます。施政方針の中で、地域見守り体制の充実とうたっておられますが、具体的にどのような取り組みをお考えなのか伺います。

次に、生活環境整備について伺います。

自然環境保全の観点から、集落排水事業を推進し、令和2年度までに中部地区までの完成が見込まれます。また、現在東部地区においても早期完成を目指し整備を進めておられますが、東部地区の完成予定は何年頃を目指しておられますか。また、供用開始地区における加入率の向上に向けて、どのような取り組みをされるのか伺います。

最後に、安心安全な大和村づくりについて伺います。

昨年発症した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束のみえない中、私たち村民一人一人に不安をもたらせています。この奄美群島においても感染者が発症する中、いまだ本村において一人も感染者が出ていないことは本当にありがたいことだと思います。これからも村民一人一人が心掛けて一日を送りたいものです。県は2月中旬から、医療従事者を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種が始まりましたが、本村において今後ワクチン接種の具体的なスケジュールや方向性、どのようなお考えなのか。また併せて、本村では各種検診が無料で実施されていますが、若年層の受診率はどのような状況なのか。本村全体の受診率向上に向け、どのような取り組みをお考えなのか伺って、令和3年度施政方針並びに予算案に対する大綱質疑といたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答え申し上げます。

令和3年度当初予算の主要施策についてお答えいたします。

まず、「新たなふるさと納税サイトへの加入と、新たな返礼品の発掘について」でございますが、ふるさと納税サイトへの加入により、平成29年度より寄附額は増加しております。現在大和村が加入しております「ふるさと納税サイト」は1社ですが、納税サイトが増えることにより、寄附希望者が大和村の返礼品を見る機会が増え、結果として寄附金額の増加につながる可能性が高くなると考えております。このため令和3年度中に新たに1社の納税サイト加入を考えているところでございます。

併せて、新たな返礼品の発掘につきましては、令和2年度から島豚ソーセージなども加えており、令和3年度には大和村の加工品と、現在ある返礼品を合わせた「詰め合わせセット」や、近隣市町村との共通返礼品などを増やしていきたいと考えているところであります。

次に、「住宅使用料における徴収専門員によつての改善策」でございますが、令和元年度までは限られた職員数の中で担当職員を置き、他の業務と兼任しながら徴収業務を行っておりましたが、平成30年度から2年間に滞納額が増額したため、令和2年4月より、行政経験豊富な再任用職員を住宅使用料における徴収専門員として配置いたしました。配置した職員による改善策といたしましては、滞納者への細かな臨戸訪問を増やし、滞納者と面談を重ね、生活状態の把握・分析を行い滞納状況の改善に向け指導等を実施してまいりました。

その結果、これまで未納が続いていた方からも徐々にではありますが一部納付をしていただくことができております。

しかし、一部の滞納者については、大きな改善も見られない状況でありますので、住宅の明け渡しや裁判等を含めた強い指導等を継続しながら対応を図ってまいりたいと思います。

その他の徴収専門員配置による改善策といたしましては、滞納者死亡等による滞納使用料の取り扱いを明確にするため、「債権管理条例」策定までの調査を実施し、他の自治体からの情報収集及び研修等に出向き、関係課と連携し「大和村債権管理条例」を策定することができました。今後は、死亡者等の滞納使用料についても協議検討を進め対応を図っていけるものだと考えております。

次に、「空き家の廃屋化対策について」でございますが、廃屋化している空き家については、集落衛生環境及び景観性の悪化を招くほか、火災等の発生も懸念されることから、その対策として令和3年度より集落で空き家を解体した場合におきま

しては、廃屋処分費を上限50万円の範囲で助成する「空き家解体処分助成金」を創設し、その対応・改善を図っていきたいと考えております。

次に「観光事業推進における具体的な取り組みと、民泊起業者への支援について」でございますが、コロナ禍において観光振興を推進していくためには、訪れる観光客が消費する外貨の獲得を高める必要があると考えております。そこで、観光客の方々へは、村内に長時間滞在していただく必要があり、そのためには宿泊施設の確保が必要になることから民泊開業支援を行ううえで、「大和村集落まるごと体験協議会」におきまして、潜在的起業者の掘り起こしから許認可の届け出に関する書類作成支援や、施設導入に関する支援等を行うこととしております。民泊開業支援は空き家対策の側面も含んでいるため、空き家を所有していても、自ら開業できない所有者から空き家を協議会が借り上げ、協議会直営での民泊開業も実施すること、関係機関との連携を図りながら観光事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

次に、「独居老人における地域見守り体制の充実について」でございますが、現在大和村の高齢化率は42.6%であり、今後もその割合は増加の見込みであります。また、核家族化の進行も進む中で、独居や要介護による不安、生活困窮や障害・DVといった生活課題を抱える世帯もますます増加していくと思われまます。

そういった中、「安心して心豊かに暮らし続けていける」ための施策としまして、大和村においても社会福祉協議会と連携しながらサービスの充実に努めているところであります。その中でも、地域における支え合いの力という部分で、住民主体活動の推進や村独自の重要施策という形で、積極的に取り組みを進めるほか、「最後まで住み慣れた場所で暮らす住まい方」についても、関係機関と連携を図り協議を進めるうえで、自宅で生活することが困難になっても住み慣れた自分の集落内で生活し続けられるようなあり方を模索し、その着手に向けて具体化を進めていきたいと思っております。

次に、「集落排水事業における東部地区の完成予定と、加入率向上に向けての取り組みについて」であります。東部地区の集落排水事業につきましては、平成23年度から事業着手を行い、大和浜地区・思勝地区・津名久地区の3地区につきましては、すでに完了しているところであります。今後の予定につきましては、令和2年度から着手しております湯湾釜地区と同時に国直地区についても事業導入を行い、年度ごとの国からの補助配分額にもよりますが、東部地区すべての地区における事業完了を、令和5年度の計画で整備完了を目指しているところであります。

併せて供用開始地区における加入率の向上に向けての取り組みでございますが、排水設備設置費助成金として、供用開始後から3年以内の設備工事に対し助成金として支給するほか、その助成金の内容についても「し尿くみ取り」と「浄化槽」からのつなぎ込みを区別し、設備設置費の助成を行うことで加入率の向上に努めているところであります。なお、現在の加入率については、完成いたしました西部地区が88%、完成途中の中部地区が68%及び東部地区におきましては78.1%となっております。今後とも「排水設備設置費助成金」の周知を徹底しながら、更なる加入率の向上を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「新型コロナウイルスワクチン接種と、各種検診の受診率向上に向けた取り組みについて」の御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束がみえない中ではございますが、手洗いやマスク着用、行動自粛等の村民の自助努力にもより、本村におきましては発生がない状況でございます。今後も油断することなく対策を徹底してまいりたいと考えております。

さて先月より医療従事者を対象とした先行接種が全国的にスタートしておりますが、連日報道でもございますようにワクチンの配送を含めたスケジュール等につきましては、明確でない点がまだ多い状況でございます。本村におきましては、保健福祉課を中心に、大和診療所と連携してシミュレーションも行いながら接種体制を構築しているところでありますが、現在のところ村体育館におきまして集団接種を行うことを中心とし、集団接種に漏れた方につきましては、個別接種もできるように調整を進めているところでございます。実施日程につきましては、ワクチン配送が未定であることから確定できないところでもございますが、ワクチン配送日程が決まり次第郵送にて各対象者へ個別通知を行い、スムーズに接種がすすめられるよう引き続き準備をしてまいりたいと考えております。

また、各種検診における受診率の向上に向けた取り組みにつきましては、本村では特定健診及び各種がん検診等について一部を除き無料で実施しており、休日検診を行うなどの受診しやすい体制を工夫しておりますが、特定健診受診率については、令和2年度見込みが38%であり、がん検診につきましても20%台と低迷をしている状況でございます。

今後の健診受診率向上への取り組みでございますが、まずは保健推進員等による受診案内回数を増やし、個別の受診勧奨に力を入れるとともに、事業所からの対象者への受診依頼の声かけ及び、かかりつけ医からの情報提供書の提出依頼を徹底するほか、若年層に対しても、集落巡回を行い、疾病や受診の現状等について説明を

行いながら生活改善の必要性について理解を得ることで、受診率の向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上、大綱質疑の答弁とさせていただきます。

○2番（前田清和君）

ただいま村長から答弁をいただきましたが、詳細につきましては、このあと設置されます予算審査特別委員会の中で質すことといたし、これで私の大綱質疑を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 令和3年度予算審査特別委員会の設置について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、令和3年度予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りします。

議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算及び議案第10号から議案第16号までの令和3年度各特別会計予算について、以上の8件については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第16号までの8件の議案については、議長を除く7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選いたしましたので、結果を御報告いたします。

委員長に前田清和君、副委員長に市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第17号 大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第17号、大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

課設置条例に記載されております保健福祉課と住民税務課の分掌事務について、改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村課設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

現在の大和村課設置条例において、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険の賦課徴収は、保健福祉課の分掌事務となっております。これを住民税務課に移すことで、村県民税徴収等と併せてより効果的な徴収業務を行えるようにしようとするものであります。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第18号 大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第18号、大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

選挙に係る選挙長等の日額の報酬の改正及び議会議員の報酬支給日についての改正を行うものでございます。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

選挙に係る選挙長等へ支給する報酬額について、これまで村独自の基準を用いて支給しておりましたが、国の選挙等の執行経費の基準に関する法律を基準とした日額への改正を行うものであります。

内容といたしまして、選挙長及び開票管理者を日額5,000円から日額1万800円に、投票管理者を投票所の投票管理者と期日前の投票管理者に分けたうえで、日額1万円から投票所の投票管理者には日額1万2,800円、期日前の投票管理者には日額1万1,300円に、投票立会人を投票所の投票立会人と期日前の投票立会人に分けたうえで、日額8,000円から、投票所の投票立会人には日額1万900円、期日前の投票立会人には日額9,800円に、開票立会人を日額5,000円から日額8,900円に、現在設けていない選挙立会人については、日額8,900円にそれぞれ改正をするものであります。

また、併せまして、議会議員の報酬支給日について、議会開会の月はその会期中

に支給することとなっている内容を、他の月と同じように職員の支給日に併せた支給日とする改正内容となっております。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第19号 大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第19号、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

定住促進住宅の完成等により、大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

定住促進住宅の単身者用向け住宅における同条例第5条第2項第2号、入居の資格及び同条例第5条の2第2項、入居期間の制限から年齢制限を削除しようとする内容にであります。また、併せまして、大柵地区、大金久地区、今里地区で、定住促進住宅として改修している住宅が完成及び完成予定のため、新たに定住促進住宅の名称及び位置並びに月額家賃を設定する必要が生じたことにより、改正しようとする内容であります。

御審議方、よろしく御願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○6番（勝山浩平君）

この独身単身者向け住宅なんですけれども、今回年齢制限の削除がありましたが、結婚をしたら年度末までに退去をしなければならないとなっておりますが、村内に住宅がない場合には、人口の村外流出の恐れがありますけれども、そこらへんの対応策は今どのように講じておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

実際、令和2年度におきまして1件そういった事案がございました。そういったときには、結婚しても一応3か月程度の猶予期間を設けている状況でございますので、またそういった話があつて、流出の恐れとか、現状そういった住宅確保等も話がまだ決まっていない状況であるようであれば、またそのときに考慮して検討していきたいというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

猶予の期間が3か月ということでありましたけれども、その状況に応じて、本当に家がない場合にはその期間を延ばすとか、そういった柔軟な対応をしていただきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 議案第20号 大和村観光公園施設の指定管理者の指定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、議案第20号、大和村観光公園施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村観光公園施設の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

大和村観光公園施設の奄美フォレストポリスの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして御提案いたします。

内容につきましては産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○産業振興課長（郁島武正君）

内容を御説明いたします。

現在の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となります。指定管理者に指定管理をさせようとする施設の名称は、奄美フォレストポリスであります。指定管理者に指定しようとする団体の住所・名称は、大和村国直85番地1、特定非営利活動

法人TAMASU代表理事、中村修であります。指定の期間は、大和村観光公園の設置及び管理に関する条例第9条により、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

指定管理制度が始まって初めての交代になるわけですが、管理地区が広範囲になってきますが、この管理体制の引き継ぎについて、担当課も一緒になって引継事務をやっていくべきだと思うんですけども、そのへんの準備等は大丈夫なんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

今日議案が通りましたら、早速10日に新しい指定管理者と現在の指定管理者と村と、3者で引き継ぎを含めて、管理方法等について打ち合わせをしていく予定にしているところです。

○5番（藏 正君）

ぜひ無駄のないスムーズな管理方法ができるようにしてもらいたと思います。

それと先ほども申し上げましたけれども、あたらしくい管理者になられる業者が、管理意欲が減退になるようなことがないように考慮をしていただきたいと思います。それはお願いであります。Wi-Fiの整備がまだ済んでいないというふうに聞いておりますが、そのへんの予定というのはどのようになっていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

フォレストポリスのWi-Fi整備につきましては、今現在、県の地域振興事業に要望をしているところであります。その地域振興事業の採択決定が決まりましたら、補正予算に計上して実施をしていくこととしております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議案第21号 大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、議案第21号、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

名音集落の漁業集落排水事業を農業集落排水事業への移管手続き完了に伴い、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じたことにより御提案いたします。

内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（吉原照悟君）

大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、名音集落の漁業集落排水事業を農業集落排水事業への移管手続き完了に伴い、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要が生じました。そこで、大和村集落排水処理施設の設置及び管理に關す

る条例条文中第2条の「農業及び漁業」を削り、改めようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第27 議案第22号 大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（奥田忠廣君）

日程第27、議案第22号、大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

乳幼児等医療費助成について、県の条例改正に伴い、名称を乳幼児等医療費から子供医療費に変更する必要があることにより、条例を一部改正いたしたく御提案

いたします。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

鹿児島県乳幼児医療費助成条例の改正により、住民税非課税世帯における給付対象者が、これまでの6歳までから18歳まで拡充されたことに伴い、大和村乳幼児等医療費助成条例の名称を「大和村子供医療費助成条例」へ改め、関連する本文中の「乳幼児等」を「子供」に改めるなど、名称の一部を改正しようとするものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後4時32分

第 1 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 3 月 1 5 日 (月)

大 和 村 議 会

令和3年第1回大和村議会定例会会議録

令和3年3月15日(月)

午前10時13分開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 市田実孝君

2番 前田清和君

3番 重信安男君

5番 藏正君

6番 勝山浩平君

7番 民文忠君

8番 宮田到君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

副 村 長 泉 有 智 君

総 務 課 長 政 村 勇 二 君

建 設 課 長 前 田 逸 人 君

教委指導主事 前 田 剛 君

保健福祉課長
兼大和診事務長

大和の園園長 勝 健一郎 君

教 育 長 晨 原 弘 久 君

教委事務局長 福 山 茂 君

企画観光課長 森 永 学 君

産業振興課長
兼農委事務局長 郁 島 武 正 君

会 計 管 理 者
兼 会 計 課 長 大 石 松 美 君

住民税務課長 吉 原 照 悟 君

開議 午前10時13分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次、発言を許可します。

1番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、先に通告しております質問に入らせていただきます。

1点目、新型コロナウイルスワクチンの接種の計画状況についてお伺いいたします。今、国民が一番気にしている問題であり、私たち大和村においても接種時期が気になる場所ではありますが、国や県との流れで対応も混沌としているかとお察しいたします。接種計画や経過の情報提供を村民に知らしめていただきたくお聞きいたします。

2番目、コロナの収束後、国・県はじめ企業の倒産による雇用の悪化など地域経済の衰退が予想されますが、村政の活性化のためには、集落に密着した今まで以上の各集落への活性化対策を積極的に推進して、集落を支援していく必要があります。集落組織活動を支援する集落支援員を設置し、集落の財政面においても新規に集落活性化補助金、支援金を今後とも継続して、集落の活性化対策を推進し、応援していかないとお聞きいたします。

3番目、大和診療所の利用者の増加する中、足腰の弱い方々や車椅子での利用者において、歯科の2階への利用は階段で大変難儀していると聞いておりますが、エレベーターを設置していただけないか。また、診療所のトイレが狭く、車椅子対応になっておらず、本人、その介護者も中で身動きが取れない状態で大変苦勞をしていると聞かれます。改善していただけないかお聞きいたします。

4番目、コロナ禍で停滞している経済活動であります。ワクチンの接種など経済活動も回復してくるものと思われませんが、大和村への観光への観光客や交流人口の増加を目指していくためには、観光産業で現在、山にフォレストキャンプ場や、海沿いに今回誘致企業によるキャンプ場が計画されておりますが、今後、キャンプカーなどの需要の高まりから、郊外型宿泊地の必要性が望まれてくると予想されます。現在計画している農園と併せて、大和川沿いにオートキャンプ場を整備していくように検討できないかお聞きいたします。

以上、壇上より質問を述べさせていただきましたが、あとは自席により質問をさせていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さんおはようございます。

ただいまの市田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のコロナワクチンの接種の状況についての御質問でございますが、先月より医療従事者を対象とした先行接種が全国的にスタートしており、奄美大島におきましても3月9日より医療従事者を対象に接種が実施されたところであります。

しかし、連日の報道にもございますように、ワクチン接種体制については、国からの通知情報の変更が多く、ワクチン配送日程も明確でないことから、実施日等の確定ができない状況でございます。現時点の情報といたしましては、ワクチンの配送が4月に入ってから順次行われる予定と聞いていることから、大和村における高齢者の接種につきましても、早くて4月下旬以降になるものではないかと考えております。我々も情報をしっかりキャッチしながら対応をしまいたいと思っております。

また現在、大和診療所とも連携を図りながら、シミュレーションを行い、接種体制の準備に努めておりますが、接種場所といたしましては、集団接種を村体育館で行い、接種に漏れた方については、大和診療所で個別接種ができるよう調整を進めているところでございます。ワクチンの配送日が確定次第、速やかに個別通知を行い、スムーズな接種が行えるよう引き続き準備をしまいたいと考えております。

次に、2点目の集落組織強化のために、集落支援員の配置や財政支援を継続していけないかの御質問でございますが、大和村の各集落におきましては、区長さんを中心に青壮年団や老人クラブ、婦人会や地域支え合い団体、消防団などの組織があり、活動を行っております。人口減少が進む中ではございますが、このような組織の活動により、集落の点検や集落行事などが進められておりまして、集落支援員

配置の要望はない状況でございます。

また、集落活動は、集落住民主体で行うことが地域づくりには必要であると思っておりますので、現在、集落支援員の配置は考えていないところでございます。今後、集落における活動の支援になるためにも、採用している職員の住居を各集落に分散できるようなことも考えながら、検討をしているところでもございます。

集落の組織には、これまで集落行事により集まった寄附金が、集落の活動資金として分配するなどがなされておりましたが、今年度はコロナの影響によりまして集落行事を実施できなく、集落活動費に活用できる寄附も集められなかった状況でございました。このため臨時交付金を活用いたしまして、各集落へ集落運営助成金として支給をさせていただきました。

また、昨年末には、各集落から集落活動のための物品等の要望を取りまとめまして、令和3年度の宝くじ助成事業などの協議を行っているところでございます。今後、集落活動で必要な支援に関しましては、各集落からの要望などを受けの中で、支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の大和診療所のエレベーター設置とトイレの改善についての御質問でございますが、現在、大和診療所2階におきましては、週に3回の歯科診療を行っておりますが、歯科の受診のための利用者数は、スタッフを除きまして多い日で1日約5名でございまして、月で換算しますと、2階を利用する方は1日当たり約1名となります。その中には、高齢者等の階段昇降が大変であるという方がいることも承知をしておりますが、仮にエレベーターを設置しますと、整備費用や維持費については応分の負担が伴いますので、エレベーターの利用者数からしますと、将来的な費用対効果などを勘案しても設置は難しいものと考えております。

現在、歯科診療におきましては、在宅訪問診療及び大和の園での診療も行っておりますので、2階への昇降が困難な方につきましては、できる限り自宅への訪問歯科診療を優先して対応してまいりたいと考えております。

次に、トイレの改善についてでございますが、診療所の1階及び2階部分の外来用トイレにつきましては、特に入り口、通路及びドア部分が狭いため、特に介助を要する利用者や介助者にとって不便も多く、また男女兼用であるなど利用しづらい状況もございます。トイレの利便性につきましては、診療所内の業務改善カンファレンスにおきましても改善の必要な事項として挙げられておりますので、利便性向上のための改修案を検討しているところでもございます。できるだけ早期に改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目のオートキャンプ場の開設についてでございますが、大和村のフォレストポリスキャンプ場は、溪流沿いにあり、バンガローのほかにキャンプもできるようになっております。現在、フォレストポリスは再整備事業を実施しております。トイレのバリアフリー化や新たに簡易バンガロー整備も行うこととしております。また、令和3年度には、県の事業で要望しております公衆無線LAN整備も計画をしているところであります。

質問にもありましたように、この大和川河川近くでの新たなキャンプ場設置につきましては、大和村の河川敷は広い土地が少ないことなどによりまして、キャンプ場としての整備は難しいと考えているところでもございます。このため、現在ありますフォレストポリスの再整備を進めることにより、キャンプ場として観光客の受入体制の整備を図りたいと考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問などにより、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（市田実孝君）

答弁をありがたくいただきました。

1点目のワクチンの接種についてのあれですけれども、集団接種により村の体育館で計画をしているとの説明を受けましたが、大棚集落や名音集落の多くの高齢者の老人の方々を、恐らくバスで輸送されるものと思いますが、そこにちょっと今までのいろんなインフルエンザの接種とかとの違いが、このコロナワクチンには対応を迫られるものと思いますので、バスの輸送でする問題は何かないかなということに気になるんですけど、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

バス運行の点についてでございますけれども、これまで集団で例えば検診など体育館で行うこともございますけれども、その際、多くの方は基本的に乗り合わせて来られて、バスは運行しますけれども乗られる方は非常に少ないという状況がございますので、マイクロバスの運行で十分必要とされる方の運行はできるのではないかと考えております。

○1番（市田実孝君）

私が心配しておりますのは、集団接種はコロナにおいては、できるだけ避けたほうがいいんじゃないかということで、いろんな行事等も行われておりませんが、公民館なりで集落単位ですると1か所で村民を集めてするのと、万が一の場合クラスター等が発生した場合において、各集落のクラスター発生率と集合でやる

場合のクラスター発生率となりますと、大掛かりなものにならないかということで心配をしているところなんですけれども、いかがですかね。

○保健福祉課長（早川理恵君）

できるだけ密を避けるという意味では、接種の日程に関しましても、集落ごとに時間を分けて受け付けをするというような形を取りたいと思っております。県下の中では、各集落の公民館で実施という案もございましたけれども、やはりスタッフの関係、あるいは実施の手順だったりということで、分けますとその分日程もどんどん延びていって、スムーズな接種ができないであろうということで、1か所で密にならないような配慮を行ってするというような計画でございます。

○1番（市田実孝君）

そのワクチンの接種に対してですが、受けるか受けないかのアンケートを取っておられると思いますが、何名とか、何割とかはもう出されていらっしゃるでしょうか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在、全員にアンケートというわけではございませんが、約対象者の半数の方に対して意向調査というのを行っております。その中で今のところ接種をしたいという方がおよそ7割、迷っているという方がおよそ2割、受けないという方は1割以下ということで集計をしております。

○1番（市田実孝君）

その受ける場合、そちらから接種券が届くような流れとなっていると思うんですけれども、この受けなくて言われた方々にも接種券は送るということですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

対象者としましては、対象となる年齢、16歳以上の方に全員に送付をするという計画でございます。

○1番（市田実孝君）

それから、受けないという方がいらっしゃるかと思うんですけれども、その方々がもし心が変わりまして受けるようになった場合に、この接種を受けなかった場合は、診療所のほうで再度対応していただけるということですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

情報によって心変わりをするというのも十分あるかと思っておりますので、診療所でその場合は対応できるように計画をしております。

○1番（市田実孝君）

先ほどの新聞で、奄美大島介護事業所協議会、厚生労働省の通知を受けての要望

で、医療従事者の優先接種について要望書が上がっていると思いますが、大和村の場合はどのような形を計画をしていらっしゃいますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

報道にもございましたように、介護事業所の関係も優先をしてくださいという要望、村のほうでもその要望書を受けております。基本的には65歳以上スタートですけれども、その判断は市町村で行ってよいということになっておりますので、できるだけ優先接種の形をしていきたいというふうに考えております。

○1番（市田実孝君）

改めて聞きますけれども、このワクチンの集団接種にかかる日数とかは何日ほど計画していらっしゃいますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在のところの計画ですけれども、週末、金・土・日を利用して集団接種を行いたいと思っております。高齢者につきましては2回ですね、一般の方もそうですけれども、2回ずつの接種ということですので、金・土・日の4クールで、村民対象となる方を接種できるであろうというふうなことを考えております。

○1番（市田実孝君）

国の情勢によりまして、ワクチン接種のほうも随時遅れがちになっておりますけれども、今後奄美大島は台風のシーズンも来ますので、どこかで問題もありましたけれども、配線ミスでワクチンの冷凍庫のアレが切れとったということで、この停電時の対策等はどうなっているいらっしゃいますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

停電時の対策でございますけれども、このディープフリーザーというのが村内に1台届いております、現在大和診療所のほうで保管をしている状況です。大和診療所におきましては非常用発電ということで、もし停電時の対応も可能ということで、そちらのほうで保管をしている状況でございます。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。ぜひ、村民の安全のためにも皆様にいろんな周知を伺いながら、万全の体制をお願いしたいと思います。

続きまして、2番に移らせていただきます。

集落の助成金の新規助成金はできないかということなんですけれども、集落は村長がおっしゃっているとおり、区長をはじめ各種団体長が集まりまして、委員会組織のうえに集落の運営はなされておりますが、このコロナ禍で個別ということで、

できるだけ集団は避けるようにということで、各村内の集落はじめ、そういった集落集合活動が今、停滞、停滞じゃなくて、できるだけするなということを示唆を受けて、流れがここ2年近くなっておりますので、ややもすると今までの集落組織なり活動が、衰退が今後進まないかということをおは心配をしております。

そういった面で、先ほどの集落の豊年祭等による集落の収益事業も、コロナ禍で年々収益も下がっていかれる傾向がありますので、去年の同様にその補助金なりをつくっていただけないか。

それと併せて、今回、集落の廃屋対策として、集落による撤去作業などは50万円を計画していらっしゃると思いますので、それと併せた補助金を出して集落を活性化していただけないか、というような補助金を計画していただけないかということで考えておささせていただきます。いかがですかね。

○企画観光課長（森永 学君）

今年度でございますが、今年度は実際、本当全集落で集落豊年祭などが実施できなくなり、地方創生臨時交付金事業を活用しまして、10集落に1集落当たり30万円、そして1つの集落に10万円の助成金を配布をしております。またこのコロナに対してそういう豊年祭が実施できなかったことや、各種行事により集められる寄附が集められない状況にあったということで実施したものでございますが、今年度、コロナがいつ感染が収束するか分かりませんが、またそういうのができなくなった際には、改めて検討をしていかなければいけないものではないかと感じているところでございます。

また、昨年末、先ほど村長の答弁からもありましたように、昨年末には各集落に必要な物品等の要望を取り、令和3年度の宝くじ助成事業によって実施、購入ができないかというものを、今現在、県の振興協議会と協議をしている段階でございます。今後も何か集落からそういう要望などがございましたら、助成事業などの活用ができないか検討してまいりたいと思います。

○1番（市田実孝君）

数日前の新聞で、龍郷の秋名集落、集落自体を観光地としてみて、街歩きスマホなどによる観光スポットとして、秋名集落自体を観光スポットとみるような事業が始まっておりますけれども、大和村においても村で造っておられる公園を村で草なぎをしたり、人件費を使って作業をしておるところでありますけれども、このような事業が始まりますと、集落自体に観光客、交流人口をお願いしたときに、集落を歩いってごみが落ちとったり、川が汚れとったり、庭々の草木が道路まではみ出

して薄暗くなったり、そういった集落を見てあんまり気持ち良いもんじゃないと思いますよね。

ですので、私はそういった面からも、公園管理には経費を使うけれども、集落の美化には経費は使わないという考えじゃなくて、これは、もともと集落組織というのは、自助努力をやっている現状がありますので、そういったほうにも支援を伸ばしていただけないかということで、集落で、区長をはじめ委員長を含め、この委員会組織で集落の美化なり、集落の活性化なりを今後考えるだけの資金を50万円なり60万円なり、村にお伺いを立てるのじゃなく、集落で使ってください、あなた方の判断で集落のために使ってくださいという、そのような資金をつくっていただけないか、今後それが必要じゃないか、そういう考えから申し上げたつもりであります。

それと、集落支援について伺いますが、この集落支援員というあれを調べてみますと、地域おこし隊がありますね、それと同じように、総務省のほうで集落支援員というのをつくっております。地域おこし隊が平成元年度には5,500人、日本全国で配置されます。大和村も平成元年には調べてみますと1人というふうになっております。それと同じように集落支援員という組織が、組織じゃなくて集落のために動く、地域をおこすために総務省はつくっております。その予算額は1人に対して350万円の支援をしますよ、1人当たりですね。これが兼務した場合は、農業委員とか民生委員とか、その方々がそれを兼務という形になると、1人当たり40万円の支給をするということで、総務省は、資料を見ますけれども、その要項によりますと、今現在やっている集落委員会なりの組織がやっていることをやったら、その資金を出しますよということで、国は、総務省は行っております。

鹿児島県に、日本全国331自治体が今どんどん増えていっておりますけれども、過去の年数から見ますと、平成21年度には、専任支援員が449人、令和元年度には1,741人、兼務が3,500人から3,300人、自治体数も122から10年ほどで352団体となっております。この鹿児島県の資料を見ますと、十何箇所は支援員を配置しておりますけれども、この奄美群島の市町村だけが配置とはなっておりません。それに対して、ほかの郡内の市町村に先駆けて、この支援総務省が予算を出しますよとおっしゃっているんですけども、これは配置するような動きは検討いただけないですかね。

○企画観光課長（森永 学君）

集落支援員につきましては、集落の見回りや集落の要望などを、行政のほうに伝えることができない集落などは、こういう集落支援員の配置を検討したりしている

とは聞いてございますが、そういうのが今現在、大和村ではできている、奄美群島全体も町内会、自治会、そういった組織がしっかりしているという中で、こういう支援員が今、必要なのかというものに関しましては、特に必要ではないのではないかと考えているところでございます。

そして、先ほど1人当たり集落支援員、1人当たり専任だったら350万円、兼務だったら40万円というお話がございましたが、これは特別交付税措置というもので、国が市町村にその分、配置をしたら交付税措置をするというものでございまして、国からちょっと直接そこに支給が行くというようなものではございません。そこは御理解いただきたいと思えます。

○1番（市田実孝君）

この村の目指していらっしゃる自主防災組織を高めて、地域の見守り隊を組織して、高齢化社会を支えていくということを前提と、基本方針となさっておりますが、この支援員は、農業委員なり村内の集落の例えば幹部の方々、その方々が支援として兼務なされた場合は、地域の見守り隊を組織する動きをなされた場合は、年間40万円の支援をしますよということの流れもなっているみたいですね、資料を見ますと。そうしますと地域の見守りたいということ組織をしていきたいという流れなんですけれども、その方々に対しての報酬とかは考えていらっしゃいますか、今後。

○総務課長（政村勇二君）

ただいま質問の中で、自主防災組織というお言葉がございましたので、今現在、昨年度は、今、令和2年度ではございますが、令和元年度の途中から、平成18年に一度村内全集落におきまして、自主防災組織を構築させていただきました。それが平成30年過ぎてもなかなかメンバー構成が変わっているにもかかわらず、その更新ができていなかったという事情がありまして、平成31年度から、令和元年度から再構築お願いしますということで、事務嘱託員の皆さん、併せて消防団の幹部の皆さんにお願いしているところでございます。

そういったところに関しましては、自主防災組織という再構築の中で、今、再構築をさせていただければ、別にそういった自主防災組織として使いたい備品、また消耗品等における事業の取り方もできると思えます。そこに、その組織の中にはほとんど消防団員の皆さんも入っているところでもありますので、それは大きな集落によっては、区長さんではなくて壮年団長が自主防災組織の会長、組織の組織長となっている集落もあれば、また小さい集落においては、やはり消防団の皆さんがかかわっていかなくちゃいけない場合もありますので、そういったところにはま

た組織の長はかかわって、この集落集落で自主防災組織をつくっていただいているところの中で、消防団に関しましては、通常の消防団の年報酬の中、そしてまた見回りをする際には、それは防災に関してのことだけではあるんですけども、消火栓、各格納庫に置いてあるホース、そういった点検に関しましては、また別途で機体員手当として今、支給をしている状況でございます。

○1番（市田実孝君）

ありがとうございます。この集落支援は、現在のところ奄美ではそういった組織ができていますので、恐らく必要ないんじゃないかということで、各島の自治体は動いていないかも分かりません。ほかのところはそういった組織がないもんだから、この集落組織みたいなのを作らなければいけないねえ、これは、国のほうもこういった組織こそともあった集落組織自体も大切だから、改めて昔からあったこの組織を認識して、お金なりを組んでしていただけないかということで、これは集落支援という、地域おこし隊のようにつくったものだと私は考えております。

何で奄美大島は1件もどの自治体もできていないかて私は考えましたときに、昭和28年の12月、奄美群島は分離された。沖縄よりも早くなぜ日本に復帰できたかということ、壮年団組織、そういった組織が中心になり、全島一丸、当時の署名活動によりますと、99.8%の村民の群島内の署名を集めて、東京奄美会とか全部連絡をしながら、そういった組織が脈々と生きているものだから、このような支援は今のところは、企画課長がおっしゃっておるとおり必要ないわけですよ。必要ないんですけども、国はこういった組織をね、しっかりとつくってください、ということ、お金を出しますよ。ただ見守りのためのお金でもいいですよとおっしゃっているわけだから、この資金なりを引っ張ってきて、集落をバックアップ、支援をバックアップしていくのも、私は村としてやっていかなければ今後ならない施策じゃないかと思えます。

議長、この件は次にまたあれしますけれども。

3番目に移らせていただきます。大和診療所のこのトイレの問題、いろんな役場の先輩方、いろんな方々にもお聞きいたしております。ああ、皆さん、あそこは狭いよねえ、中に入って男女共同でトイレは心苦しいよね、すべての職員がそう思いながら、村民のあれを私は耳に聞きまして、この大和診療所が平成5年3月に増改築を行って、28年、9年の歳月が流れておりますけれども、一向にいまだかつて改善された兆しもなく現在に至っているということは、村長は失礼ですけども、200メートルを26秒である村民記録を持って、その記録というのはまだ破られて多

分ないんじゃないかと思います。そもそもスポーツマンです村長は。教育委員会の課長の福山さん、課長、駅伝は何回走られました。集落対抗駅伝ですね。過去何回走られましたか。

○教委事務局長（福山 茂君）

正確には覚えておりませんが、15回ほどは走っているかと思っております。

○1番（市田実孝君）

それと産業課長、あなたは何回走られていますか。集落対抗駅伝です。

○産業振興課長（郁島武正君）

20年連続20回でございます。

○1番（市田実孝君）

このようにここにいらっしゃる課長の皆様方は、体力的にも知力的にも優秀な方々が特に集まってそこに座られております。人間は生半可健康だと弱者の本当に困った方の気持ちが分からない。それが道理だと思います。

総務課長にお聞きしますけれども、この皆様は国で言えば霞が関のトップの方々ですよね。そして、議員がどうのこうのと、官僚どうのこうのていろんな問題がありますけれども、あなた方は官僚と一緒にです。失礼ですけど、今まで役場ずっと経験なさってここに座られておりますけれども、一応課長になって、いろんな、村長だけがトップへ、村民の目線で走るわけじゃなくて、あなた方一人一人が村民の目線で走らなければ、村長と一緒にですね、走らなければならないと思うんですけれども、村のこの施設の中で、村民が関わる施設の中で、車椅子に乗ってそういったところを一度忙しいかも分かりませんがなされた経験がございますか。

○総務課長（政村勇二君）

村内の施設においての車椅子でそういった現場対応、対応というか実際やったことはありませんが、一昨年ほど前、私も自分の不徳のいたすところでけがをした際に、やはり車椅子の生活、そしてまた松葉づえでの生活を強いられたときには、やはりそういった一つ歩くだけでも、この段差を乗り越えるだけでもどうしても不便だということは私自身も実感、体感しているところでございますので、今後またその状況に応じて、そういった施設が村内にどれだけあって、こういった不便を来しているのかというのは、また主管課の課長さんともお話ししながら、また現場においての不備があるところというところの確認はしていきたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

失礼かと思いますが、ぜひとも体重が重い方を乗せて、そういったところをどういった状況になるのか把握なさって、村長なりに報告をしていただきたい。村長は真っ先に動いていただけるものと私は信じております。村長自ら気づくことも村政全般にかかわっておりますので、それはね、各課長課長、皆様自分の仕事とは区別して、そういったことはなされたほうが良いと思います。その車椅子でのトイレに行かれた場合、私たちは1分もあれば用を足すかも分かりませんが、その方々は5倍も6倍も時間をかけて、誰かが、男の人が入らないか心配しながら、心を小さくしながら、この診療所でそういった思いをさせているということを御理解していただきたいと思います。

それと、今、大和村の地域医療のために骨身を削って頑張っている優秀な小川先生をはじめ、医療介護スタッフの皆様の足を行政のほうが引っ張らないように今後は考えて、できるだけ早急にこれを対応をしていただきたいと思います。改めて村長、答弁をひと言お願いできないですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員の御質問にありますように、我々が対応されていないということには、皆さんにおおびを申し上げるところでございます。普段からしっかりその施設に関するバリアフリー化ということが、今、日常的に言われている中で、やはり村民が利用する施設においては、やはり、ただそこで高齢者が使う施設でないということ、我々も普段から誰が使っても使いやすい施設にすることが、我々の使命だと思っておりますので、その点については早急に担当部署のほうで調査をさせていただいて、我々も対応を早急に行っていきたいという考えでございます。

○1番（市田実孝君）

ぜひ、どうかよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、最後の質問になりますけれども、オートキャンプ場についてですけれども、今、国内をはじめコロナの影響下で、郊外型キャンプとかがブームになりつつあります。そのキャンプカーも車自体が900万円とか、1,200万円で日本一周をするとか、いろんなブームが今、起きて、皆様も島内をキャンプカーが走っておられるのをこのごろよく目になさっているかと思いますが、私は、いずれコロナ禍が過ぎてこれ世界遺産がなれば、この金持ちの連中もキャンプカーに乗って、奄美大島は広うございますので、ぜひ車でまわろうかという方も恐らく多いんじゃないかと思えます。

それで、オートキャンプ場というところは群内にはまだ1件もありません。そし

て、大和村は森のフォレスト、海辺の誘致企業のキャンプ場、そして川沿いにオートキャンプ場があるよとなると、一周してきた方々も大和村で停泊なりなさるんだろうと予測できます。

それと併せて、なぜ川沿いにできないかということ私は言っているかと思えますと、夏場に水遊び、子供というのは、親が上がれと言っても唇が青くなるまで子供は川遊びをしております。寒くなってもですね。そういった場所が郡内には少のうございます。笠利とか奄美市とかそんなところはありません。この大和川のこの水量も少ないですね、いつも穏やかな川の横で、小さな子供から遊べるようなキャンプ場、川遊びができるような場所をつくっていただければ、恐らく夏場はにぎわいをするものと思いますが、昨年、川遊びで今、大和の園の園長がいらっしゃいますが、PTAの会長さんだったらしくて、名音川で子供たちと水遊びを計画なさって、新聞で代々の載ったんですけれども、子供たちはその遊びに対してどういった感じだったか、ひと言園長のほうから話でも聞かせていただけたらと思うんですけど、どうですか、園長。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

ただいま市田議員がおっしゃるとおり、昨年の夏休みの期間に、私、PTA会長ではありませんで子ども育成会長をしておるんですけれども、名音の青壮年の団員の皆さんと一緒にコラボしてできないかということで計画をしまして、名音川で子供たちに水遊びをさせました。先ほど議員がおっしゃったように、子供たちは遊びに夢中になると、本当に唇が紫になって、ちょっと低体温症になりかけた子供たちもいて、見守りながら一時上がりなさいとか、そういうふうにしたところでした。子供たちは、なかなか子供たちだけでは川遊びというのはできませんので、やはり保護者であったり、地域の方々が見守らないとできないという中で、大変喜んでいたというふうに記憶しております。

○1番（市田実孝君）

突然の質問で誠に失礼いたしました。ありがとうございました。

園長がおっしゃるように、川遊びというのは子供は大好きです。海でいいんじゃないかという意見もありますけれども、私事を言えば、磯釣りで若いころはずっと磯場に泊まって夜釣りをしておりましたので、海というのは穏やかな海でも七つ折れていうて、7回目にはでっかい波が来るんですよ。それで何度もあわてて上に逃げた覚えがあります。今までベターとした波が突然ダダーッと来るんです。そういったことで海で幼い子を遊ばせていると親は気が気じゃないんですよ。そういった

ことでこの穏やかな川で、そういった関連の施設を造っていただけないかなあということで、オートキャンプ場というのを言いましたけれども、産業課長にちょっとお伺いしますけども、今、長溝地区に広々とした園地を整備なさっておりますが、あれは購入したのではなくて借りたわけですね。

○産業振興課長（郁島武正君）

現在整備しておりますのは、県営事業、防護柵とか農業用水等の事業のメニューの中に、市民農園という形で整備をするというメニューがありましたので、村のほうで地権者のほうにお願いをして、借りる形で今、市民農園として整備をしているところでございます。以上です。

○1番（市田実孝君）

オートキャンプ場と言ったのは、別にそのように莫大な何千万円というお金がかかるわけではありません。そこでキャンプができないか、水遊びができないか、そういった広場は設置していただけないか。上がダム沿いがありますね、大和ダムの下流付近には、今、産業課長がおっしゃった農地借りながらやるんだということを今、お聞きいたしました、何十年もほったらかしの農地を私は見るすることができます。そういったところをこのキャンプ場なりに設置を計画していただけないか。そうすれば次の展開が、龍郷町でこのあいだ、なんですか、電動キックですか、サイクリングですか、レンタル電動アシスト付き自転車、eバイク、これは100%の補助率、10割ということで設置しているみたいですが、それとか与論町のこの電動キックですか、電動キックボード、こういったのは何か公道ですとなると免許証が要るみたいですね、普通免許が。子供や大人もまずは練習したい場所がございません。こういうのを設置しても、危なくて、まずそんな広場でもあれば、そういったのを遊んでというふうに貸していただければ、それが目的で集まってこられる、こういった事業を郡内の市町村も郊外型遊びを模索しながら、各市町村話を進めているようでありますので、そういった広場もなかったら、大和村はどこで交流人口を歓迎してやるのかという問題もありますので、そういったことを取り入れながら計画できないかということでお願いしたいんですけども、企画課長、最後にひと言お願いできますか。

○企画観光課長（森永 学君）

そういった先ほど言いました龍郷町でやっておりますeバイクというもので、電動付きアシスト自転車のちょっとスポーツタイプみたいな自転車なんですけど、それらに関しましては、普通免許等は要らないということで、特にそういう場所がなく

でもそのバイクに乗ることができるということになっております。このまたeバイクというのは、私個人的になんですがちょっと興味がございまして、今、協議会のほうにもこういったeバイクなど活用することは、何か考えられないかということも投げているところでもございます。

そして今、どういった場所で交流人口を拡大を今後進めていくかということに関しましては、現在は今ある施設を、フォレストポリスなども再整備を実施しており、今、ウミガメ公園なども整備をしております。そしてアマミノクロウサギ研究飼育施設も建設整備をすることにしておりまして、そういった面から交流人口の拡大などを増やしていきたいと思っております。

○1番（市田実孝君）

どうもありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。6番、勝山浩平です。傍聴にお越しいただいて大変ありがとうございました。また、先ほど市田議員、名音の川遊びをまた宣伝をしていただき、ありがとうございました。

質問に移ります。まず、存続や統合など各小学校の今後の在り方について。

児童数の減少を懸念し、小学校の統合を望む保護者の声がありますが、存続や統合など各小学校の今後の在り方に関する方針はどのようなものでしょうか。

小学校の今後の在り方について、保護者の意向を的確に把握するために、乳幼児から小学6年生までのお子さんのいる保護者を対象に、アンケート調査の実施が必要ではないでしょうか。各小学校の今後の在り方に関する村の方針に沿って、今後どのような取り組みを行っていくのでしょうか。

次に、国立公園ヒエン浜沖での海砂採取中止について。

漁業者、観光業者、地元戸円集落民には、そして最近では戸円海岸を利用するサーファーたちから、海砂採取中止を求める声が多くありますが、許可権者である鹿児島県に村としての意見書を提出をする前に、海砂採取について、漁業者、観光業者、地元戸円集落民の意見を調査するべきではないでしょうか。

奄美群島が世界自然遺産登録実現に向け取り組んでいる中、そして、本村が観光

振興の充実と推進に取り組んでいる最中、国立公園に指定されているヒエン浜沖での海砂採取について、村として採取に反対の意思表示をし、海域の保全に努めていくべきではないでしょうか。

次に、国立公園に指定されている今里立神・ヒエン浜・宮古崎の海域公園を生かした観光振興について。

村内の観光周遊ルートの確立へ向け、村の東部、国直集落から西部、今里集落までの観光客などの人の流れを促すために、村内3か所の国立海域公園での自然体験プログラムなどを促進するための政策を講じていくべきではないでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、勝山議員の御質問にお答えをいたしますが、1点目の御質問につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

2点目の1番目の海砂採取について、漁業者、観光業者、地元戸円集落民の意見を調査すべきではないかという御質問でございますが、関係者の意見を聞くことは大切なことだと思っております。

漁業者、観光業者、地元戸円集落民の意見だけではなく、海砂を利用しております業者など、多くの関係者から意見を聞くとなると賛否両論あると思っております。しかし、その中で一番重要であるのが、共同漁業権者である奄美漁協の意見であるというふうには思っております。

昨年、大和支所組合員からの、不利益ばかり被り何の恩恵もない、海砂採取中止の要請や御意見を聞く機会がございました。また昨年の6月定例会での勝山議員からも質問を受けておまして、議会終了後、7月16日には直接奄美漁協本所に出向き、組合長、専務理事に対しまして、採取地の分散化など、不利益は奄美漁協構成町村の組合員が平等で分け合うべきではないかとも要請をさせていただきました。また、いつまでも海砂に頼らなければならない漁協としての運営の在り方を考える時期ではないかなどを申し上げたところでもございまして、今後、採取を減らしていくように検討することでありまして、今年度から採取量も減るというふうに聞いているところでもございます。この海砂採取問題につきましては、今後も奄美漁協に対し、状況を監視させていただきながら、要請を継続していく考えでございます。

なお、本来漁協といたしましては、組合員の水揚げで運営をするべきものであるというふうに考えますが、高齢化等により漁業従事者の減少によりまして、組合員の水揚げだけでは運営が成り立たず、やむなく海砂採取の補償費に頼っているとい

うのが現状だというふうに考えております。補償費は奄美漁協の貴重な運営資金であり、補償費のおかげで黒字を保っているということも聞いております。海砂採取中止により補償費がなくなれば、大和支所の組合員がなお不利益を被るようにならないかという危惧も村としては考えているところでもございます。慎重な対応が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の2番目、国立公園に指定されておりますヒエン浜沖での海砂採取について、村として採取に反対の意思表示をし、海域の保全に努めていくべきではないかとの御質問でございますが、国立公園の海域の保全につきましては、自然公園法に則り実施していくべきものと考えております。自然公園法では、海域の普通海域において、海域公園地区から1キロメートル以内の範囲内で行うと土石の採取については、事業者は届け出を提出する必要がございますが、戸円沖で行われております海砂の採取につきましては、海域公園地区から1キロメートルを超えた場所で行われていることによって、届け出が不要となっております。法令違反等がなく、また、海砂採取による直接的な悪影響も証明されていないところでもございます。このため、村におきましては、反対の意思表示ではなく、海底の土地、土石採取の申請書に必要な意見書の中で、海砂採取による環境への因果関係や、新たな採取可能な海域の調査を実施するなどの取り組みを要望しているところでございます。

次に、3点目の国立海域公園での自然体験プログラムを促進するための政策を講じていくべきではないかとの御質問でございますが、あまみシマ博覧会に令和2年度出展をしておりますプログラムでは、国のほうでサップやシーカヤック、また船を使った自然体験プログラムがございます。また、名音におきましても釣りや漁体験、シュノーケル体験といった海を舞台にしたプログラムの実施をされております。大和村の県道沿いには、サンセットパーク、まほろば館、嶺山公園、ヒエン浜、徳浜の断崖や今里の立神がきれいに見える箇所など、観光地としての魅力的なものがございます。現在、大和村内の周遊を促すため観光マップなどで紹介をしておりますが、今後とも魅力をPRしたいと考えております。地域の素材を生かした自然体験プログラムは魅力のあることでありますので、海域の普通地域において、新たな自然体験プログラムを実施したいということがございましたら、シマ博覧会の参加などを支援したいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（農原弘久君）

勝山議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目、1番目の存続や統合など、各小学校の今後の在り方に関する方針についてですが、結論から申し上げますと、現段階では存続が望ましいと考えております。確かに統合すればとの声があるとのことでもあります。ただし、教育委員会や各小学校にまとまって統合の要望は届いておりません。現在、各小学校で地域の特性を生かし、地域と連携した特色ある教育活動を推進しております。勝山議員のお膝元、名音小でも歌って踊れる八月踊りや伝統のガヤマキづくりなどを継承しており、頼もしいかぎりです。

統合のメリット、デメリットを大まかに述べますと、メリットとしては、今よりは人数が増えますので、学習や運動面での意見交流や切磋琢磨の機会が増えるかと思えます。反面、デメリットとしては、統合しても1、2年生を除いて複式学級が継続して解消されるわけではなく、人数の多い複式学級になります。それで、今までよりきめ細かな個別指導が難しくなります。また、運動会や学習発表会に地域の高齢者の方々の参加、参観が難しくなり、各集落、校区と学校が一体となった伝統行事継承も難しくなるかと思えます。

ほかに教育活動ではありませんが、台風や非常災害時に学校が地域住民の避難場所になることもあります。その際に学校職員、特に管理職が地域に居住し、臨機応変に対応してくれることが、地域住民の安全確保にもなります。学校の統廃合は、これらを総合的に検討してなされることであり、今、各小学校で充実した教育活動がなされておりますので、現段階では存続が望ましいと考えております。

次に、2番目の保護者の意向の的確把握のためのアンケート実施についてですが、確かに意向の的確把握にアンケートは一つの方法かとは思いますが、ただし、懸念するのは10年前の中学校統合の際に、各小学校は存続させるとのことで地域住民も了解した経緯もあり、今、一気に行政主導で調査すると、統合に向けた動きではないかとの憶測を呼び、住民感情が沸き起こり、混乱が生じるのではないかと考えます。そうすると学校にも教育行政にも支障が生じると考えます。

そこで、各校区で統合が望ましい、ばんやむを得ないとの声が校区の総意としてあがってきたときには、アンケート調査なり検討会なりを実施することになるかと思えます。その際には、保護者だけでなく地域住民の方々の声も伺うことになるかと思えます。

次に、3番目の村の方針に沿った取り組みについてですが、ごく少人数学校のデメリットとして、意見の交流や切磋琢磨の機会減少があげられます。この解消のた

めに学習環境の整備充実やより多くの児童が集い、学び、活動する機会の拡充を図っていきます。

例として、タブレットを活用し、近隣の学校同士でのオンライン授業を進めていきます。そのため、まず教職員の研修を充実し、児童・生徒の活用力を向上させます。これまで名音小と今里小では道徳の授業に取り組んでいます。また現在、村内4校の児童が一堂に会して行われている集合学習が、郷土教育を柱に充実しています。これにより児童館の意見交流などが活発になされ、充実した授業がなされています。

昨年、初めての村内合同水泳記録会も村内の児童が切磋琢磨し、保護者らの交流もなされ、充実の活動でした。そして児童間の交流、教師間の交流、他校児童と他校教師の交流も充実しています。ほかにも各学年部の集合学習で、産業振興課や生活研究グループの方々と連携して、タンカン収穫体験やスモモの調理体験学習を行い、また、大和浜伝統芸能保存会の方々と連携して、棒踊り体験活動などを行い、ごく小規模校のデメリットを極力少なくしております。

以上、勝山議員の御質問にお答えしました。

○6番（勝山浩平君）

各小学校の今後の在り方についてから再質問を行います。今、私たちは議会議員という立場で、学校の先生方との意見交換をする場面もあります。そういった中で、今、今里小学校、名音小学校、大棚小学校の先生方、今いる先生方が先々の各学校の子供の数の少なさを自分たちで推移を推計して試算をして、どうしようと本当に悩んでいるんですね。地域でも何とかしてもらいたいという声が学校の先生方からあります。

そういった中で、今年、新年度4月の各小学校の1年生、新1年生の人数はどのようになっていますか。

○教育長（農原弘久君）

今日現在のところですが、令和3年度の小学校1年生は、大和小学校が10名、大棚小学校は0名、名音小学校は0名、今里小学校は1名というふうになっております。

○6番（勝山浩平君）

新1年生が0名の学校があります。大棚小学校は2年連続0名です。そういった場合に学年が0名が本来発生をすると、先々変則複式学級となる心配もありますが、もし変則複式学級、2年生と5年生とかで一学級とかになった場合に、こういった

ことが不利益として考えられますか。

○教育長（農原弘久君）

変則複式の場合は、どうしても低学年と高学年とその授業時数とか教科とかが違ったりしてきますので、そういう意味では担任が御苦勞することはあるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

児童の数が減ると自ずと学校教職員の数も減る。教職員が1名減るとするのは、子供たちの教育の機会、環境が著しく低下するものと感じておりますが、本村の先ほど教育長おっしゃっていただきましたけど、教育環境、村の教育方針を行っていくうえで、本村の各小学校の児童数の適正規模というのは、どれぐらいで考えていますか。

○教育長（農原弘久君）

一般的には40人学級とか、40人を30人にするとかありますけれども、本村での適正規模というのは、正直今のところ何人だということを答えられないのが正直なところであります。

といいますのは、やはり減っているときもあるし、今度の大和小のようにぐっと増えるときもありますので、私個人的には、経験上、できたら単式の15人から20人ぐらいが一番いいんだけどなあと思うことはありますが、ただ、これはちょっと厳しい状況はあるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

今のところは存続の方針ですけど、例えば、大和村で小学校が再編をされてまとまった場合に、15名とはいかないでしょうけど10名に近い人数になる可能性もありますが、教育長おっしゃいましたけれども、小学校を統合してもらいたいというような地域、特に保護者からの声というのは、村当局の幹部の皆さんは聞かれたことはありませんか。私たちは議員として、同僚議員も聞いている方がいらっしゃると思えますけれども、皆さんには届いていませんか。

○教育長（農原弘久君）

先ほどそういう統合すればという声があるというふうに答えましたが、ただ、直接私個人は聞いてはおりません。スタッフにも保護者がおりますので、「そういう声は聞いたことある」と言えば、「うん、まあ」、すみません、くだけた言い方で申し訳ございません。ちらほらと聞くことはあると、ただし、それが日常的にずっとそういう会話をしている、それで盛り上がっているとかそういうことでは

ないと。

それから、各学校の校長にも電話でいろいろお尋ねしました。そしたら、PTAの会合、学級PTAないしPTA総会とか、そういったところでそれが話題になるとか、そういうふうにしてほしいとか、そういう声はないということです。確かに個人的にそう思っている方はいらっしゃるかもしれませんが、まとまった声としては聞いておりません。

○6番（勝山浩平君）

先々の各学校の児童数の推計、私も住民税務課から0歳児からの各集落の今の何人いるかという資料をいただきまして、個人的に推計をしていますけれども、教育委員会でそのような推計は行っていませんか。行っているとしたら、今の0歳児が新1年生、入学をしたときの各小学校の児童数はどうなっていますか。

○教育長（農原弘久君）

現在0歳児の子供たちが1年生にあがるのは令和9年ということになりますが、そのときは大和小学校は36名、大棚小が19名、名音小が5名、今里小が2名、計62名と私どもは計算しております。

○6番（勝山浩平君）

本村が目指しやってきた教育の適正規模、児童数、先ほど聞かせてもらいましたけれども、令和9年、今里小学校2名、名音小学校5名という、そういった人数で理想とする教育環境がありますかね、教育ができますかね。先生も教職員の数も減るでしょうし、学校行事に参加するPTA会員も恐らく相当児童数の減少に伴って減っていくと思いますが、いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

確かに議員のおっしゃるようにそういう厳しい状況はでてくるかもしれません。ただ、先ほど申し上げましたが、今、どうですかとアンケートなりとると、やはり10年前、10年前は小学校を残そうじゃないかということだったでしょうがということで、いろんな問い合わせやらなんやら、集落内もまた意見が分かれたりとか、そういう意味では、私どもが率先してそういう動きをするのは、ちょっと控えたほうがいいんじゃないのかなというのが判断でございます。

先ほど申し上げましたように、地域から校区から、もうばんやむを得ないとか、そういうのが総意としてあがってきたときには、私どもも検討することになるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

教育委員会の現段階での方針は、存続ということでありませけれども、村当局としてはどのように考えますか。

○村長（伊集院 幼君）

これは先ほど教育長が答弁したとおりで、当分の間はいかざるを得ないんじゃないかなと思います。私も就任した中で、平成23年度にこの新設大和中学校がスタートした中でも、答弁の中の小学校は存続していくというこの約束事があったものだというふうに我々も認識しております、この大和村の人口もそうですけど、児童生徒の数においても、ただ、今のままで何もしなければもう減少の傾向にいくんですよ。しかし、我々としては、やっぱり政策を打ち出す中で、やっぱり今、学校の存続にゆうであれば、我々ももうちょっと地域とやっぱり密接に、どういう形が必要なのかという地域の声も吸い上げていかなければならないと思っておりますので、その点については、教育関係と一緒に、我々も進めさせていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

先ほど0歳児が1年生という話をしましたけど、6年後の話ですよ。大和中学校が平成23年に統合していますけれども、統合にいたるまでに五、六年かかっているんですよ。ですから、今、動いておかないと、主力となるPTAの数も保護者の数も減ってくる。この推移を見ながらというのは、以前、結構二、三年のうちでも同僚議員が質問しているんですよ。児童数の推移をみながらアンケート調査をするのか、検討していきたいというような答弁でありますけれども、その間、全く動きがない。

中学校統合時の10年前とはかなり状況は変わってきているんですよ。それは、保護者であったり、また地域の方が、子供がいないよねというのはすごく感じていると思いますので、本当に村の教育環境をつくっていくためには、統合か存続かということではなくて、この学校の在り方に対して、保護者の考えを的確に把握する、それをまた校区民にも伝えて、保護者はこう考えているんですよと伝えていく、そのようなためにも材料としてアンケート調査を行うべきではないかということです。いかがですか。

○教育長（農原弘久君）

勝山議員のおっしゃることも十分分かります。ただ、先ほどから申し上げてますように、やはり今、喫緊にやってもどうなのかと懸念があります。もう10年なのか、まだ10年なのか、そこは個人によっても考えがあると思いますが、確かに10

年前とは生徒数は減少していることは私も承知しておりますが、やはり、一番やっぱりさっきの懸念材料がありますので、そういう声が大きくなってきたときにはまた考えていきたいと思えます。

○6番（勝山浩平君）

教育長の答弁に、保護者からの統合の要望書は今のところない。保護者から学校の再編に関して、アンケート調査なりを行ってもらいたいという要望書があがってきた場合には、そのようなアンケート調査を行います。

実際、今回私が質問しようとしたのは、これまでは今里とか名音の保護者から、そういった学校統合、子供の数を心配する声があったんですけども、今回は大棚小学校、大和小学校、大和保育所の保護者の方から話がありました。保護者は、子供の教育のためですから、本当に教育の質が下がるんじゃないとか、すごく心配しているんですね。

学校存続でいくんでしたら、やはり校区の熱意が大きな力が必要となってきますけれども、その校区の住民を動かすためにも、保護者はこう考えているんだよというようなデータを示して、校区で頑張ってもらう、そのためにもアンケート調査を行うべきではありませんか。全国的に児童数が減っていくのは、全国人口は減っていますからあるんですけども、そういったところでは、教育委員会や、または村当局が、市町村の当局がアンケート調査を自主的に行っているところもありますが、本村はそういった取り組みをする段階にいたっているんじゃないですか。

○教育長（農原弘久君）

学校の存続、統合に関しては、私は保護者の声だけじゃなくて、やはり地域の方々の声も大事かなと思います。ですので、同じ繰り返しではありますけれども、やはり地域の校区の総意としてあがってきたときに、やはりそういう動きをすることになるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

校区の総意というのはあり得ないでしょうけど、校区のそういった声に聞きたいという思いも当然分かりますが、学校教育というのは、やはり子供たちの教育が一番じゃないですか。その親も保護者もそれを望んでいるでしょうし、本村が目指す理想、目指す教育を実践をしていくためにもある程度の児童数は必要でしょうし、学校で教鞭をふるう教職員の数も必要なんですよ。今の小学校低学年、保育所の保護者がそれをすごく心配しているんですよ。先々大和小、大棚小、6年後ある程度人数がいますけれども、そういった状況でもその校区、大棚、大和小学校の保護者

が心配しております。住民の要望、住民の声というのがありましたけれども、保護者の意向を住民が把握したうえで住民は判断できるものと思いますけれども、保護者からアンケートを行ってほしいという要望書があがった場合には対応しますか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど議員がおっしゃったように、やはり統合するためにやっぱり相当の時間がかかります。教育長が答弁したのは、やはりそういう地元からの要望があがってきたときに、何がしかの対応をしないといけないだろうという私は考えだと思いますので、村としても、やはり全員の同意じゃなくても、やっぱりまず保護者からの意見があるということがあれば、我々としてもやはり地元を下ろして、こういう意見がありますよということを先駆けながら、一つ一つ段階を踏んだ中で、ある一定の期間がやっぱり要るんじゃないかというのは考えていますので、一つ一つ段階を踏んだ中で、その学校の在り方については検討させていただきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

確認ですけれども、保護者から、学校の再編に関してアンケート等の要望があった場合には、アンケート調査を行ってもらえるんですか。

○教育長（農原弘久君）

基本的には村長の答弁と同じで、そのように考えております。

○6番（勝山浩平君）

親子留学制度、今里小学校で成果を上げた時期がありました。それで、子ども議会では、今里小学校の代表が復活をさせてもらいたいという話を要望をして、復活を考えているということでありましたけれども、確認ですが、今里小学校の校区で親子留学制度の復活はありますか。

○企画観光課長（森永 学君）

まず、今里小学校の親子留学制度に関しましては、受入実行委員会の再構築が前提となると考えております。そこで、実行委員会をつくり直したりするなど、地域が盛り上がらない限り再開は難しいのではないかと思います。逆にそこが盛り上がれば再開も考えていきたいということでもあります。

○6番（勝山浩平君）

先ほどからアンケート調査の必要性を訴えていますけれども、その校区地域が今里のみならず、学校存続が危ないんだよと危機意識を持つためにも、保護者のアン

ケート調査が必要ではないかということで、アンケート調査の実施を求めています。また、これまで一般質問等でも、今里校区だけではなくて、名音、大柵、大和校区においても親子留学制度を広めて拡充をしてもらいたいということで質問をしたことがあり、先ほど森永課長がおっしゃったみたいに、各集落校区の熱意があれば検討しますよということでありましたけれども、4小学校の全校区に対して、地元からの熱意があれば、そのような親子留学制度の拡大を図っていただけますか。

○村長（伊集院 幼君）

このことは、我々も議会からの御意見が出たときに、一応我々も検討も、今後どういう形で制度をもう一回決めていこうかと、実際やはり地理的条件の中で、やっぱり我々としては児童が減っていく今里小を先にやりましたけれども、やはり利便性のいいで言ったらちょっと弊害になるかも分かりませんが、やっぱり集落、その地域よっての制度の在り方を我々としては決めていって、その集落それぞれが活性化するようになればいいのかなという考えではございます。要望がございましたら、我々としても動けるような形で進めていきたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

国立公園ヒエン浜での海砂採取中止について。昭和57年から今までずっとヒエン浜沖で採取がされておりますけれども、この間、また一般質問等でも藏議員と私もしましたが、中止をするべきではないかという旨の質問をしておりますが、現地のヒエン浜海岸、今、アダンの根がえぐれていたり、砂浜が砂利浜になっているんですけれども、ヒエン浜を歩いて現地調査を行ったことがありますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

海砂採取中止の話になってから、その目的でヒエン浜を調査したことはございませんが、何度か行くことがありまして、以前、昭和50年以前のころよりは砂浜がなくなり、砂利が露出して、ビーチロックが出たような状態になっているというのは確認しております。

○6番（勝山浩平君）

先ほどの村長の答弁には、直接的な影響は確認されていないということでありましたけれども、ヒエン浜の過去と今の現状を一番分かっているのは、地元戸円の方なんですよね。そこで漁をする漁業者でしょうし、その方々が昔と比べたら明らかに変わっているよという話をするんですよ。それで、漁業者も去年は反対してほしいと要望書等をあげておりますが、確認ですけれども、海砂採取によってヒエン浜は民宿があったり飲食店があったりします。またサーファーで本土から来て楽しむ

方もおりますが、海砂採取による漁業被害や観光被害をどのように考えていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

漁業被害につきましては、藏議員、勝山議員からも一般質問ございましたので、また直接漁民の方からも聞いております。アサヒガニやムロアジ、アカウルメの良好な漁場であったけれども、近年では漁獲が困難になっているということも聞いているところでございます。

また、観光被害につきましては、直接観光業者から聞いたことはございませんが、勝山議員等からもそのような被害があると聞いております。しかし、観光被害につきましては、宿泊が減った被害なのかどうなのか分かりませんが、それが海砂採取によるものなのかコロナ禍によるものなのかは、私としては分からないところでございます。

そもそも海砂採取には、何かの被害があるから補償費というのが発生しているかと思えます。採取業者は平米200円当たりの補償費を何かの被害があるということで払っているわけであります。それが、私、普通に考えれば、被害を被っている方に還元されて、それですべてが収まるのかなあというふうな思いもありますけれども、そういったものははっきりしないということで、藏議員、勝山議員のような話も出ているかと思えますけれども、そのへんもまた奄美漁協にも継続して訴えていきたいと考えているところであります。以上です。

○6番（勝山浩平君）

村長、奄美漁協との意見交換会を行っていただいたということで、大変ありがとうございました。また、昨年の9月の議会の村長の行政報告の中で、次の漁協の総会からは何らかの進展があると期待をしているというようなものがありましたけれども、先ほど壇上でありました採取地の分散化、あと海砂運営に頼らない漁協の運営、その期待、何らかの進展がある期待したいという、何らかの進展というのは、具体的にはどのようなお話があったんですか。

○村長（伊集院 幼君）

進展というのは、やっぱり運営の在り方について今後検討していくという言葉と、その分散化、大和の沖合でばかりじゃなく、やっぱり漁協が合併した中での各町村における採取地の検討もすべきじゃないかということもございました。やはり運営の在り方を私が先ほど本来の漁協の水揚げ料の問題で、手数料で運営をしていくというのが本来かも分かりませんが、現状的に厳しいところがあるからそういうことにいたっているのかなあということも我々も分かりつつありますが、やっぱり大和

村だけが犠牲になるんじゃないかと、そのことについての長期的展望で考えてください。もう皆さんからは中止も受けております。しかしながら、すぐ中止というのは、やっぱりなかなか難しいところがあるから、我々としても一つ一つ、皆さんも前向きに検討すべきじゃないかということを強く申し上げて、今年度からはその採取量が減っていくということも聞いていますので、今後そういう形の新たな方向性が見いだしていけるんじゃないかという期待をしているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

漁業者から昨年、採取中止の要望書等があがったあと、鹿児島県に村の意見書を提出をしておりますが、その意見書の内容はどのようなものでしたか。

○産業振興課長（郁島武正君）

令和元年度は3社の採取業者から申請がなされておまして、海砂採取副申書という形で、海砂採取に関する意見についてということで、大和村長名で、誰々より申請が出されている本村戸円沖合における海砂採取については、奄美漁業協同組合の同意書も添付されておりますので、本村においての採取はやむを得ないと考えますが、奄美漁協大和支所正組合員有志や大和村議会から、戸円沖海砂採取中止を求める要望書などが村に提出されている状況をかんがみ、採取海域の地形調査の実施、海砂採取による環境への影響の因果関係、新たな採取可能海域の調査を実施するなどの取り組みを行っていただきますよう求めますということで、意見書には記載してあります。

○6番（勝山浩平君）

今、海砂がどれぐらい残っているのか、賦存量の調査は求めていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

賦存量調査というものは、許可権者である県が、海底の賦存量、どれぐらい残っているかというのを適当な時期に、何年おきとかいう決まりはなくて、適当な時期にしなければならないということであってありますが、あの海域が賦存量調査を実施しているかどうかは分かりませんが、海底地形の調査は実施しているというふうに聞いております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

海砂採取に関して、大和村は意見書を出すだけの立場で、それは鹿児島県の参考材料であると。最終的な決定権は漁協の同意書であると、これは間違いありませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

前回の質問でも聞いたんですけど、私も確認しまして間違いございません。議員の皆さんが大島支長にヒアリングに行ったときには、村の意見書、漁協の意見書、どちらかが反対だと最初は許可しないと県が言ったということですが、私のほうも確認したら、副申書という形ですので、参考意見、一番重要なのは奄美漁協の同意書というふうに確認しております。間違いないと確信しております。

○6番（勝山浩平君）

奄美大島の海域では4か所海砂採取は行われておりまして、本村はヒエン浜ですよ。宇検村アヨ崎の地区で、もうほとんど大和村なんですよ。もう今里のすぐ横で採っている。請島の沖、住用町青久の沖、人の目に触れる場所というのはヒエン浜だけなんですよ。観光で来た方が国立公園ヒエン浜に行って、ビーチロックとか有名ですよ。そこを見学に行って、その目の前の海で海砂が、砂利船が海砂を採っていたら観光の方はどう思うでしょうね。

産業振興課長の先ほどの答弁では、大和村が今、自然遺産をむかえる中、村が観光振興に取り組んでいく中、だからという理由で、自分たちは海砂採取が良いと思わない。反対する権利は、止める権利はないけど、反対という意思表示をしても、奄美漁協の同意書があれば鹿児島県は海砂採取に許可を与えるということですよ。

○産業振興課長（郁島武正君）

我々も漁民の方からそのような意見がありますので、一番の我々が要請していつて効果があると思うのは奄美漁協だと思いますので、奄美漁協へ直接村長が出向いて要請したところであります。漁協も認めているように、本来であれば水揚げだけで運営したい、やむなく採取させているということでございますので、運営の在り方等を考えて、早期に海砂採取しなくても運営できるような漁協になるように、奄美漁協とは今後とも奄美漁協に対し要請を続けていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

水揚げで運営をしていくために、前回も申しあげましたけれども、ヒエン浜で海砂を採っているのも濁って漁ができないんですよ。砂がなくなって、魚が住んでいる曾根っていう岩場もボロボロになっている。水揚げするために漁業者はヒエン浜の砂を止めてもらいたいと言っているのも、その点また再度訴えさせてください。

観光業者の方とか漁業者、地元戸円の方々の一度意見を聞いて、鹿児島県に意見書をあげる前に、その意見を取りまとめて鹿児島県には村としての意見書を出すべきではないですか。いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

その海砂採取につきましては、議会なり漁民の方、関係者から意見は聞いておりますので、その内容について意見書に書いているわけですが、再度必要でございましたらそのようにしたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

そのようにしたいということは、その方々との意見交換の場を設けてもらえるということですか。前回の質問に対しては、漁業者との意見交換の場を設けたいということでありましたけれども、漁業者以外にも怒っている方がいるんですよね、戸円の方、観光客、サーファーなど、観光業者、そういった方々のやっぱり一度意見を聞いて、賛成の方もいるかもしれません。正確な事実を行政として把握して、鹿児島県に意見書を出す責任があるんじゃないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私が大事だと思っておりますのは、今、勝山議員が言われたように、賛成の方もいるということを知りたい。それも奄美漁協正組合員の中には、24名中17名は署名をして反対の意思表示をしましたが、残りの方もいらっしゃるということで、その方も交えて、サーファーとかまで聞くと話がまとまらなくなりますので、まずは漁業者、観光業者あたりの賛成・反対、それぞれの立場の方の意見を聞いたうえで、村として意見書に述べさせたいと考えております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

先ほども申し上げましたけれども、ヒエン浜が変わっていると一番分かっているのは地元戸円の方なんです、毎日見えていますから、散歩もしているでしょうし、その方々の意見を聞くことも大事ではないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

以前、大和村漁協時代に戸円沖で採取しているときには、戸円集落に対して3割の補償費が支払われていたということですが、それもなくなったということで訴訟もした経緯がございますけれども、戸円集落といいますか、ヒエン地区、戸円集落に限らず、海砂採取による影響を受けるというのは、戸円集落以外の方も含まれているかと思っておりますので、全体的な意見を聞いて村として意見をまとめることができたらいいかなと思っております。

○6番（勝山浩平君）

その意見をとりまとめて、やはり中止したほうがいいんじゃないかという意見が多い場合は、大和村の県に出す意見書は参考程度ですけども、反対だという意思表示をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

昨年出した意見書につきましても、中身を見れば反対とは明記してございませんが、内容から見れば反対者の意見も書いてございます。そろそろ県も何かしら考えてくださいという意思表示はしているような意見書を出したつもりでございます。

○村長（伊集院 幼君）

この海砂の件は、私たち奄美漁協とも一番の共同権者であるということで行きましたけれども、県に対しても、これは今後のことを考えていたときに、やっぱり許可を出すほうは鹿児島県である以上は、やはりどういう形で本当に許可を出していくのかということは、我々も再度県にちょっと意見交換、聞いて、どれだけの効果があるか分かりませんが、いろんな人の意見を聞くことは私たちは重要だと思っています。そのかわり收拾がつかなくなってくるから、だったら、やっぱり漁業者の主体となる漁業者の意見を我々は主にせんばいかんだろうということで、これまでもその意見書を村としては出してきたと思いますので、そこらへんについては、総合的に判断する中で、地元の意見は戸円だけじゃないということも思っていますので、やっぱり漁業者を集めた中で、しっかり意見の聞き取りをしながら我々も進めていきたいというふうに思います。

○6番（勝山浩平君）

海砂採取中止に取り組みだしてから村民の方からも激励をいただくんですね。署名運動等するんであれば協力するよという声もいただきます。ぜひ漁業者、観光業者、地元戸円の方、最低限でもそこらへんの方、その方々には意見を聞いてもらって、村として正しい情報を把握して、その結果によっては県に反対の意思表示をしていただきたいと思います。

次に移ります。今、国直に集まっている観光客を今里集落、各集落に行っていたきたい。当然ですけれども、本村の総合戦略、周遊ルートの確立とありますけれども、今の取り組み状況、今のところの結果はどのようになっていますか。

○企画観光課長（森永 学君）

現在、取り組みでございますが、前までは「TAMASU」という組織、そこがかなり中心となって動いていたんですが、その後、大和村集落まるごと体験協議会という大和村内の観光業者などを集めた組織をつくりまして、観光振興を図っていくということを取り組んでございます。

○6番（勝山浩平君）

以前、同僚の前田議員が、周遊ルートの件で質問をされたときに、集落や観光地

点に必要な設備、備品等があれば、援助支援について検討したいと答弁をされております。また、先ほどの森永課長の答弁にも、新たな自然体験プログラム等の提案があれば検討したいということでありましたが、そういった各集落の団体や集落が、観光プログラムをつくりたいとなったときに必要な経費、設備・備品等についての支援等は、提案によっては行っていただけるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

集落の方で要望がありましたら、まずこういう、こちらとしましては宝くじ助成事業やコミュニティ助成事業などの活用を検討してございまして、そういうものにそういうような内容であれば、集落のほうと話し合いを進めていきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

集落や団体が体験型プログラムを作りたいと言ったときに、そういった支援をしてもらえる、内容によってはということですか。

○企画観光課長（森永 学君）

支援をしていくというのは、また、その助成事業の決定状況次第もございまして、その助成事業の申請、そういうものをしていって、そこで通りましたら支援を実施したいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

以前答弁された必要な設備・備品等があれば、援助支援について検討したい、これはどのようになっているんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

昨年末、今、各集落ではございますが、必要な物品等の要望をとりまして、今、県の振興協会のほうと協議をしております。採択になるかどうかは、5月の頭ぐらいにならないと分からない状況になっております。

○6番（勝山浩平君）

集落の備品ではなくて、その集落や団体が体験プログラムを作りたい、そのためにこういったものが必要となった場合には、提案によっては支援をしてもらえるんですか。

○企画観光課長（森永 学君）

そちらにおいても助成事業の活用を検討してまいりたいと思っております。

○村長（伊集院 幼君）

今ちょっと補足して申し上げます、その大和村まるごと体験協議会ができましたので、その中に入ってもらって、その中で一環としてその地域ごとで取り組みを

していくということであれば、シマ博覧会もそうだし、それに乗っけて我々としては交付金をうまく活用できるかと思っていますので、交付金に該当できないものを今、課長が申し上げた宝くじの助成事業で我々も要望しながら、いろんな手立てで制度を活用しようということ取り組みますので、提案がございましたら相談を我々も乗っていきたいと思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午後は1時40分より開会いたします。

-----○-----
休憩 午後0時08分
再開 午後1時39分
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番、藏正君に発言を許可いたします。

○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

早速ですけれども一般質問を申し上げます。

最初に、クロウサギ飼育展示施設整備について伺います。

12月議会定例会において、クロウサギ飼育展示施設整備委託費として5,580万円が補正予算で計上されました。さらに、前田議員の道の駅構想の質問に対して、令和4年度から5年度の2か年でクロウサギ飼育展示施設本体工事を計画しており、建設費に約5億円を見込んでいるため、村の財政状況から展示施設整備後に道の駅的拠点施設の整備時期を検討する予定であるとの答弁がありました。

道の駅構想については、数年前から自然遺産登録後の入り込み客の大幅な増加が予想される中で、大和村に少しでもお金を落としてもらおう方策として、我々議会からも所管事務調査等を行いながら提案してきた案件であります。村当局においても、食事、休憩、トイレ、買い物等の休憩所構想として、共通認識の下で計画が進められているものと考えていたところに、クロウサギ飼育展示施設を優先し、休憩所構想はそれができてから、整備の時期についてもそれから考え直しますとの答弁には、我々のこれまでの取り組みや議会からの意見というものが全く無視された気持ちに

なります。もう少し丁寧な説明が必要ではないでしょうか。クロウサギ展示施設を急ぐ理由や道の駅構想が進捗しない要因など、村民の理解を得るためにも説明責任があると思いますが、いかがでしょうか。

そこで、まずは基本構想について伺います。施設建設のねらいは何か。どのような機能を持たせるのか。管理に関する人員や費用対応についての考えなど、村民が理解できるように分かりやすい説明をお願いします。

次に、道の駅構想を白紙にして取り組むこの施設整備計画には、来場者にお金を使ってもらう施策はあるのか。食事の提供やお土産等の物産コーナーなど、道の駅構想に似た考えはないのか答弁を求めます。

また、クロウサギを見たり自然についての勉強だけでは、長期間にわたる施設の利用客の維持やリピーター確保の要因として弱すぎませんか。子供たちが飽きずに時間を忘れて遊んでいられる公園とのセットであれば、自然に興味のない人たちも子供たちと一緒に何度でも足を運んでくれます。専門家の知恵を借りて、近隣になり子供たちが夢中になれる公園の整備と併せた構想はないのか、村長の答弁を求めます。

合同会社ひらとみの取り組みについて伺います。

以前に申し上げましたが、大和村のタンカンやスモモは、他地区と比較しておいしいと言われていています。市場関係者からの意見ですので信憑性があります。その市場の方からの提案でもありますが、高齢者は病害虫防除が苦手で、せっかくの品物が見てくれが悪く商品価値が下がってしまっています。防除作業の代行システムができれば商品価値が上がり、生産者の意欲向上にもつながるのではないかと意見でした。

スモモの木はカイガラムシに弱く、防除を怠れば枯れてしまいます。芯くい虫も大暴れします。タンカンも時期ごとに様々な病原菌が出番をうかがっています。市場やJA選果場に出荷されるタンカンも半分以上がC品です。この際、高齢者を対象に病害虫受託班を組織し、防除作業を代行することで、生産意欲向上並びに高齢者の元気づくりに貢献するひらとみの取り組みとしてはいかがでしょうか。村長の答弁を求めます。

最後に、本村では、現在取り組みのない牛飼いについて伺います。

現在、黒毛和牛の子牛の販売額は、過去に例を見ない高価格で推移しています。コロナの影響で一時下落したものの、雌子牛で税抜き価格で60万円、去勢子牛は70万円と短期間で復活しています。先日の笠利競りでは、去勢牛で99万円、税込み価

格108万9,000円の値がつきました。

しかしながら、高価格で推移していながら子牛の出荷頭数が増えていません。その理由を調べてみたところ、初期投資が牛舎建設や繁殖素牛の導入費が高額になることがもともとからあがっていますが、それは当然のこととして、牛飼いの体験ができないことが大きな理由であることが分かりました。牛舎については簡易牛舎でよく、素牛と併せて近代化資金等で対応が可能であり、計画的な取り組みができる事業です。ただ、自分にもできるんだという体験をする機会がないことが、牛飼いの魅力が広まっていかない要因になっています。この際、合同会社ひらとみで3頭ぐらいから牛飼いを開始し、牛飼体験事業も行ってはいかがでしょうか。

ちなみに、牛飼についてはバックアップ体制が完璧に整備されています。JA、農業共済、獣医師、家畜保健所、受精師等の専門家が定期的に巡回指導を行いますので、指示どおりに業務を行うことで、1年も経てば牛飼いの技術がマスターできるようになっています。合同会社ひらとみが牛飼いを始めて、そこで体験した人が次々と自立していくことで、大和村の畜産事業復活をもくろむ構想は考えられないか、村長の答弁を求めます。

以上壇上より申し上げ、答弁ののち再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初のクロウサギ展示施設の施設整備の前に、この道の駅構想についての説明不足がございました。確かに我々としては、道の駅構想を進めていく段階の中で、クロウサギ施設については、手続き関係で相当なハードルが高いだろうという予測も立てながら、できるものから先に進めようということで、道の駅をあげて村としては内部で検討も進めながら、そして、また用地の確保も進めてきたところでもございました。

そういう中で、クロウサギ施設が案外今の現状の奄美群島のクロウサギの事故に遭う度合いとか、そういう全般的に見た中では、そういう施設の必要性がこうして叫ばれてきた中で、我々としてはハードルが高いものが先にできるのであればということで、途中、計画を変更したことにつきましては、説明不足と言われても仕方ないというふうに思っております。今後は、我々もその施設の意義をしっかりと皆さんに御理解をいただいた中で、進めさせていただきたいと考えているところでもございます。

そういう中で、クロウサギの飼育展示施設の基本構想についてでございますが、

どのような施設を計画するのかということで、大きく分けて五つの目的を持った施設を整備することと考えております。

1点目は、交通事故、他の動物等により負傷したアマミノクロウサギを保護し、治療と十分な時間をかけたリハビリを行う役割。

2点目は、飼育下において基礎データを蓄積し、タンカン被害対策等、データを還元する基礎研究施設としての役割。

3点目は、アマミノクロウサギの生態展示や博物館的展示を行うことで、アマミノクロウサギや奄美大島の自然についての知識、理解を深めてもらう。また、夜間の森林への入り込み者をこの施設に誘導することで、自然環境下の固体への影響を減らすとともに、他の生き物も含めた動植物との共生やその成育環境を保全するための情報、自然と触れ合うためのマナーについて伝えていく役割。

4点目は、地域の子供たちなどへ環境教育を実施し、郷土の自然環境に誇りを持ってもらい、アマミノクロウサギと共存する社会づくりを目指した教育施設としての役割。

5点目は、奄美大島の自然を持続可能な形で未来へ受け継いでいくために、様々な角度から奄美大島の研究を進めていく必要があることから、研究者、学生らにより島のさらなる魅力を発見し、論文等を通じて世界に発信してもらうための研究活動を支援するための施設としての役割、以上、5つの目的を持った施設を整備することを基本構想としているところでございます。

次に、2番目の道の駅構想のような構想は、アマミノクロウサギ研究飼育施設にあるのかとの御質問でございしますが、整備しようとしておりますアマミノクロウサギ研究飼育施設においては、軽食の提供、そしてアマミノクロウサギにこだわった商品に特化したお土産の販売等も行おう計画となっているところでございます。

次に、3番目の子供を遊ばせながら休憩できる公園との連携した構想はないかとの御質問でございしますが、今回の施設は、まほろば水と森公園内の遊具やベンチが設置されている場所の近くに整備することとしております。このため、施設のそばには、遊具や奄美の森をテーマに整備した遊歩道もあり、野鳥などを観察することもできます。また、隣接する奄美野生生物保護センターでは、奄美群島の自然の概要について学ぶこともできることから、一帯を周遊することで長時間滞在することができると考えております。

次に、2点目のひらとみの取り組みについてでございしますが、1番目の高齢者が苦慮している病害虫防除の代行作業を実施できないかについてでございしますが、現

在、ひらとみでは農作業の受託も行っております。受託作業の内容は、耕運や園内の防除作業等が主でございますが、高齢の農家からは薬剤防除作業はできないかとの依頼もあることから、動力噴霧器を購入し、実施できるよう進めているところであります。

実施の方法につきましては、ひらとみでの直接実施、ひらとみと雇用計画をしていの方を活用するなどの方法があると思っております。他の作業もあることから、農家の依頼日どおりに実施できるかは確約できませんが、日程を調整させていただきながら、何とか農家の依頼に答えたいと考えております。

次に、2番目の肉用牛子牛繁殖業が体験できる整備はできないかということで、畜産事業の復活の構想は考えられないかとの御質問でございますが、令和3年度合同会社ひらとみは、農業生産部門における規模拡大と体験型農業に対する取り組みを、強化するよう計画をしているところでございまして、肉用牛の飼育については、現段階においては考えていないところでございます。議員の質問にありましたように、この繁殖の対応においては、いろいろ獣医師さんとかのいろんな対応は整っているかも分かりませんが、私ども大和村における畜産の在り方については、なかなか難しいものがあるのではないかと我々も思っているところでございます。現在、子牛価格が安定しておりまして、肉用繁殖雌牛の飼育につきましては、魅力ある農業の一つでもございますが、村内に畜産農家がないこと、肉用牛飼育の専門的知識を持った職員が不在であることなど、牧草地の確保なども含めまして、我々ひらとみが肉用牛の飼育をすることは、リスクが高いのではないかというふうに思われます。

地域の畜産振興を図るために、ひらとみがモデルとなって、体験を通して本村の畜産農家を増やしていくという考えは、理解できることはありますが、現在のひらとみでは、畜産業に対する経営面、技術面において人材不足でありまして、まずは、今、急がなければならないことを優先的に行いながら、村の負担を軽減し、安定した経営を目指していくべきであるというふうに思っているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

クロウサギ飼育施設整備についてお聞きしておりますけれども、ここについて一番自分が聞きたいのは、先ほど壇上からも申し上げましたけれども、道の駅構想というのは、大分以前から大和村でスモモが停滞している中で、高齢化問題や後継者

問題、そういった中で農業の振興というのがいまいちすぐすぐ見込めないような状況にある中で、世界自然遺産登録の中で、入り込み客が増加してくるんじゃないか。じゃあその人たちに、その人たちを利用したという言い方はあれがありますがけれども、そういった入り込み客の方々にお金を使ってもらって、大和村でお金を落としてもらうには、どんなことができるんだろうということを、共通課題として取り組んできたつもりでいるんですよ。

所管事務調査でもわざわざ道の駅を何件も見てまわってきたこともありましたし、そういったことの中でお互いに協議をしている中で、この企画観光課というのも新設して、その一番の新設した意味合いは、この観光事業にどうやって取り組んでいったらいいんだろうということ、もっとネットワークを軽くした形の新しい課が必要じゃないかということで新設されたと私は思っているんですけど、そういった中で共通課題として認識してきたこの休憩所構想が、なんかいきなりこの12月の補正予算で、クロウサギの施設に5,500万円予算つけました。道の駅構想については、4年、5年経ったあとに、それができたあとに、その時期的なことについてもそれからもう一回考え直しますと言ったら、もう白紙撤回と一緒になんですよね。そういう答弁をいただいている、なんか自分たちがみんなできている、意見もしてやってきたのは何だったんだろうという。もう一つ、このあいだのバスの話もありますけれども、もうちょっと丁寧な説明があつて然りなんじゃないですかね。こういった大きな金額とか、将来にわたって大和村に残っていく施設を造るときに、自分たち、え、そんなにかかる話があったんだ、そういう構想があったんだというのを自分たちが全く知らなかった中で動いているというのは、自分たちはなんかもう必要とされていないような気になって、本当にさっきも何回も言いますが、無視されたような気分になってしまうんですよ。その点について、その説明責任とかいうものについてはどのようにお考えですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、我々が説明が遅れたのは大変申し訳ないと思っております。我々の構想の中で急にクロウサギが出てきたんじゃないかと、クロウサギ構想はありながら、議員がおっしゃるように、道の駅も進められるんだしたら進めていこうという思いはございました。

そういう中で、クロウサギ施設が出てきたものは、我々もまほろば館という施設があつて、その状況を見る中で、取りあえず、本当に軽食でも食べられる場所が優先順位かも分かりませんが、今あるまほろば館をどういう形で充実していくかと

ということもありながら、そういう中で、次に向けて一歩待ってもいいのではないかという判断もあって、クロウサギを優先的にさせていただきました。

確かに12月議会で設計費をあげたのは、我々としても遅かったかと思います。事前に我々もどういうスケジュールでやっていくかというのは、実際分かっていたわけでございますので、その点については、議会の皆様には再度おわびを申し上げさせていただきますと思います。このあいだのバスの問題も説明不足があると我々も思っております。しっかりこの村の計画を我々は立てている中では、やっぱり事前に議会の皆様に説明を申し上げ、そして理解を進める中で、今後しっかり取り組みをさせていただきたいというふうに思っておりますので、今回のクロウサギの件につきましては、先ほど答弁を申し上げましたように、期間がまだ相当かかるだろうという我々も予測の中で、案外高いハードルがこうしてなんか越えそうだったものですから、まずは、その無理難題の天然記念物の施設を先にやっていこうということに進めさせていただいたわけでございます。これは、我々も皆様におわびを申し上げるしかございませんけれども、今後このようなことがないように、我々もしっかり施策を進めていきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

事情は飲み込めたところで質問を継続しますけれども、やっぱりその道の駅構想というのがどうしても頭の中であって、じゃあこのクロウサギ展示施設というのがあったら、大きな形での休憩所構想というのはいったん白紙に戻して、それはまた時期をずらして考えていくということですよ。

でも、先ほどのこのクロウサギ施設の基本構想の中には、自然を勉強するとか、動物たちを大事に保護しようとか、そういった意味合いの全体的な奄美の自然を勉強できる施設で、それも大和村だけじゃなくて、来場者にみんなで共有できるものにしていこうという意図は分かったんですけど、どうしても経済効果的なものというのは、すごく弱いような気がしてならないんですよ。道の駅構想に似たような構想はないのかというところで、軽食とおみやげ的なものは考えているというのがありました。やっぱり、本当にこの分の構想で、この分の目的とかこの分の構想で、その費用対効果的な、随時人が来てくれるようなそういったものというのは、本当に見込まれるのかというのを、もうちょっと、やっぱり期間が長いですから、建設までの、そこのあいだにもっと検討していかないといけないと思うんですよ。

自分がわざとそこに公園との併設というのをあげたのは、やっぱり公園があるところに親子連れとか行くんですよ。しかも今回はものすごく後ろに、ほかにない

島の自然が学べる建物ができるってなったら、そこに行きたいという人と併せて、その勉強は旦那が興味あるけれども、自分とか子供は、奥さんとか子供はあんまり興味ないけど、だったら旦那が勉強しているあいだ自分たちは外で遊んどくはとか、そのときにそのサブ的な公園の準備というのはすごく大事だと思うんですよ。だから、みんなが、その自然を好きな人たちは来るでしょう。だけど興味ない人もまだたくさんいると思うんですよ。そういった全体的な、みんながやっぱり大和村に足を向けてくるような形をつくっていくことで、逆にだったら食事コーナーももうちょっと強化せんばいかんねとか、もうちょっとおみやげも量を増やさんばいかんねとかいうものになっていくと思うんですよ。最初からそっちを強化しなくても、人がどんどん来るような施設にしておけば、次から次の計画が出てくると思うんですけど、逆に、あんまり人が来んやあち、この軽食コーナー造ったけど人件費ばっかりかかるねえち、ならんようにち思ったら、やっぱりキープ人が来るという、絶対に人が来るぞという計画を盛り込んでいかないと、すごくなんか弱いものになってしまうような気がしてなりません。そのためには、やっぱり子供をターゲットにした、子供をどこで遊ばせるっていう、それをターゲットにして、一部休憩ができるというような構想を、絶対的に必要だと思うんですけど、そのへんはどう思われますか。

○村長（伊集院 幼君）

今、担当課のほうで、基本構想に基づいて施設整備に入ります。我々も慌てて造るなど、議員のおっしゃるようにちょっと時間をかけて、我々ばかり決めるんじゃないくて、やっぱり有識者とか皆さんの意見を聞きながら、施設のある程度の配置は決まりますけど、どういう展示にするのか、そして、どういう軽食にするのかということは、やっぱり軽食よりも私たちとしては、その施設の意義がやっぱり注目できる、注目される施設にしないと、やっぱり行く意味がないんじゃないかなというのは思っています。ですので、やっぱりその奄美の自然だけでなく、生き物の姿、子育ての姿とかいうのは、今、テレビでもこうして画像が出ておりますけれども、そういう観点から、やっぱり施設の意味合いしっかりしたものにしていきたいというふうに思っています。まだまだ我々の知識じゃあまだ不足分が多々あるわけですので、そこらへんは関係者の意見をいただきながら、そしてまた、議会の皆さんにしっかり事前説明をして、こういう施設の位置づけをということを、我々もできれば新年度に入りまして、年内には皆様にはそしてお示しができるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○5番（藏 正君）

ぜひ、奄美大島の中にもここが一番、あっちに行ったら子供が一日中時間を忘れて遊ぶよねと言われるような公園というのは、まだそんなにできていないと思うんですよ。ですから一番のねらいどころだと思いますし、そういったのも踏まえてね、施設の中身もよし、外でも、興味のない人もみんないつでも、誰が行ってもゆっくりできるような施設を造るんだという意気込みで頑張ってもらいたいと思います。

次に、防除作業について、これについては、実施に向けて準備しているということですので、すごく心強く思っております。本当に今年の、今年はタンカン豊作年です。仕事から関係があって、名瀬の市場にも行って市場のバイヤーの方々とのお話なんかもする中で、一面にあふれているうちの約7割は、加工品で言ってもいい品物ですよ。箱詰めして出している人もいるけど、このうちの半分はC品の品物が混ざっている。本当の秀品、優品というのは、いけば市場にはそんなに出てきてないよっていう話で、じゃあ農協はどうかと言うと、農協のほうにも秀品と言われるのは1割ぐらい、優品というのが贈答品にギリギリ使える商品なんですけど、それが3割ぐらいで、残りの6割強は、いわば良品といわれる、C品とかいうものが流通しているんですね。その大きな理由というのは、やっぱり奄美特有のこの暖かいところで、病害虫というのがどうしても年中通して存在している、活動している。内地では越冬できなくて、冬場に死滅してまた新しいのが出てくるからということで、量的な問題が全然違うんだと思うんですよ。ですから、まだ防除作業を怠ると必ず出てくる病害虫というのがあるということが今の現状で、それに対して年寄りというのはなかなか対応をどうしてもしきれないんですよ。ですから、これについては、多分各地区で個人的に受けている方は、代理作業をやっている方はいらっしゃると思うんですけど、すぐすぐ全体のカバーリングはできないと思いますが、少しずつそのへんを始めていけば、商品化率も上がり、高齢者の生産意欲の向上にもつながっていくと思いますので、ぜひ早めに展開できるように準備をお願いしたいと思います。

最後ですけれども、実験牧場、これは早急に整備してくださいという意味で今回質問にあげたわけではございません。大和村では畜産事業が、牛飼いがなくなっているから相当な時間が経っています。やっぱり牛を飼うとなったら設備投資から、素牛の導入とか初期投資がどうしても大きな費用がかかりますので、計画的に、資金を借りるにしても計画的なものが必要になってくるんですけれども、先ほど申し

上げましたバックアップ体制というのは、そのへんの資金的なものから、本当に素人の方に、やりたいという意欲のある方にそういった計画を立てられる体制ができているということだけは、まずは報告したいと思って今日取り上げました。

練習のついでに、実例があつて、誰とは申し上げられませんが、ある農家さんのところで、牛を飼っている中で、あれ自分でもできるんだ、これおもしろくて、やっぱり生き物に携わるのが好きな方は、これ楽しみながらできるというのが分かってくると、やってみたいという気持ちになるんですね、やってみたいという気持ちになった人に対するアドバイスの体制が整っているということです。そういったことを令和3年度は無理でも、令和4年度あたりから取り組んでいけるような、どうやってやっていけるのかというようなものを、令和3年度中にそういった話し合いの機会を設けていくということをお勧めしたいんですけども、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ただいまの蔵議員のお話を聞いて安心したところでございます。令和3年度中に牛を飼ってくれという質問かと私は思っておったんですが、現段階においては、村長の答弁にもございましたように、畜産の構想はひらとみではないという答弁をいたしました。将来的には人員も確保できましたら、バックアップ体制も完璧ということでございますので、もちろんバックアップ体制がなければひらとみだけではできませんので、そのへんを含めて、将来的には畜産、牛の飼育も考えていけるのではないかと思います。令和4年度中に考えるかどうかは分かりませんが、将来的には畜産構想も可能ではないかと思います。

○5番（藏 正君）

大島地区全体を見ると、Iターンの方が始めていて成功している事例もありますので、早急には無理だというのは分かっておりますが、できれば令和4年度あたりから取り組めるような方向で検討していただきたいと思っております。

最後は要望をして私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番藏正君の一般質問を終わります。

次に、2番前田清和君に発言を許可いたします。

○2番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります3点ほどお伺いいたします。しばらくの間、お付き合いいただきますようお願い

いたします。

まず1点目は、住宅整備について伺います。

人口減少が進む本村において、Iターン、Uターンをされる転入者の住宅の確保は必要不可欠なものであります。当局におかれましてもこれまで定住促進対策として、新築住宅助成金、個人がされる住宅改修に対する助成金、また、村営住宅家賃助成等を活用し、村内移住者の確保に努められています。

また、近年は、年次的に空き家改修による定住住宅や単身者向け定住促進住宅など、住宅整備に取り組まれている姿には頭が下がる思いであります。現在、行政として様々な取り組みをなされているわけではありますが、本村の人口減少の維持にはつながっていないように思われます。

そこで村長にお伺いたします。定住促進住宅の整備、確保もちろん進める中、公営住宅の利用について抜本的な改革ができないか。村内における公営住宅の入居者を見ますと、一人暮らしの方々が見受けられます。今後、低所得者用（公営住宅）の整備などできないのか伺います。併せて、公営住宅建設の際、駐車場整備もなされると思いますが、舗装のされていない箇所が多く見られます。特に古い住宅においてはそうした傾向が見られますが、今後対策が必要ではないか、村長の答弁を求めます。

次に、2点目は、地域おこし協力隊配置について伺います。

地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある住民のニーズにこたえながら、地域力の維持、強化を図っていくものとあります。地域おこし協力隊の方々は、それぞれの夢や希望を持ち、地域の活性化、地域の発展のために働きたいという意欲を持って移住して来られると思います。本村においても平成28年度から採用してきましたこの制度ですが、なかなか機能していないのが現状ではないかと思われます。ここ2年ほど採用がありませんでしたが、村長の施政方針において、合同会社ひらとみへの配置を検討しているとありますが、それ以外の各課への配置等検討はできないか、村長の答弁を求めます。

次に、3点目は、奄美フォレストポリス指定管理者について伺います。

奄美フォレストポリス管理者は広大な敷地を管理されています。今後、グランドゴルフ場の管理と切り離しての指定管理者体制が必要でないかと思われますが、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の住宅整備についての低所得者用住宅の整備ができないかということ、村内には公営住宅に多くのひとり住まいの方が暮らしていらっしゃいます。我々も公営住宅となりますとなかなか移転させるのは難しい状況の中でございまして、今後、村としても今の入居者をどういう形で暮らしていただくかということ、全般的に考えていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

そういう中で、現在村が管理する村営住宅としまして、先日上程し、可決をいただきました定住促進住宅3戸を含め、公営住宅、定住促進住宅など190戸を管理している状況でございます。そのうち8戸の単身住宅を差し引いた182戸のうち、世帯向け住宅に入居している単身世帯の戸数が59世帯ということで、我々としては33%の入居率になっている現状でございます。現在ある公営住宅は、基本的に低所得者向け住宅となっております、入居資格の中で所得基準があり、その所得が基準額を上回れば入居基準から外れることとなっております。また、入居後に毎年所得調査を行い、住宅使用料の決定がなされるわけではありますが、現在、村が進める住宅使用料助成制度もあることから、住宅使用料が高額になった方でも、長年居住する現状もございます。そういった中、入居基準に関しましては、本議会におきまして、単身定住住宅における年齢の上限をなくし、入居基準の拡大を図ったところでもございます。この公営住宅を含む整備に関しましては、現在、入居者の状況を把握しながら、検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

また、住宅建設計画におきましては、民間企業との連携を取り入れながら、村の現在の情勢に合った形の全体的構想をつくるうえで、住宅整備の在り方について検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、2番目の舗装されていない駐車場整備についてでございますが、村営住宅は、昭和30年代の奄美群島振興開発事業などを利用して建設をされたあましん住宅から始まり、公営住宅、特高賃住宅、定住促進住宅など、その当時の情勢に併せた形で建設がなされてきました。

以前の公営住宅建設事業におきましては、駐車場整備は、団地としての全体的な計画や当該住宅の敷地面積の関係から、舗装されていない駐車スペースが現状に残

っております。その舗装整備につきましては、駐車スペースに関して、敷地内の利用計画に沿った整備を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の地域おこし協力隊の配置についてでございますが、質問にもありますように、地域おこし協力隊の目的に沿って、我々と連携を図りながら、隊員が来ていただくことは望ましいことでもございます。そういう中では、これまでの協力隊の皆さんが、なかなか職員との連携、そしてまた地域に馴染まなかったとか、いろんなことがありまして、今現在はいい状況にございます。そういう中で、昨年は特にコロナの影響によりまして、来島自粛要請などの事情もございまして、協力隊の配置はできなかったということもございました。

その後、現在、農業の仕事をしている方で、大和村へ移住後も農業関係の仕事に就きたいという方がおりまして、面談を実施し、地域おこし協力隊として採用を決定したところでもございます。この隊員には、ひらとみを取り扱っておりますふるさと納税の業務にも携わっていただきたいと考えており、実証農園での対応や、また企画観光課との連携も取りながら、しっかり協力隊として頑張っていただきたいというふうに考えているところでもございます。協力隊の受け入れに必要なことは、協力隊の希望の業務と行政がしっかり一致をし、隊員のやる気を引き出せるよう、我々等もしっかりサポートをしながら活動していきたいというふうにも思っているところでもございます。

また、他の課における配置でございますけれども、業務として協力隊として必要という配置は今のところ考えていないところでもございますが、国の制度をうまく活用しながら、我々の戦力になるような協力隊の要請があれば、我々としても各課連携を図りながら募集も行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の奄美フォレストポリス指定管理者についての御質問でございますが、奄美フォレストポリスの管理につきましては、全体的な管理ということで、上部の多目的広場やグラウンドゴルフ場を中心としたふれあいゾーン、水辺の広場を中心とした水辺のゾーン、マテリアの滝、キャンプ場を中心とした溪流ゾーンの三つのゾーンで構成され、総面積が約12ヘクタールということでの森林公園になっております。現在の指定管理者は、キャンプ場管理棟を事務所としていることから、上部のふれあいゾーンの管理棟には、常時係を配置できていないのが現状にございます。

グラウンドゴルフ場を利用する場合は、キャンプ場の管理棟で受け付けを行い、使用後に利用料等の支払いをするようになっておりますが、一部受け付けをせずに

プレーをしている方もいるとの管理者からも聞いているところでございます。上部エンチとキャンプ場周辺の管理を分けて行ったらどうかという意見もございしますが、フォレストポリスの大半はバンガローへの宿泊と食事の提供によるものが主でございまして、その施設はキャンプ場に集中しているところであります。

一方、上部エンチの収入は、グラウンドゴルフ場や多目的グラウンドの利用料、バッテリーカートの収入があるものの、全体の収入からすると少額となっております。また、合宿等で上部のグラウンドを利用し、宿泊はバンガローという例もありまして、管理を別団体にすると利用される方も戸惑うのではないかと考えております。それよりは指定管理者が創意工夫をしていただきまして、利用者に周知を行いながら、このようなトラブルがなくなるように指導をしていきたいと思っております。

現在の指定管理者の指定期間は、今年度3月31日で満了ということで、今議会におきまして、新たな指定管理者が同意をされたところでもございます。管理の内容につきましても公園全体の管理ということで、仕様書にも記載し、公募を行い、決定をさせていただいたところでございます。今後新たな指定管理と協議を行いながら、奄美フォレストポリスが利用者にとってより良い施設となるよう、管理者と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（前田清和君）

担当課長にお伺いしたいと思います。

今、住宅、単身を抜いて182戸で、一人暮らしの方が59世帯33%と今、村長から聞かせてもらって、ちょっとこの数字にびっくりしているところです。3人に1人は公営住宅、もちろん住宅に1人でおられるということなんですけど、この公営住宅の申し込みなんですけど、一応世帯向けということで募集をされていると思うんですけど、今現状どういう募集のかけ方をされているのか、もう一度御説明をお願いします。

○総務課長（政村勇二君）

現在、公営住宅、定住促進住宅も含めてなんですけれども、現在空いているその住宅の名称の、例えばどこどこ集落何号棟、そういった形での住宅募集の方法を防災無線で流すとともに、移住・定住用向けには、現在ホームページでも、そういった形でこういった間取りでの募集をかけるという、ホームページでの掲載での募集をかけているところであります。

○2番（前田清和君）

防災無線で募集されていると思うんですが、例えば、世帯向けということで、その世帯で家族で来られる方と、最初から一人暮らしで、一人暮らしの方が申し込まれる方、そこはいろいろあると思うんですが、その基準はどういう判断されていますか。

○総務課長（政村勇二君）

先ほどの募集の中では、まず単身者向けに関しましては、どこどこ集落単身向け住宅ということで募集をかけているところです。実際村営住宅、定住促進住宅、公営住宅向けに関しては、そういった名称でしかかけていない状況ではありますが、そういった中で、単身者が募集してくるところもあります。そういった中では、やはり一番この公営住宅に入居する入居基準といたしましては、先ほど所得基準があるという話でありましたが、その中で、一番はその所得基準をもちろんクリアしたうえで、現在居住に困っている方というのも入居基準の中にもございまして、そういった中で、やはり世帯の方と単身者の方がでてきた、申請が合った場合には、そういった申請の段階で、抽選の前に、また世帯向け住宅であるがために、そういった入居方法、こちらを優先しますとかという方法もあるんですけども、ただ、どうしても世帯向け住宅をこちらが募集かけたとしても、単身者しか申し込んでこなかった場合、実際例としてありますので、そういった場合には、どうしてもその単身者の方を入居していただいているという現状もあるのは事実でございます。

○2番（前田清和君）

今、担当課長が言いましたけど、世帯向けであっても募集に家族であったりそういう方々がおられなければ、一人暮らしの方でも入居はできますよという、所得が低い低所得者の方がおられれば、それを今までやっぱりやってきたということですよ。実は、最初は2人で家庭で持っておられましたけど、子供が卒業して1人出られ、高齢になってどちらかの方がお亡くなりになられて、それで一人暮らしになられた方ももちろん中にはおられると思います。そういう方々は、それはそれでそうなくても別におかしくはないことなんですけど、最初のその募集かける時点で、やっぱり世帯向けに造った住宅に募集者が入る人がいないから、取りあえず入ってもらって少しでも家賃を行政としてもね、収入を入れてもらおうという意味で、一人暮らしを入れた結果が、もしかしたらこの33%というこの数字に今、出てきているのかなあ。それでもって同僚議員からもよく住宅が足りない、村内には住宅が足りない足りないって言って、当局はね、本当に今、年次的に単身者一人向け住宅、

そしてまた、今は定住促進住宅に力を入れてやられているんですよ。住宅をこれだけ造っても、結局やっぱり人口が増えない、そういうのはやっぱりこの世帯者向けの住宅に一人暮らしの方々が、やっぱりこれだけ人数がおられるということなんですよね。ですから、僕が今回言いたいのは、先ほど単身者向けですか、村内に8戸あると思うんですが、今現在、単身者8戸、今度、大槌集落にも1棟新築ということで聞いていますが、今、何人の方が住まれて、今、何戸空きがあるのか教えていただけますか。

○総務課長（政村勇二君）

現在単身者向けの定住促進住宅ですが、4棟8戸ある中で、現在5戸入居している状況です。3戸は空いている状態となっております。

○2番（前田清和君）

この単身者向けはここ3年ぐらいですかね、1人40歳までの単身者ということで造って、若い子らが少しでも島で頑張っていたきたいという、入居してもらいたいという思いで造ったんですが、結局今、8戸あっても5戸、3戸は今空いているということで、今度また大槌に単身者を造られるということなんです。今回、現地調査にも行かせていただいて、今度その40歳という年限を外して、年齢制限なく単身者向けということでお話を聞かせていただきましたが、この単身者向けの住宅なんです。年齢制限を省いたということで、今、現状この村営住宅、公営住宅に住まわれている方が、年齢制限を削ったことで、一人暮らしの方がこの単身住宅に入れるというのは可能ですか。

○総務課長（政村勇二君）

現在公営住宅に入居されている単身者の方でも、公営住宅から公営住宅に対する入居に関しましては、公営住宅法の中でちょっと厳しい制限がある中で、基本的には公営住宅から定住促進住宅の入居は可能であると考えております。ただし、そこにはやはり今、住んでいる状態での意向調査、本人がそういった移る意思があるのかという調査は必要でございますし、また定住促進住宅に移るにしても、先ほども申し上げましたが、居住に困っていないと、実際一人暮らしで困っていないけど、こちらの希望としては、なるべく単身者のほうに移っていただいて、世帯向けのほうには新しいそういった世帯の方を入居させたいということもありますので、そういった公営住宅から単身者向けに移ることは、基本的に可能ではあります。まずそういった意向調査も必要であるというふうに考えております。

それから、先ほど村長の答弁の中でもありましたその全体的な構想といたしますの

が、今、前田議員の質問の中でもありました。村営住宅、公営住宅に住む個人世帯、個人の入居者の問題であったり、これから増えてくるであろう老人世帯、ましてや独居老人の方、そして移住・定住の問題、そして空き家の対策の問題というふうな定住促進全体的な村の構想として、年次計画の中で、じゃあ住宅担当として、この集落には何年度に何戸建てろということだけではなくて、今ある村営住宅、公営住宅と定住促進住宅を含む、うまく運用するための先ほどの個人対策に対する問題もですが、今ある施設をどういうふうにするかということも併せまして、全体的な構想、村の関係各課と連携したうえでまた協議を進めて、居住地の対策プラスそういったほかの独居老人、移住・定住、定住促進という形の制度づくりの検討をどんどん進めていければというふうに考えております。

○2番（前田清和君）

その世帯向けの住宅から単身住宅には、今のところ住宅法で移動できないということですが、例えば、戸円にありますまほろば憩の里、あの平屋のあそこには4世帯か5世帯部屋があると思うんですよ。ああいう例えば長屋的な単身者が1人で1LDKぐらいでいいじゃないですか。ああいうのを1戸、2戸造るんじゃないかと、長屋的なそういう公営住宅というか、一人暮らしが例えば長屋に5人ずつ住めるとかね、平屋の。もう一人暮らしなんで1部屋あれば生活十分できるんですよ。例えば、そういう形とかは建設するのは可能なんですかね。

○総務課長（政村勇二君）

一般入居者の定住促進住宅と公営住宅と分けた形で、例えばそういった障がいを持っている方であったりとか、そういった独居老人で何かしらの介護が必要という、そういった事業等もあるという話も聞いていますので、そういった場合には、そういった見込みがこれから想定される高齢者の方であったり、障がい者の方であったりというのは、やはり保健福祉の情報を得ながら、その全体的構想の中で、全くできないということではなくて、事業があるのはなるべくその充当率といいますか、補助率の関係もありますが、そういった住宅の建て方もあるという話も聞いていますので、それは全体構想を進めるうえで、また協議を進めて、そういった長屋的なものになるのか、こういった現状に併せた住宅になるのかというのを踏まえたくうえで、検討を進めてまいりたいと思います。

○2番（前田清和君）

総務課長から明確な、しっかりと各課と話し合いをしながら検討していくということですので、ぜひ、重大課題として、今後この一人暮らしの村営住宅、公営住宅

におられる方が今後これ以上増えないような、これ以上増えるといくら住宅一生懸命当局が毎年毎年造っても、人口が全然増えてくるそういう傾向というか、そういうのが全くないので、何とかそこを改善できるように頑張っていたきたいと思います。

それと併せて、駐車場の舗装なんですけど、この前、大柵現地調査に行くと、大柵9号棟ですか、あそこは平成十二、三年ぐらいになって、ちょうど20年ぐらい経つ住宅だったんですけど、あそこだけは住宅で駐車場の整備がなかなかできないと。担当課に聞いたら、ちょうどその横に空き地があったんでね、そこに住宅を建てる、そのときに一緒に駐車場の舗装をするということで、今回やっと令和3年度、大柵地区に単身者向けの住宅ということで、そこに併せて駐車場がきれいに整備されるということを知って、ちょっとほっとしているところです。

ただ、先ほど村長からありましたけれども、昭和38年からの住宅建設において、昭和40年、50年の大柵地区、その大和浜地区、名音地区、住宅が古い年限経っている住宅は、本当に舗装もされてなくて、特に雨の日なんかは砂利道ですので、大変利用されている方が不便されていると聞きます。ですから、新しい住宅はもちろん舗装されますが、今後ね、今、住まわれている古い住宅に住んでおられる方の舗装も、やっぱり少しずつ不公平感のないように進めていきたいと思います。

それと現地調査でも行きましたが、住宅を建設する際、駐車場の位置、大柵集落というのは、どうしても冬は北風なんですよ、大柵から今里は。海からの風がすごいんですよ。その際に住宅を造って駐車場を止める場所、北風が当たるところにわざと住宅の北側に置いて、塩害がすごいんですよ。普通そこに住んでおられる方とかは、何でこんなところに駐車場設置なの、普通は住宅があって、北風が当たらないところに駐車場というのは普通であれば整備するよねという、やっぱり声もあるんですよ。ですから、今後単身者向け、また定住促進造られる際は、しっかりと建設、設計、駐車場の設計も今後考えていきたいと思いますが、いかがですか。

○建設課長（前田逸人君）

最初の質問でありますけど、駐車場がない、そこは40年から50年ほどぐらいに建てた公営住宅というのは、まず、建設当時に敷地がなかったというのも理由の一つですね。二つ目が、そこは工事に対して、昭和40年から50年に対しては村単独工事であったということで、あんまり整備が進んでいないというのもあります。もう一つが、昭和40年から50年といいますと、低所得者向けの公営住宅の入居ですので、あ

まりその当時は車を持っていらっしゃる世帯の方が少なかったからこそ、あんまり駐車場の整備が進んでなかったというのも理由に考えられると思うんですよね。

ですから、そういったことを考えれば、今後ないからじゃあ造らないということじゃなくて、先ほど総務課長も言ったんですけれども、村全体の整備計画を考えながら、そこに敷地があれば住宅と併せてそこに駐車場を整備しようとかかいうのが、やっぱり一つ一つで造る端的に造るよりか、そういった整備構想をもとに、そこに敷地があればそこに造っていくという形で、今後は進んでいきたいと考えております。

次に、駐車場の位置、確かにこの前、現地視察で大棚のところ、確かにあつちは海風が強くて、駐車場の位置があまり良くないところもありますけれども、今後は、やはり整備する位置も考えられるんですけれども、なるべく住宅の裏側に建てるとか、そういった構想をたてながら、住宅の駐車場の位置というのを今後は考えていたいと思っております。以上です。

○2番（前田清和君）

ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次に地域おこし協力隊配置ですが、先ほど村長からも答弁ありましたが、平成28年度からこの制度が採用され、僕の記憶では4人ほど地域おこし協力隊は採用されたと思いますが、現状、今ほどなたもおられないという現状でございます。ここ一、二年もコロナ禍の中で去年も採用ありませんでした。今年も合同会社ひらとみに入られるということを知りました。また、この方は農業を専門にされるということで、合同会社ひらとみとして採用されるということを知らせていただきました。

私は、この地域おこし協力隊の採用なんです。平成28年度からやって、僕が知るかぎり1人の方は企画ですか、あと残り3名は産業振興課の合同会社に携わってきていたと思うんですよ。その方々がどういう思いでこの大和村地域おこし協力隊に来られたのか、そこまではちょっと分かりませんが、大和村としてこの農業に携わる、特に合同会社ひらとみに従事してくれる方を採用今されているのか。今年も、令和3年度もそういう形で採用されたのかなあというふうに思っているところでございます。それはそれとして僕はいいと思うんですが、ただ、ほかの課、例えば、企画であったら、これから観光事業、人口交流が増えていく中、この大和村をPRしたい、大和村の観光を宣伝にしたい、そのために大和村で働きたいという方がおられれば、それはやっぱり企画観光課に配属して、私たち島の人が分からない

大和村の魅力を、その都会の人、向こうから来られる方というのは持っていると思うんですよ。自分はこうしたい、あれをしたいという夢を持ってやっぱり来ると思うんですよ。そういう方々がやっぱりそれぞれの課でね、配置できたらいいなあと思っておりますし、また、教育関係においては、大和村の歴史・文化そういうのが大好きで、大和村の歴史・文化をしっかりと島外にアピールしたい。そういう方々がやっぱり教育委員会に配属されて、大和村の歴史・文化を発信するというのが、僕はそれが地域おこし協力隊にとっても良いことだし、行政にとっても、この大和村にとってもすごいアピールになると思うんですよ。

申し訳ないですけど、ほかの町村、宇検村とか最近よく地域おこし協力隊の名前が出ます。龍郷とか、ほかの町村では、それぞれやっぱり自分が夢見たこれがやりたい、このために村で働きたい、この町で働きたいという思いを持ってきている方々を、うまく僕は利用されているなあと思うんですよ。その点ちょっと大和村は、まだまだちょっと遅れているのかなあて。今までPRが本当になかなかできていないなあて、進んでいないなあというのが現状なんです。村長どうですか、この地域おこし協力隊、合同会社にももちろん今年、令和3年に入りますが、今後ね、それぞれの課にやっぱり一人二人配置をして、そして、やっぱり大和村、いくら行政が頑張ってもだめだと思うんですよ。各集落に今、大和村まるごと協議会がありますけど、TAMASUと一緒にあって、やっぱり各集落が盛り上がらないと大和村全体は盛り上がっていかないと、そういう意味で、やっぱり各課の配置をまた今後検討していただけますか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに議員がおっしゃるとおり、私はこれまで職員に話していただいたことを、今回このように質問をしていただいたことは大変ありがたいと思います。これは今、議員がおっしゃったように、何もかも職員がみんなやるんじゃなくて、やっぱりよそからの視点、やっぱり考え方の中で、大和村はどう方向性を見いだしていくかということは、やっぱりよその意見は大事じゃないかということで、そういう点で我々は協力隊を活用しようということでこれまでやってまいりました。

先ほど私が答弁を申し上げたように、なかなか連携の取り方がまずかったりとか、意見の不一致があったりとかいろいろございました。しかし、我々もこれでもうやめるんじゃなくて、今回新たな募集をして、農業をされる方がこうして応募していただきましたので、いろんな形で、この国の制度を活用した形での地域おこしを私はやっていただける方はいるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今

後もう一度我々も職員の今、体制がとれていない業務ばかりじゃなくて、やっぱりそれに必要なものは、我々も国の制度を活用して、体制づくりに我々も努めていきたいというふうに思うところであります。

○2番（前田清和君）

ぜひ、今後そういう体制で行政としてもしていただければなというふうに思っております。

最後になりますが、このフォレストポリス指定管理者、先ほど村長からありましたが、12ヘクタール、莫大な敷地を指定管理者が管理されています。全員協議会でフォレストポリス管理者、今年はちょうど指定管理の切り替えということで、新しく企業が指定管理者に入ったわけですが、もう一度確認なんです、今まで指定管理者料780万円ぐらいですかね、今回、令和3年度が900万円ちょっとあまり、100万円ぐらい上がったということで説明をいただきましたけど、もう一度上がった理由と仕事の内容、今後フォレストポリス、指定管理者がどういう運営、そして行政がどういう立場で見守られていくのかというのをもう一度伺います。

○産業振興課長（郁島武正君）

今回の指定管理者を更新契約をするにあたりまして、指定管理料の見直しを行いました。これまでが792万円、月66万円を今回924万円、月77万円、132万円の増額となっております。増額をした根拠になりますけれども、現在の指定管理料というのは、平成19年度に積算したものを減額、減額できたものでございます。その当時と比べると消費税も増税していますし、光熱水費や食材等の物価も上がっております。人件費も上がっている関係で、その間、指定管理者との話し合いの中ではそのような不満もあったわけですが、今回新たに現在の単価で計算をしておきました。そして、これまで仕様書に細部にまで管理の仕方をうたっていなかったわけですが、施設ごとに細部にうたって、そのとおり現在の単価で算定した場合にこの価格になると、経費がですね、それから4年間の平均収入を差し引いた額で924万円と算定いたしました。

今後ですけれども、これまでも指定管理者とは定期的に協議を行ってきたわけですが、今後も新しい管理者とも今現在、現在の指定管理者と新しい管理者が引き継ぎを行っている最中だと思います。それにも行政も入りますけれども、そのような形で指定管理者が意欲を失わないように、いろいろ既にアイデアを持っていますので、それを引き伸ばして行って、フォレストポリスが魅力ある公園になるよう協力していきたいと思っております。以上です。

○2番（前田清和君）

やる気のある今度指定管理者ということですので、行政も一緒になって、また私たちも一緒に応援したいと思います。先ほど村長からありましたけど、グラウンドゴルフ場と私は切り離して指定管理ができないかということの前々から思っていました。12ヘクタールという広大な場所、下のキャンプ場がメインで、あそこに今、事務所もありますが、今、グラウンドゴルフ場の利用者というのは、奄美群島もそうですけど、毎週のように日曜日は試合をしたり、あちこち行っては練習をしたり大会をされているのが現状です。本当に村内においてもたくさんの方々がフォレストポリスを利用されていると思うんですよ。

聞きますと、大和村グラウンドゴルフ協会の方々は、年間登録料というのを払って、年間これだけ払えば1年間いつでも利用できると、使用料はなしでやられると聞いていますが、そのグラウンドゴルフ協会の以外の方、一般の方々も、やっぱり日曜日とか、平日でもそうなんですけど、結構練習に行ったり利用されているんですよ。そのときにグラウンドゴルフ場にどなたも管理者がいないもんで、本来であればキャンプ場の管理事務所に行って、使用料をしっかりと支払って利用されるというのが普通のグラウンドゴルフ場の管理だと思うんですよ。しかし、大和村はそこらへんがここ何年見ていますが、管理棟の事務所を通らなくて、大柵・名音線、名音から行ったり宇検村から来たりしたら、管理所を通らなくても勝手に利用されて、勝手に使用料も払わないで、そういう方々はやっぱり多々おられるということを目にしているんですが、この現状を担当課長、どのように思われますか。今までの指定管理者もそこまでなかなかできなかったんですが、今度ね、新しく指定管理者が決まりました。今度グラウンドゴルフ場の利用についても、そういうところもしっかりと話し合いはされていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

引き継ぎにつきましては、3月11日に現管理者、新しい管理者当局と話をしました。その中で、グラウンドゴルフ場の管理につきましても話したところでございます。協会、村内の方は年会費2,400円、村外の方は1回につき500円ですので相当な割引となっております。村外からとかいろんな方、いろんな道からフォレストポリスに行きますので、受け付けをせずに何も分からずに帰るといふ方も話もあったということは、現管理者も聞いておりますけれども、今回代わるにあたり、そのへんを気をつけてくださいということで、人員もある程度、常時は置けないかもしれませんが、必ず受け付けをするようにとか、上部管理棟にそれなりの周知をするとか、

そういうような工夫をしていただいて、ただでプレーして帰らないように、皆さんがちゃんと使用料を払ってプレーするような管理の仕方をしていただきたいと思います。以上です。

○2番（前田清和君）

先ほど村長からありましたけど、キャンプ場と、キャンプ場周辺、そしてグラウンドゴルフ場の使用料とか入れて、年間の売上の比率的にどれぐらいですかね。下のキャンプ場、食事管理棟での収入、そしてグラウンドゴルフ場での収入、去年、ここ二、三年でもかまいませんが、どれぐらいの割合なのか、もし分かれば教えてください。以上です。

○産業振興課長（郁島武正君）

ちょっと資料を持ってきておりますけれども、調べますのでしばらくお待ちください。

○2番（前田清和君）

やっぱり、私が思っているのは、そのようにしてグラウンドゴルフ場を利用される方が、今までその使用料を払わずにやられていたと、そういうちょっとした、せっかく鹿児島県の認定コースですよ、大和村は、立派なグラウンドゴルフ場があるのに、こういうことはやっぱりしっかり徹底しないということは、やはり少しおかしいのかなあと。

であれば、本当に切り離して、今、グラウンドゴルフ協会がグラウンドゴルフの練習をされたりいろいろやっています。例えば、この指定管理924万円、年間、例えばこれの何割かをグラウンドゴルフ協会とか、そういう方々だったらグラウンドゴルフ場の草刈りの徹底、そして、どなたか一人常時置けたりしてね、そういう管理ができないものかなあと思うんですよ。いくら担当課長が今後指定管理者にね、徹底するように言われても、こればかりはなかなかすぐ改善できるとは思わないんです。ですから、今後の課題として、今度令和3年度から3年間の指定管理者は決まりましたから、この3年間はなかなかできないとしても、次の4年後に向けてね、やっぱり検討しますじゃなくて、やっぱりグラウンドゴルフ場をしっかり管理して、そしてキャンプ場はキャンプ場として、今後グラウンドゴルフ場の愛好家、参加者も増えてこられます。また、世界自然遺産登録になれば観光客もあちこちから来られると思います。これが指定管理者1社だけであの広大な土地を管理できるとは、なかなか難しいのではないかなあとというふうに思いますので、今後の課題として検討していただきますようお願いしまして、一般質問を終わります。

○産業振興課長（郁島武正君）

収入の割合でございますが、平成30年度になりますけれども、キャンプ場が370、80、400万円近くあるんですが、グラウンドゴルフ場の収入として38万円、40万円弱となっております。今回の指定管理で指定管理業務の一部を委託することができると思いますので、グラウンドゴルフ場の管理を別団体に指定管理者が委託することも可能ではあります。そのことも含めて新しい管理者と協議をしてみたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

これで2番、前田清和君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は3月18日木曜日、午前10時から予算審査特別委員会を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞様でした。

散会 午後2時58分

第 1 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 3 月 2 3 日 (火)

大 和 村 議 会

令和3年第1回大和村議会定例会会議録

令和3年3月23日（火）

午前10時14分 開議

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 議案第23号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）について

日程第2 議案第24号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決）

日程第4 発議第1号 大和村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 議員派遣の件について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 市田実孝君

6番 勝山浩平君

2番 前田清和君

7番 民文忠君

3番 重信安男君

8番 宮田到君

5番 藏正君

9番 奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次 長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君

教 育 長 晨原弘久君

副 村 長 泉 有 智 君

教委事務局長 福山 茂 君

総務課長 政村 勇二君

企画観光課長 森 永 学 君

建設課長 前田 逸人君

産業振興課長 兼農委事務局長 郁島 武正君

教委指導主事	前 田 剛 君	会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君
保健福祉課長 兼大和診事務長	早 川 理 恵 君	住民税務課長	吉 原 照 悟 君
大和の園園長	勝 健一郎 君		

開議 午前10時14分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第23号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、議案第23号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由、並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や各事業確定による調整など、歳入歳出それぞれ3,111万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3,111万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,487万7,000円にしようとするものであります。

歳入の主なものから御説明いたします。

10ページをお開きください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節6新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次申請分といたしまして、2,850万4,000円を増額計上いたしました。

引き続き、11ページ、目3土木費国庫補助金は、橋梁補修事業や村道舗装補修事

業などの実績に伴い、合計で215万6,000円を減額計上いたしました。

12ページをお開きください。

款16寄附金、項1寄附金、目2まほろば応援寄附金は、ふるさと納税における増額分といたしまして、600万円を増額計上いたしました。

同じく12ページをお願いいたします。

款19諸収入、項3雑入、目2雑入は、土砂搬入量の実績に伴う増額や市町村振興宝くじにおける交付金の決定などにより、合計で1,224万3,000円を増額計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

款20村債においては、各起債の組み替えによる調整を行い、合計で1,280万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

14ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費につきましては、財政調整基金及び振興基金への積立金といたしまして、2,235万6,000円を増額計上いたしました。

同じく、14ページ、目21地方創生臨時交付金事業は、新型コロナウイルス感染に伴う事業といたしまして、保育所及び学校遊具設置の工事請負費及び15ページへと続きます。不特定多数の方が利用する施設へのサーモグラフィーカメラ3基の購入やマイクロバス購入における備品購入のほか、負担金補助及び交付金、繰出金と併せ、合計で4,488万8,000円を増額計上いたしました。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目23地域振興事業費は、湯湾岳遊歩道改修に伴う測量設計委託料として300万円を減額計上いたしました。

17ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目16障害者自立支援給付事業費は、システム改修負担金のほか、障害者自立支援給付費及び返還金の合計で、538万円を増額計上いたしました。

18ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料は、電算保守委託料と併せまして、新型コロナウイルスワクチン接種及びインフルエンザワクチン接種における予防接種委託料として、合計で141万1,000円を増額計上いたしました。

20ページをお開きください。

款7土木費、項1道路橋梁費、目4社会資本整備総合交付金、防災安全事業は、橋梁補修における設計委託の増や内示額減による工事請負費の減額などと併せまして、合計で222万5,000円を減額計上いたしました。

21ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5防災行政費は、役場庁舎内にある防災無線操作卓更新委託料として250万円を減額計上いたしました。

22ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費は、教育支援員減による報酬減と併せまして、学校端末設定終了に伴う機器設定委託料の合計で、570万円を減額計上いたしました。

23ページをお願いいたします。

款13予備費において、78万1,000円を増額し、歳入歳出の調整を行いました。

最後に、前のほうに戻りまして5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが、令和2年度から令和3年度に繰り越して行う事業は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業や社会資本整備総合交付金事業、災害復旧費など合わせて9事業の合計で、6億1,213万5,000円を繰り越して行うこととしております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第24号 大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議案第24号、大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村介護保険条例の一部改正につきましては、令和3年度から令和5年度の介護保険料を改定することにより御提案するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

令和3年度から令和5年度における第8期介護保険事業計画策定に伴い、第1号被保険者の保険料基準額を月額5,500円に設定いたしました。このことに伴い、賦課に係る年度及び各所得段階における保険料年額を改めようとするものでございます。

以上で、内容説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第9号～議案第16号について（予算審査特別委員長報告及び採決）

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算について、議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算について、議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算について、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算について、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算について、議案第14号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算について、議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算について、議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（前田清和君）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和3年度予算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る、3月8日の本会議において、本予算審査特別委員会に付託を受けました議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算についてから議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算について、以上8件の当初予算議案について、審査内容と結果について報告いたします。

本村の令和3年度予算編成については、村長の施政方針にもあるように、

1、行財政改革の推進

- 2、農林水産業の振興と合同会社ひらとみ運営充実による村の活性化推進
- 3、企業誘致による村の活性化対策と定住促進住宅の整備推進
- 4、世界自然遺産登録後の観光振興の充実と推進
- 5、子育て支援と高齢者対策の充実
- 6、道路交通網、情報通信網、生活環境の整備推進

7、安全・安心な大和村づくりの7項目の基本方針が示され、長期的展望を見据えた「大和村第六次総合振興計画」を策定し、各分野において新規の取り組みが企画されています。

本委員会は、3月10日午前中に主な事業の現地調査を行い、大和地区住宅建設事業及び防災関連施設事業、アマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業、観光振興事業による国直ウミガメ公園整備事業、また、定住促進推進による空き家改修事業の説明を受けました。

また、3月18日と19日の二日間においては、村長、副村長、教育長及び関係担当職員の出席を求め、各課・局ごとに、一般会計及び各特別会計予算案の審査を行いました。

審査の詳細について申し上げます。

村営住宅の家賃について、公務員・役場職員の方々にも、一般の方と同様の助成などできないかと質疑があり、最高2万8,000円の住宅手当がありますが、今後、住宅家賃については、年度毎に住宅制度を検討していきたいとの答弁がありました。

また、無電柱化について、本村はどのような計画かと質疑があり、整備を進める上で莫大な費用がかかることから、現時点では難しいとの答弁がありました。

次に、宮古崎に設置しているバイオマストイレの状況及び今後、フォレストポリスへの設置は必要ではないかとあり、毎月定期的に管理・点検はしています。また今後、観光客が増加していくことが予想されるため、フォレストポリスへの設置は検討していきたいとの答弁がありました。

次に、住民税務課について、海岸漂着ごみに対する質疑があり、補助対象期間が4月から1月まででごみの多い2・3月が補助対象でないので、今後どのような対応をするのか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、ノヤギ駆除について、マングースバスターズの活用などできないのかと質疑があり、現時点で県からの指導もありませんが、今後、村としてもノヤギ駆除はもちろんのこと、併せて野猫対策にも取り組むことができないのか検討していきたい。早ければ5月には要請したいとの答弁がありました。

次に、幼児教育の徹底、研修等を含め本村として、どのように取り組んでいかれるのかと質疑があり、子育て世代が子供を育てる環境を整え、学ぶ機会を増やし、子供たちの可能性をさらに伸ばしていきたい。また研修等については、今現状のコロナ禍が落ち着き次第、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、津名久林道の崩壊について、水の流れが悪く頻繁に崩壊しています。林道の側溝の管理が必要ではないかと質疑があり、令和3年度も予算を計上しており事業を行う予定です。また、定期的にパトロールも行っていますとの答弁がありました。

次に、歴史館建設について、どのようなお考えなのかと質疑があり、他の市町村の視察、情報を把握しながら進めていきたい。また、学芸員等を利用し、専門分野の職員の配置を含めた検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、体験農園について、実施予定はいつ頃になるのかと質疑があり、現状進んでいない状況であり、整備の見直しを含め、しばらくは見通しがたちませんとのこと。しかし、果樹については来年までに何とかしたいとの答弁がありました。

次に、集落排水事業についての質疑があり、騒音・振動により集落の高齢者の方々が気苦労しておられるように思いますが、配慮はできないかとありました。今後は、事業者に指導をしていくとともに、保健福祉課と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、大和の園について、令和2年度末に職員が退職されますが、どのような対応をされますかと質疑がありましたが、令和3年度4月から1人採用されますが、現状人材不足であります。業務の改善、仕事の内容を含め検討していきたいとの答弁がありました。また、大和の園における「あり方検討会」についての質疑には、まだ具体的には決まっていますが、地域に密着した形で検討しています。何とか令和3年度に打ち出せないかと答弁がありました。

以上、令和3年度一般会計予算の質疑終了後に一括して討論を行い、会計ごとに採決を行いました。

その結果、どの会計においても討論はなく、採決の結果、全会計ともに、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、予算審査特別委員会に付託を受けました、令和3年度大和村一般会計予算を含む、8件の予算については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに報告いたします。

最後に、当委員会では、委員長の予算審査報告と併せまして、議会の意見書を後

日取りまとめて提出いたしますので、速やかに対処していただきますよう申し上げ、令和3年度予算審査特別委員会における委員長報告を終わります。

○議長（奥田忠廣君）

これで委員長報告を終わります。

ただいま、予算審査特別委員長から報告がありました。

ただいま予算審査特別委員長から報告がありました。予算審査特別委員会は議長を除いてすべての議員が委員となっております。したがって、議案第9号から議案第16号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各議案の討論に入ります。

最初に、議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号においては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第9号、令和3年度大和村一般会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数、したがって、議案第10号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第11号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第11号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第12号、令和3年度大和村大和診療所特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第13号、令和3年度大和村介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第14号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第14号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第14号、令和3年度大和村集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第15号、令和3年度大和村大和の園特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第16号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（奥田忠廣君）

起立多数であります。

したがって、議案第16号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、予算審査特別委員会の意見についてお諮りいたします。

本件を議会の意見として村長に提出いたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の意見を議会の意見として、村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 発議第1号 大和村議会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、発議第1号、大和村議会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者に趣旨の説明を求めます。

○2番（前田清和君）

それでは、大和村議会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産にかかわる産前産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしとします。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり、派遣することにした
いと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり、派遣するこ
とに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたい
と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和3年第1回大和村議会定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 藏 正

大和村議会議員 勝 山 浩 平